規　　程　　集

２０２６年度
（令和８年度）

長崎総合科学大学

目　　次

【建学の精神】

【アドミッションポリシー】

長崎総合科学大学アドミッションポリシー
長崎総合科学大学大学院アドミッションポリシー

1.【学　部】

1-01　長崎総合科学大学　学則
1-02　〃　工学部修学規程
1-03　〃　総合情報学部修学規程
1-04　〃　教職課程履修規程
1-05　〃　留学規程
1-06　〃　転学部及び転コース規程
1-07　〃　編入学規程
1-08　〃　編入学生の単位認定取扱い細則
1-09　〃　食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成課程履修規程
1-10　〃　学修成果の指標に関する規程
1-11　〃　学生懲戒規程
1-12　〃　学生生活に関する規程

2.【大 学 院】

2-01　長崎総合科学大学　大学院学則
2-02　〃　履修規程
2-03　〃　学位規程
2-04　〃　工学研究科転入学取り扱い内規

3.【別　　科】

3-01　長崎総合科学大学　別科日本語研修課程規程
3-02　〃　修学規程

4.【授業料及び奨学金等】

4-01　長崎総合科学大学　授業料等納入規程
4-02　〃　特待生規程
4-03　〃　特待生資格取消及び継続細則
4-04　〃　優待生（在学生）規程
4-05　〃　学費減免規程
4-06　〃　学費減免収入基準内規
4-07　〃　勉学奨励基金規程
4-08　〃　大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免規程
4-09　〃　大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免学生の支援取消及び支援継続細則
4-10　〃　障害学生支援規程
4-11　〃　スポーツ・文化振興基金規程
4-12　〃　私費外国人留学生入学時特別支援細則
4-13　〃　私費外国人留学生授業料減免規程
4-14　〃　私費外国人留学生授業料減免収入基準内規
4-15　〃　留学生奨学基金（木原 博記念）規程
4-16　〃　ﾃｨｰﾁﾝｸﾞ・ｱｼｽﾀﾝﾄ及びｽﾁｭｰﾃﾞﾝﾄ・ｱｼｽﾀﾝﾄに関する規程
4-17　〃　ﾃｨｰﾁﾝｸﾞ・ｱｼｽﾀﾝﾄ及びｽﾁｭｰﾃﾞﾝﾄ・ｱｼｽﾀﾝﾄに関する運用内規・
4-18　〃　学内ワークスタディ実施規程
4-19　〃　留学生寮レジデント・アシスタント内規
4-20　〃　大学院授業料等減免規程

4-21　長崎総合科学大学　大学院特待生規程
4-22　〃　リサーチ・アシスタントに関する規程

5.【施設利用】

5-01　長崎総合科学大学　附属図書館利用細則
5-02　〃　情報科学センター利用についての内規･
5-03　〃　学内ネットワーク利用についての内規
5-04　〃　グラウンド及び体育館の使用に関する細則
5-05　〃　学生寮規程
5-06　〃　留学生寮規程
5-07　〃　留学生寮内規

6.【特別学生】

6-01　長崎総合科学大学　研究生規程
6-02　〃　委託研究生規程
6-03　〃　科目等履修生規程
6-04　〃　高大連携科目等履修生（先取り履修生）細則
6-05　〃　高大接続科目等履修生細則
6-06　〃　聴講生規程
6-07　〃　大学院研究生規程
6-08　〃　特別聴講学生規程
6-09　〃　別科日本語研修課程 聴講生規程

7.【学生自治会】

7-01　長崎総合科学大学　学生自治会規約

この規程集は、毎年新入学生（編入学生除く）のために発行しています。学則、修学規程、教職課程履修規程等は、卒業するまで係わりますので大切に利用して下さい。

「建学の精神」の改新と「大学の理念」の創定について

本学園の「建学の精神」は、昭和 17 年本学の創設者 川南工業株式会社 川南豊作 社長によって発表された「川南高等造船学校創立趣意書」に由来するところであります。その設立意図は 当時国家の存亡をかけた戦時の国策遂行のための造船技術者の養成にありましたが、同時にそこに示された理念はより普遍的な人間尊重の大意と教育・研究開発への熱情に充ちたものでありました。

具体的には、**１.自己の確立、**
２.ものつくりとしての実行力、
３.ものまねでない新技術の開発力、
４.世界的視野の保持　　等を説き示すもので、これらは今日的な観点からしても なお指標としての意義と輝きを失うものではありません。

その後、敗戦のときからようやく 60 年を経て、その間に本学も短期大学への移行、４年制大学への昇格、学部･学科・大学院の増設・改編と校名変更、付置研究所及び附属高校の設置等をともなって、長崎総合科学大学として発展して参りました。しかし他方、科学技術の不断の進展と革新、高度情報化社会への推移、地球的規模での環境問題の増大、少子・高齢化社会の到来、経済的環境の変遷など大きな時代背景の変化変容の中にある学園経営は、少数適正な規模の堅持を図りながら、教育・研究のさらなる質的向上・充実をめざすべく、まさに「止揚」の時にあると考えられます。

そこでその第一歩として本理事会は、戦後 60 年、４年制大学への移行 40 周年の節目に当り、以上を踏まえて改めて本学の「建学の精神」の表現の現代化をこころみると共に、併せて「大学の理念」を掲示し、その周知を図ろうとするものであります。すなわち上記創立趣意書にみられた先駆的な思念を「建学の精神」として下掲の４つの四字成語に要約改新し、また「大学の理念」としては本学の歴史的な歩みの中で伝承されてきた古代ギリシャの先哲ヒポクラテスの言葉をここにあらためて師表として掲げるものであります。

建学の精神

・自 律 自 彊 （じりつじきょう）
・実 学 実 践 （じつがくじっせん）
・創 意 創 新 （そういそうしん）
・宇 内 和 親 （うだいわしん）

大学の理念

人類愛の存するところ技術への愛もまた存する

平成 17 年 11 月 12 日
学校法人 長崎総合科学大学

長崎総合科学大学　アドミッションポリシー

世界の国々にいち早く交流の窓を開いた長崎。この長崎に私たちの長崎総合科学大学はあります。

私たちは「自己の確立」「ものつくりとしての実行力」「ものまねではない新技術の開発力」「世界的視野の保持」を建学の精神として、時代と社会の要請に応え、大学として果たすべき役割を担ってきました。現在、人類社会はかつてない勢いで変化をしています。そのため私たちは現在の社会においてのみならず、将来どのように社会が変化しようとも、その社会において自分の足で地に立ち社会に貢献できるような、普遍的な能力を持つ人間を育成することを目指します。

これからの２１世紀型市民に必要な教養と協働する知性を持ち、工学の専門家として「ものつくりとしての実行力」「ものまねでない新技術の開発力」を備えた人間を育成するという目的のために、次のような資質、能力を有する学生を求めます。

・ 知的好奇心が旺盛で、新しいことを学ぶ意欲を明確に持つ人
・ 新しい何かを創造することに興味を持ち、それによって社会に貢献したいという志を持つ人
・ 自ら課題を見つけ、それに挑戦する気概を持つ人

このような学生を受け入れるために、自らの資質を何によって顕そうとするかに応じた入学者選抜を行います。学習成果を重視する一般選抜、学校推薦による学校推薦型選抜、社会の中で成し遂げた業績等による総合型選抜を実施します。また、留学生、社会人および帰国生徒のための入学者選抜を行います。

全ての入学者選抜において、学力の３要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度」）を多面的・総合的に評価します。

工学部　工学科

工学部工学科は、一般・専門基礎知識を広く修得して、建学の精神にもある「ものつくりとしての実行力」、「ものまねでない新技術の開発力」を獲得し、さらにコミュニケーション能力と国際性を身につけ、技術者としての倫理観を持った２１世紀循環型社会の構築に貢献できる人材を養成することを目的とします。そのために、次のような学生を求めます。

・ ものづくりが好きで、科学技術に興味を持ち、さらに能力を向上させようとする人
・ 高い志を持ち、環境に優しいものづくりを通して、社会に貢献したい人

総合情報学部　総合情報学科

総合情報学部総合情報学科は、一般・専門基礎知識を広く修得して、情報技術とそれが活用される様々な分野についての広範な知識と技術を有し、２１世紀循環型社会に求められる情報技術の活用技術の開発に寄与し、高い国際性・技術者倫理・コミュニケーション能力・課題発見能力・課題解決能力を持つ人材を養成することを目的とします。そのために、次のような学生を求めます。

・ 情報技術に興味を持ち、さらに幅広い能力を向上させようとする人
・ 高い志を持ち、環境にも配慮した新しい価値を創造することを通じて、社会に貢献したい人

教職課程

教職課程は、一般・専門基礎知識を広く修得して、社会人としての幅広い教養と良識や倫理観、心の豊かさを獲得し、21 世紀循環型社会の構築に寄与し、課題発見と課題解決能力をもつ人材を育成することを目的とします。そのために、次のような学生を求めます。

・ 教科・教職における幅広い基礎知識を修得し、得意分野の専門的知識や技能を身につけることを志す人
・ 学校現場で生じる問題をはじめとして、地域や社会全体に関わる課題について、適切な対応を考えられる人
・ 生徒に対する愛情、教育に対する情熱・使命感を持ち、生徒との信頼関係を築こうとする人
・ 同僚教師や保護者との対人関係を身につけ、協力して課題に取り組もうとする人

各コースが求める学生像

工学部　工学科	**船舶工学コース** 船舶工学コースは、船と海に関する専門知識を学ぶことによって、優れた船舶を設計建造できる技術者や海洋の環境を保全し活用する優れた専門家を育成します。そのために、本コースは次のような学生を求めます。 ・船や海の好きな人 ・学んだ専門知識を通じて国際的に貢献したいと考える主体的な学習意欲を持った人
	機械工学コース 機械工学コースは、製造業を中心に、現在社会に役立つものづくりに貢献できる技術者を育成します。そのために、本コースは次のような学生を求めます。 ・機械やメカニズムが好きで、能力をさらに伸ばしたい人 ・環境に優しいものづくりを通して、世の中のためになるようなことがしたい人
	建築学コース 建築学コースは、デザイン、構造、設備など建築に関わる技術を学ぶことによって、優れた建築や住宅を設計、施工、管理できる専門家を育成します。そのため、本コースは次のような学生を求めます。 ・建築・住宅・人間・旅が好きな人 ・自分で物事を考えられる人
	電気電子情報コース 電気電子情報コースは、電気電子情報、データ計測・解析を学び、修得した知識やデジタル技術を活用した問題発見、解決能力のある技術者を育成します。そのために、本コースは次のような学生を求めます。 ・ 電子工学、情報技術や省エネルギー技術に関心があり、自分の資質を磨き見識を広げたい人 ・ 広範囲な事象に対して強い好奇心を持ち、電気・電子技術を活用し社会に貢献したいと強く希望する人
	医療工学コース 医療工学コースは、医用工学分野において必要となる基礎・臨床医学と臨床工学に必要となる電気・電子・機械・情報などの幅広い専門知識を修得し、医療関連業界で活躍できる素養と知識を持った人材を育成します。そのために、本コースは次のような学生を求めます。 ・医療に関係する仕事に興味を持ち、技術者として医療に関係した職業をめざす人 ・医療機器の開発・生産・販売などに興味のある人 ・もの作りが好きで、新しいものを創造する意欲のある人
総合情報学部　総合情報学科	**知能情報コース** 知能情報コースは、情報通信技術を活用して、より高度なシステムの開発、人間と機械の融合およびコミュニケーションの円滑化を実現できる情報技術者を育成します。そのために、本コースは次のような学生を求めます。 ・人間の知能や心に関心があり、 AI の応用やロボットの創造に夢を持っている人 ・情報技術の活用とともに、感性と想像力を活かした情報のデザインをめざす人
	経営情報コース 経営情報コースは、情報技術を駆使しデータ分析と経営戦略を融合、地域社会やビジネスの課題解決能力を「紡ぎ」醸成します。「文系×理系」の視点を併せ持つ『文理複眼』と地域社会やビジネス現場に強い『実践力』を磨き、経営と情報のプロフェッショナルを育成します。本コースは次のような学生を求めます。 ・ 地域社会や企業経営の課題に深い関心があり、具体的な課題解決へ向けて情報量販に取組みたい人 ・ DX、経営情報、統計、データサイエンス等の情報活用能力を習得し、地域社会に貢献したい人
	環境デザインコース 地域環境と共創した環境への対応力を身につけ、社会・自然・動物を対象としたフィールドワークを実践することにより環境問題の解決ができる人材を育成します。そのために本コースは次のような学生を求めます。 ・ 脱炭素社会の実現など持続可能な社会構築の手法を学びたい人 ・ バイオマス資源のエネルギー化など有効活用のための技術を身につけたい人 ・ 野生動物やイヌ・ネコなどの伴侶動物の生態に興味がある人 ・ これからの社会を自分の力で変えていく熱意がある人

長崎総合科学大学大学院アドミッションポリシー

大学院工学研究科

大学院工学研究科は、先端的、専門的な知識・技術を修得し、高度な専門的力量を備え、自立して人類の生活に役立つ“ものづくり”の研究・業務活動に従事できる技術者の育成を目的とします。そのために、本研究科は次のような学生を求めます。

・学部における専門基礎知識を修得した、あるいは相当する学力を有する人

・より高度で先端的な専門知識・技術に対するチャレンジ精神と勉学意欲が旺盛な人

・高い志を持ち、専門知識を活かした社会貢献を目指す人

長崎総合科学大学　学　則

第１章　目的及び自己評価

（大学の目的と学部の設置）

第１条　本学は、建学の精神及び大学の理念に基づいて、広く教養的知識を授けるとともに深く各専門分野の学術技芸を教授研究し、人間性豊かで創造性に富み地域及び国際社会に貢献できる人材を養成することによって、人間社会及び科学技術の進展に寄与することを目的とする。

２　本学は、前項の目的を具体化するために、工学関係分野の研究教育を展開し、その知的、道徳的及び応用的能力を有する人材を育成することを目的として、工学部、総合情報学部の２学部を置く。

（自己点検・評価）

第１条の２　本学は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

２　前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制については別に定める。

第２章　構　　成

（学部の学科構成と入学定員及び収容定員等）

第２条　本学に設置する各学部には次の学科を置き、それぞれの入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学　部	学　科	入学定員	収容定員
工　学　部	工学科	１００名	４００名
総合情報学部	総合情報学科	７５名	３００名
合　　計		１７５名	７００名

２　工学部工学科に、船舶工学コース、機械工学コース、建築学コース、電気電子情報コース及び医療工学コースの５コース並びに総合情報学部総合情報学科に、知能情報コース、経営情報コース及び環境デザインコースの３コースを置く。

３　総合情報学科については、コースの定員を以下のように定める。

学　部	学　科	コース	入学定員	収容定員
総合情報学部	総合情報学科	知能情報コース	４５名	１８０名
		経営情報コース	１５名	６０名
		環境デザインコース	１５名	６０名
合　　計			７５名	３００名

４　本学に教養教育及び基礎教育を充実させるため共通教育部門を置く。

５　学部及び学科の修学に関する規程は、別に定める。

６　本学に大学院工学研究科を置く。大学院の学則は、別に定める。

７　本学に別科日本語研修課程を置く。別科日本語研修課程の規程は、別に定める。

第３章　教職員組織

（学長、副学長、研究科長、学部長）

第３条　本学に学長、副学長、研究科長及び学部長を置く。

２　副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

３　研究科長及び学部長は、所属を代表し、その運営及び教育・研究に関する校務をつかさどる。

４　学長、副学長、研究科長及び学部長の選考に関する規程は、別に定める。

（附属施設等の役職）

第３条の２　本学に図書館長、研究所長及びセンター長の役職を置く。

２　図書館長は、図書館を統括する。

３　研究所長及びセンター長は、研究所及びセンターを代表し、その業務を統括する。

４　必要に応じて、その他の役職を置くことができる。

（教育職員等）

第３条の３　本学に教授、准教授、講師及び助教を置く。また、本学が必要と認める場合は、助手及び教務職員を置くことができる。

２　教授、准教授、講師及び助教は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事するとともに、教学運営を行う。

３　助手、教務職員及び指導補助者は、教授、准教授、講師及び助教の職務を助ける。

４　教育職員の任用及び学外研修等については、別に定める。

５　本学に名誉教授を置くことができる。名誉教授に関する規程は、別に定める。

６　本学に特任教授、学術教授、客員教授及び学術研究員を置くことができる。特任教授、学術教授、客員教授及び学術研究員の任用については、別に定める。

（事務職員等）

第３条の４　本学に事務職員及びその他の職員を置く。

（教育研究実施組織等）

第３条の５　本学は、教育研究上の目的を達成するため、必要な教育職員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。

２　教育研究実施組織を編制するに当たっては、教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教育職員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。

３　学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教育職員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。

４　教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、本学の運営に係る企画立案、本学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の運営に必要な業務を行うため、専属の教育職員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。

５　当該本学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて

培うことができるよう、組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

（職員研修の機会等）

第４条　本学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、第３条の３及び４に定める職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けるなど、必要な取り組みを行うものとする。

（会議体の設置）

第５条　本学に全学教授会及び代議員会を置く。

（全学教授会）

第５条の２　全学教授会は、学長、教授、准教授、講師（専任）及び助教をもって構成する。

２　学長は、必要と認める場合、全学教授会に助手、教務職員及び事務職員を参加させることができる。

３　全学教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

（１）学生の入学及び卒業

（２）学位の授与

（３）前２号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で全学教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

４　全学教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長、学部長の求めに応じ意見を述べることができる。

５　全学教授会に関する規程は、別に定める。

（代議員会）

第５条の３　全学教授会は、教学の円滑な運営を図るため、代議員会を置く。

２　代議員会は、学長、副学長、研究科長、学部長、コース長及び共通教育部門長をもって構成する。

３　代議員会に関する規程は、別に定める。

第４章　教育課程の編成

（教育課程の編成）

第６条　本学の教育上の目的を達成するため、別に教育課程の編成・実施の方針を明示する。

２　前項に基づき、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

（授業科目区分）

第６条の２　工学部及び総合情報学部の授業科目は、共通科目系列に理数科目、形成科目、情報・キャリア科目及び外国語科目、専門科目系列に基礎科目及び専門科目並びに教職に関する科目に区分する。各授業科目は、さらに必修科目、選択科目及び自由科目とする。

（授業科目及び単位数）

第６条の３　工学部及び総合情報学部の授業科目及び単位数は、別表１による。

（成績評価基準等の明示）

第７条　授業の方法、内容、授業計画及び成績評価基準等については、別に明示する。

第５章　履修方法及び卒業の認定

（履　修）

第８条　全課程を４年に配分し、これを履修させる。

（修学方法）

第９条　修学履修方法については、別に定める各学部修学規程による。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第９条の２　教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

２　前項の規定により修得した授業科目の単位については、３０単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

３　前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第９条の３　教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

２　前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて３０単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第９条の４　教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第３３条の規定により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第１項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

３　前２項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第９条の２及び前条により本学において修得したとみなす単位数と合わせて３０単位を超えないものとする。

（授業の形態）

第９条の５　授業は、講義、演習、実験、実習、実技のいずれか若しくはこれらの併用により行うものとする。

２　前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

３　第１項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

４　第１項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
５　第１３条に規定する卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第２項の授業の方法により修得する単位数は、６０単位を超えないものとする。

（単位数と授業時間）

第１０条　１単位の授業科目は、４５時間の学修を必要とする内容をもって構成するものとし、１単位当たりの授業時間は、次の各号の基準によるものとする。
（１）講義及び演習の授業科目については１５時間
（２）実習、実験、実技及び製図の授業科目については３０時間
（３）前２号にかかわらず特に指定した授業科目については４５時間
２　前項第１号の講義及び演習においては、教育効果を考慮して１５時間から４５時間の範囲で定めることができる。
３　前２項の基準にかかわらず、卒業研究等は、学修の成果を評価し、合格した者に対して単位を与える。

（考査及び評定）

第１１条　学生が一つの授業科目を履修した場合は考査を行い、合格した者に対しては単位を与える。この場合、考査は、試験、論文、報告書、学びに対する姿勢の評価その他によって実施する。
２　考査の評定は、S、A、B、C、Dの５種類をもってこれを表し、Sは９０点から１００点、Aは 80 点から 89 点、Bは７０点から７９点、Cは６０点から６９点、Dは５９点以下とし、S、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。
３　前項の基準にかかわらず、特に定めた授業科目についての考査の評定は、N、Dの２種類をもってこれを表し、Nを合格、Dを不合格とする。

（その他の学修成果の指標）

第１１条の２　学修成果の指標の内、前条に定めるものの他で必要な事項は、別に定める。

（修業年限）

第１２条　修業年限は４年とし、在学期間は修業年限の２倍を超えることができない。

（卒業認定単位数）

第１３条　卒業に必要な単位数は、別表１に定める授業科目から合計１２４単位以上とし、さらに以下の基準を満たすものとする。
２　工学部の卒業に必要な基準を以下のように定める。
（１）前項の単位は、次のア～カの基準を満たすものとする。
ア　共通科目系列の理数科目及び専門科目系列の基礎科目から合計１２単位以上修得する。
イ　共通科目系列の形成科目から８単位以上を修得する。
ウ　共通科目系列の外国語科目から英語科目８単位以上（日本語が母語ではない学生は、日本語科目８単位以上または英語科目８単位以上）を修得する。
エ　共通科目系列の情報・キャリア科目から必修科目を含む４単位以上を修得する。
オ　専門科目系列の専門科目から７０単位以上を修得する。
カ　コースの定めた必修科目を全て修得する。
（２）前号の基準にかかわらず、自コース以外の本学の開講科目を１０単位まで加える

ことができる。

3　総合情報学部の卒業に必要な基準を以下のように定める。

（1）第1項の単位は、次のア～キの基準を満たすものとする。

ア　共通科目系列の理数科目及び専門科目系列の基礎科目から合計２０単位以上修得する。

イ　共通科目系列の形成科目から８単位以上を修得する。

ウ　共通科目系列の外国語科目から英語科目８単位以上（日本語が母語ではない学生は、日本語科目８単位以上または英語科目８単位以上）を修得する。

エ　共通科目系列の情報・キャリア科目から必修科目を含む４単位以上を修得する。

オ　専門科目系列の専門科目から７０単位以上を修得する。なお、コースが指定する他コース又は他学部他学科の関連分野の開講科目群から２０単位までをこの７０単位に含めることができる。

カ　コースの定めた必修科目を全て修得する。

（2）前号の基準にかかわらず、自コース以外の本学の開講科目を１０単位まで加えることができる。

4　履修の方法及び卒業要件については、別に定める各学部の修学規程による。

（卒　業）

第１４条　第１２条に規定する修業年限以上の期間を在学し、第１３条にある所定の卒業認定単位数を修得した者には、全学教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

2　学長は、前項で卒業を認定した者に対して、卒業証書・学位記を授与する。

（学　位）

第１４条の２　本学において授与する学士の学位は、次のとおりとする。

工　　学　　部　学士　（工学）
総 合 情 報 学 部　学士　（工学）

第６章 教員免許状並びに食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格の取得

（教員免許状の取得）

第１５条　教員の免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2　学部において、当該所要資格を取得できる教員の免許状は、次のとおりとする。

学　部	学　科及びコース	教 員 免 許 状 の 種 類
工　学　部	工　学　科	高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状　工 業
総合情報学部	総 合 情 報 学 科	
	知 能 情 報 コ ー ス	高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状　情 報
	経 営 情 報 コ ー ス	高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状　商 業
	環境デザインコース	中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状　理 科 高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状　理 科

３　大学院の教育職員免許状取得については、別に定める大学院学則による。

４　教職課程の履修方法については、教職課程履修規程で定める。

（食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格の取得）

第１５条の２　総合情報学部総合情報学科生命環境工学コースに、食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格取得のため、その養成課程を設ける。

２　前項の履修については、食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成課程履修規程で定める。

第７章　入学、休学、留学、退学等

（入学時期）

第１６条　入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第２２条による退学者が再入学する場合は、後期入学を認めることができる。

（入学資格）

第１７条　本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を持ち、かつ、本学所定の入学検定に合格した者でなければならない。

（１）高等学校を卒業した者

（２）通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

（３）文部科学大臣が高等学校の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

（４）外国において学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

（５）大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者

（６）文部科学大臣の指定した者

（７）その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校卒業者と同等以上の学力があると認めた者

（入学の出願）

第１８条　入学志願者は、入学検定料を納入し、別に定める入学願書に必要書類を添えて、所定の期日までに願い出なければならない。

（入学者の選抜）

第１８条の２　前条の入学志願者について、別に定めるところにより選考を行う。

２　選考による合格者は、全学教授会の意見を聴いて学長が決定する。

（入学許可）

第１９条　本学所定の入学検定に合格し、指定期日までに必要書類を提出し、かつ、入学金、授業料等を納入した者は、全学教授会の意見を聴いて学長が入学を許可する。

（休学及び復学）

第２０条　疾病又は止むを得ない事由によって３月以上修学することができない者は、保証人連署をもって必要期間休学を願い出ることができる。ただし、疾病による場合は、願書に医師の診断書を添付しなければならない。

２　学長は、特別の必要があると認めた者には、休学を命ずることができる。
３　休学の事由がなくなったときは、学長が復学させる。ただし、休学期間は、在学期間に算入しない。
４　休学期間は、１年以内とし、通算して４年を超えることができない。

（留　学）

第２１条　学生は、学長が承認した場合に限り、留学することができる。
２　第９条の２第３項の規定による留学により取得した単位は、学長が適当と認める場合に限り、３０単位を超えない範囲で第１３条の修得単位として認定される。
３　留学に関する規程は、別に定める。

（退　学）

第２２条　退学しようとする者は、その事由を詳記し、保証人連署をもって願い出なければならない。
２　授業料等の納付を怠り督促を受けてもなお納入しない者は、学長が退学させる。

（除　籍）

第２３条　次の各号の一に該当する者は、学長が除籍することができる。
（１）疾病その他の事由により成業の見込みがないと認められた者
（２）正当の事由なしに欠席が引続き３月以上に及んだ者

（転学部及び転コース）

第２４条　転学部及び転コースを志願する者があるときは、全学教授会の意見を聴いて学長が許可することができる。
２　転学部及び転コースに関する規程は、別に定める。

（編入学及び再入学）

第２５条　次の各号の一に該当する者は、欠員がある場合に限り、全学教授会の意見を聴いて学長が相当年次に入学を許可することができる。
（１）学士の学位を有する者
（２）短期大学又は高等専門学校を卒業した者
（３）他の大学に在学中の者又は在学した者
（４）専修学校専門課程修了者で、専門士の称号を有する者又は１７００時間以上の授業時間の受講証明がある者（ただし、学校教育法に規定する大学入学資格を有すること。）
（５）本学を退学した者又は授業料等未納により退学させられた者で再入学を希望する者
２　編入学に関する規程は、別に定める。

（単位認定）

第２６条　前条により編入学又は再入学を許可される者の在学年数、履修科目及び既得単位は、全学教授会の意見を聴いて学長が認定する。

（入学手続）

第２７条　第２５条に規定する者が入学を志願する場合の手続きについては、第１６条、第１９条の規定を準用する。

第８章　入学検定料、入学金、授業料等

（入学検定料、入学金、授業料等）

第２８条　入学検定料、入学金、授業料等の学費については、別表２による。

２　既納の入学検定料、入学金、授業料等の学費については、原則として返還しない。

３　授業料、教育充実費及び実験実習料は、次の二期に分けて納入しなければならない。ただし、年額を前期に全納することを妨げない。

前期は　４月１５日までに

後期は　１０月１５日までに

４　学費の納入については、別に定める授業料等納入規程による。

５　授業料等の減免に関する規程は、別に定める。

（休学在籍料）

第２９条　休学期間中の授業料等は、その学期の全額を免除することができる。ただし、この場合は、在籍料を納入しなければならない。

２　前項の適用は、別に定める授業料等納入規程による。

（奨学金・授業料の減免）

第２９条の２　本学の優秀な学生や、経済的に修学が困難な学生に対して、奨学金を給付又は授業料の減免をすることができる。

２　減免や奨学金に関する規程については、別に定める。

第９章　委託研究生、留学生、聴講生、特別聴講学生、科目等履修生、研究生

（委託研究生）

第３０条　公共団体、会社等が一年以上を在学期間として修業科目を定めて委託研究生として推薦しようとするときは、学長は、全学教授会の意見を聴いて許可することができる。

２　委託研究生に関する規程は、別に定める。

（留学生）

第３１条　外国人で本学を志願する者については、学長は、全学教授会の意見を聴いて入学を許可することができる。

２　留学生に関する規程は、別に定める。

（聴講生）

第３２条　本学所定の科目中１科目又は数科目を選び聴講しようとする者があるときは、学長は、全学教授会の意見を聴いて相当の学力があると認められた者に限り、学期毎に聴講生として許可することができる。

２　聴講生に関する規程は、別に定める。

（特別聴講学生）

第３２条の２　他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生で、本学において授業科目を履修することを志望する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、当該大学又は短期大学との協議に基づき、学長は、全学教授会の意

見を聴いて特別聴講学生として入学を許可することができる。

２　特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

（科目等履修生）

第３３条　本学において開設する授業科目のうち１科目又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、学長は、全学教授会の意見を聴いて科目等履修生として許可することができる。

２　科目等履修生に関する規程は、別に定める。

（研究生）

第３４条　本学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者で、特に本学で研究を希望する者があるときは、学長は、全学教授会の意見を聴いて研究生として許可することができる。

２　研究生に関する規程は、別に定める。

第１０章　学年、学期、休業日

（学年及び授業期間）

第３５条　学年は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。

２　１年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、３５週にわたることを原則とする。

３　各授業科目の授業は、８週、１５週又はその他十分な教育効果が上げられる適切な期間を単位として行うものとする。

（学　期）

第３６条　学年を次の二期に分ける。

前　期　４月１日から９月３０日まで

後　期　１０月１日から翌年３月３１日まで

２　前項の定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

３　学長は、必要と認めるとき、第１項にある二期の期間を変更することができる。

（休業日）

第３７条　休業日は、次のとおりとする。

日曜日、国民の祝日

開学記念日（４月１日）

春季休業（３月２６日から４月４日まで）

夏季休業（８月１日から９月３０日まで）

冬季休業（１２月２０日から翌年１月７日まで）

２　学長は、必要と認めるとき、休業日を変更することができる。

３　臨時の休業日は、その都度、学長が定める。

第１１章　附　属　施　設

（機構等及びセンター）

第３８条　本学に保健センター、情報科学センター、海洋スポーツ文化センター、オープンイノベーションセンター、学習支援センター及び学生生活支援センターを置く。

２　本学に教育推進機構及び研究開発機構を置く。

３　研究開発機構に新技術創成研究所、地域科学研究所及び長崎平和文化研究所を置く。

４　前３項に規定する機構等及びセンターに関する規程は、別に定める。

（図書館）

第３９条　本学に図書館を設置する。

２　図書館に関する規程は、別に定める。

（実験室及び実習室）

第４０条　本学に実験室及び実習室を置く。

（学生寮）

第４１条　本学に学生寮を置く。

２　学生寮に関する規程は、別に定める。

第１２章　賞　　罰

（表　彰）

第４２条　学長は、人物・学業が優秀で他の学生の模範となる行為のあった学生を、表彰することができる。

（優待生）

第４３条　学長は、全学教授会の推薦により学力及び人格が特に優秀な学生を、優待生として第３年次より２年間又は第４年次より１年間の授業料を免除することができる。

２　優待生に関する規程は、別に定める。

（特待生）

第４３条の２　本学に入学を許可された者で、人物に優れ、成績優秀な者又は高度な資格を有し、それを本学で発揮しようとするなど特色ある者に対して、学長は、全学教授会の意見を聴いてその授業料を免除又は減免することができる。

２　特待生に関する規程は、別に定める。

（懲　戒）

第４４条　本学の規程にそむき、学生の本分に反する行為があった者に対しては、全学教授会の意見を聴いて学長が懲戒することができる。

２　懲戒の種類は、譴責、停学、退学とする。

３　前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

（１）性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（２）本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者

４　懲戒に関する規程は、別に定める。

第１３章　補　　則

（細　則）

第４５条　この学則施行に必要な細則は、別に定める。

（改　定）

第４６条　この学則の改定は、全学教授会の意見を聴いて理事会が決定する。

附　則　１　この学則は、昭和４０年４月１日より施行する。

２　この学則の改定は、昭和４３年４月１日より施行する。

３　この学則の改定は、昭和４７年４月１日より施行する。

４　この学則の改定は、昭和４８年４月１日より施行する。

５　この学則の改定は、昭和５１年４月１日より施行する。

６　この学則の改定は、昭和５３年４月１日より施行する。

７　この学則の改定は、平成２年４月１日より施行する。

８　この学則の改定は、平成３年４月１日より施行し、平成３年度入学生より適用する。

ただし、第２条第１項の学生定員にかかわらず平成３年度から平成１１年度までの学生定員は下記の通りとする。

工学部	船舶工学科	入学定員	８０名
〃	機械工学科	〃	７０名
〃	電気工学科	〃	９０名
〃	建 築 学 科	〃	９０名
〃	管理工学科	〃	９０名
	計		４２０名

９　この学則の改定は、平成３年９月２８日より施行する。

１０　この学則の改定は、平成４年４月１日より施行し、平成４年度入学生より適用する。

ただし、第２条第１項及び付則８の規定にかかわらず平成４年度から平成１１年度までの入学定員は下記の通りとする。

工学部	船舶工学科	入学定員	８０名
〃	機械工学科	〃	１１０名
〃	電気工学科	〃	９０名
〃	建 築 学 科	〃	９０名
〃	管理工学科	〃	９０名
	計		４６０名

１１　この学則の改定は、平成５年４月１日より施行し、平成５年度入学生より適用する。

１２　この学則の改定は、平成６年４月１日より施行し、平成６年度入学

生より適用する。

ただし、第３３条については、第２年次以上の在学生にも適用する。

１３　この学則の改定は、平成７年４月１日より施行し、平成７年度入学生より適用する。

１４　この学則の改定は、平成８年４月１日より施行し、平成８年度入学生より適用する。

ただし、第３７条については、第２年次以上の在学生にも適用する。

１５　この学則の改定は、平成９年４月１日より施行し、平成９年度入学生より適用する。

ただし、第３７条については、第２年次以上の在学生にも適用する。

１６　この学則の改定は、平成１０年４月１日より施行し、平成１０年度入学生より適用する。

１７　この学則の改定は、平成１１年４月１日より施行し、平成１１年度入学生より適用する。

１８　この学則の改定は、平成１２年４月１日より施行し、平成１２年度入学生より適用する。

ただし、第２条第１項の学生定員にかかわらず、平成１２年度から平成１６年度までの学生定員は下記の通りとする。また、第１６条、第２２条、第２３条、第２５条、第２９条及び第３７条については、第２年次以上の在学生にも適用する。

		平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
工学部	船舶工学科	入学定員 78名	76名	74名	72名	70名
〃	機械工学科	〃	107名	104名	101名	98名	95名
〃	電気電子情報工学科	〃	88名	86名	84名	82名	80名
〃	建築学科	〃	90名	90名	90名	90名	90名
〃	経営システム工学科	〃	86名	82名	78名	74名	70名
		計	449名	438名	427名	416名	405名

１９　この学則の改定は、平成１２年６月１日より施行する。

２０　この学則の改定は、平成１３年４月１日より施行し、平成１３年度入学生より適用する。

ただし、第９条の２については、第２年次以上の在学生にも適用する。

２１　この学則の改定は、平成１４年３月８日より施行する。

２２　この学則の改定は、平成１４年４月１日より施行する。ただし、第１５条については、人間環境学部の第２年次の在学生にも適用する。

２３　この学則の改定は、平成１４年６月１日より施行する。

２４　この学則の改定は、平成１５年４月１日より施行する。

２５　この学則の改定は、平成１６年４月１日より施行する。

２６　この学則の改定は、平成１７年４月１日より施行する。

この学則の施行に当り第２条第１項、第１３条、第１５条は、平成１７年４月１日より工学部経営システム工学科の学生募集を停止することに伴い、当該学科の学生が在学する期間は従前の規定を適用する。

２７　この学則の改定は、平成１８年４月１日より施行する。

２８　この学則の改定は、平成１８年６月１日より施行し、平成１８年度後期入学生から適用する。

２９　この学則の改定は、平成１９年４月１日から施行し、平成１９年度入学生から適用する。

３０　この学則の改定は、平成２０年４月１日から施行し、平成２０年度入学生から適用する。

３１　この学則の改定は、平成２０年８月１日から施行する。

３２　この学則の改定は、平成２１年４月１日から施行し、平成２１年度入学生から適用する。

３３　この学則の改定は、平成２２年４月１日から施行し、平成２２年度入学生から適用する。

３４　この学則の改定は、平成２３年４月１日から施行し、平成２３年度入学生から適用する。

３５　この学則の改定は、平成２４年４月１日から施行し、平成２４年度入学生から適用する。ただし、第４３条の２については、平成２５年度入学生から適用する。

３６　この学則の改定は、平成２５年４月１日から施行し、平成２５年度入学生から適用する。

３７　この学則の改定は、平成２６年４月１日から施行し、平成２６年度入学生から適用する。

工学部船舶工学科、機械工学科、電気電子工学科、情報学部知能情報学科、経営情報学科、環境・建築学部人間環境学科、建築学科においては、平成２６年度から募集を停止し、在学生の卒業をもって廃止する。

学則第２条の規定にかかわらず、平成２６年度から平成２９年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科名	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度
工学部船舶工学科	１００名	６５名	３０名	０名
工学部機械工学科	１２５名	８０名	３５名	０名
工学部電気電子工学科	１３５名	９０名	４５名	０名
情報学部知能情報学科	１２５名	８０名	３５名	０名
情報学部経営情報学科	１２０名	７５名	３０名	０名
環境･建築学部人間環境学科	１２０名	７５名	３０名	０名
環境・建築学部建築学科	１２０名	７５名	３０名	０名

３８　この学則の改定は、平成２７年４月１日から施行し、平成２７年度入学生から適用する。

工学部船舶工学科、機械工学科、電気電子工学科、情報学部知能情報学科、経営情報学科、環境・建築学部人間環境学科、建築学科においては、平成２６年度から募集を停止し、在学生の卒業をもって廃止する。学則第２条の規定にかかわらず、平成２７年度から平成３０年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科名	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
工学部船舶工学科	６５名	３０名	０名	０名
工学部機械工学科	８０名	３５名	０名	０名
工学部電気電子工学科	９０名	４５名	０名	０名
情報学部知能情報学科	８０名	３５名	０名	０名
情報学部経営情報学科	７５名	３０名	０名	０名
環境･建築学部人間環境学科	７５名	３０名	０名	０名
環境・建築学部建築学科	７５名	３０名	０名	０名

３９　この学則の改定は、平成２８年４月１日から施行し、平成２８年度入学生から適用する。

工学部船舶工学科、機械工学科、電気電子工学科、情報学部知能情報学科、経営情報学科、環境・建築学部人間環境学科、建築学科においては、平成２６年度から募集を停止し、在学生の卒業をもって廃止する。学則第２条の規定にかかわらず、平成２８年度から平成３１年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科名	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度
工学部船舶工学科	３０名	０名	０名	０名
工学部機械工学科	３５名	０名	０名	０名
工学部電気電子工学科	４５名	０名	０名	０名
情報学部知能情報学科	３５名	０名	０名	０名
情報学部経営情報学科	３０名	０名	０名	０名
環境･建築学部人間環境学科	３０名	０名	０名	０名
環境・建築学部建築学科	３０名	０名	０名	０名

４０　この学則の改定は、平成３０年４月１日から施行し、平成３０年度入学生から適用する。

４１　この学則の改定は、平成３１年４月１日から施行し、平成３１年度入学者より適用する。

４２　この学則の改定は、平成３１年４月１日から施行する。

ただし、第２８条に基づき別表２に規定する平成３２年度の入学金及び授業料については、平成３２年度入学生から適用する。

４３　この学則の改定は、令和２年４月１日から施行し、令和２年度入学者より適用する。

４４　この学則の改定は、令和３年４月１日から施行し、令和３年度入学生より適用する。ただし、第９条の５、第１４条、第１４条の２、第２０条

第４項、第２５条、第２８条第２項、第２９条の２、第３６条第２項、第３７条については、２年次以上の在学生にも適用する。

４５　この学則の改定は、令和４年４月１日から施行し、令和４年度入学生より適用する。

４６　この学則の改定は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第２８条に基づき別表２に規定する令和６年度の実験実習料については、令和６年度入学者より適用する。

４７　この学則の改定は、令和５年１０月１日から施行し、令和５年度入学生より適用する。ただし、第３６条第２項については、第２学年次以上の在学生にも適用する。

４８　この学則の改定は、令和６年４月１日から施行し、令和６年度入学生より適用する。

４９　この学則の改定は、令和７年４月１日から施行する。

学則第２条の規定にかかわらず、令和７年度から令和９年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科	コース	７年度	８年度	９年度
工学部工学科		550名	500名	450名
総合情報学部 総合情報学科	知能情報コース	150名	160名	170名
	マネジメント工学コース	105名	90名	75名
	生命環境工学コース	75名	70名	65名

５０　この学則の改定は、令和７年４月１日から施行し、令和７年度入学生より適用する。

５１　この学則の改定は、令和８年４月１日から施行し、令和８年度入学生より適用する。

別表１（授業科目）

（１）工学部工学科授業科目

授業科目の区分		授業科目（単位）
共通科目系列	理数	基礎数学(0) 微分積分学Ⅰ(4) 微分積分学Ⅱ(4) 微分積分学Ⅲ(2) 線形代数学Ⅰ(2) 線形代数学Ⅱ(2) 力学Ⅰ(2) 力学Ⅱ(2) 熱力学(2) 電磁気学(2)
	形成	大学生入門(2) 平和を学ぶ(2) ながさきを学ぶ(2) 哲学(2) 歴史学Ⅰ(2) 歴史学Ⅱ(2) 社会学Ⅰ(2) 社会学Ⅱ(2) 教育学(2) 現代社会と教育(2) 心理学(2) 人間関係論(2) 憲法Ⅰ(2) 憲法Ⅱ(2) 政治学(2) 経済学(2) 教養特別講義(2) 保健体育実技Ａ(1) 保健体育実技Ｂ(1)
	情報・キャリア	情報基礎(2) パーソナルコンピュータの基礎(2) 情報科学(2) 情報と社会(2) 情報機器活用演習(2) インターンシップ(2) 将来計画フォーラムⅠ(1) 将来計画フォーラムⅡ(1)
	外国語	基礎英語ⅠＡ(1) 基礎英語ⅠＢ(1) 基礎英語ⅡＡ(1) 基礎英語ⅡＢ(1) 英語ⅠＡ(2) 英語ⅠＢ(2) 英語Ⅱ(2) 英語Ⅲ(2) 英語演習Ａ(2) 英語演習Ｂ(2) 基礎日本語ⅠＡ(1) 基礎日本語ⅠＢ(1) 基礎日本語ⅡＡ(1) 基礎日本語ⅡＢ(1) 日本語ⅠＡ(2) 日本語ⅠＢ(2) 日本語ⅡＡ(2) 日本語ⅡＢ(2) 日本語Ⅲ(2) 日本語Ⅳ(2) 日本語演習Ａ(2) 日本語演習Ｂ(2)

授業科目の区分		授業科目（単位）
専門科目系列	基礎科目	微分方程式(2) フーリエ変換ラプラス変換(2) ベクトル解析(2) 数理統計学(2) 代数学A(2) 代数学B(2) 複素関数論(2) プログラミング基礎(2) プログラミング応用(2) データサイエンス入門(2) AIリテラシー(2) データ解析基礎演習(2) データサイエンス概論A(2) データサイエンス概論B(2) ｸﾞﾘｰﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ概論(2) ｸﾞﾘｰﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ演習(2)
	専門科目（船舶工学コース）	図学(4) 職業指導Ⅰ(2) 職業指導Ⅱ(2) 工業科教育法Ⅰ(2) 工業科教育法Ⅱ(2) 工学概論(2) 技術と倫理(2) 数値計算法(2) 工学フォーラム(2) 造船幾何(2) 船体構造(2) 船舶海洋工学基礎実験(2) 浮体静力学(2) 船体復原論(2) 流体力学Ⅰ(2) 流体力学Ⅱ(2) 船体抵抗推進論(2) 船体運動論(2) 材料力学Ⅰ(2) 材料力学Ⅱ(2) 構造力学(2) 船体強度論Ⅰ(2) 船体強度論Ⅱ(2) 機械材料学(2) 機械力学Ⅰ(2) CAD基礎(2) スマートシップデザイン(2) 造船設計Ⅰ(一般配置図)(2) 造船設計Ⅰ(一般配置図)演習(1) 造船設計Ⅱ(ラインズ)(2) 造船設計Ⅱ(ラインズ)演習(1) 造船設計Ⅲ(ハイドロカーブ)(2) 造船設計Ⅲ(ハイドロカーブ)演習(1) 造船設計Ⅳ(船体中央断面図)(2) 造船設計Ⅳ(船体中央断面図)演習(1) 船舶設計論(2) 造船DX・GX論(2) 海洋資源学(2) 海洋グリーンエネルギー学(2) マリンアクティビティ論同実技(3) 海洋工学(2) 海洋空間利用学(2) 海洋生物と環境(2) 海中ロボティクス論(2) プロジェクトⅠ(2) プロジェクトⅡ(2) プロジェクトⅢ(2) プロジェクトⅣ(2) 工場実習(2) シミュレーション工学(2) 造船AI論(2) 工学キャリアⅠ(1) 工学キャリアⅡA(1) 工学キャリアⅡB(1) 工学キャリアⅢA(1) 工学キャリアⅢB(1) 卒業研究Ⅰ(5) 卒業研究Ⅱ(5)
	専門科目（機械工学コース）	職業指導Ⅰ(2) 職業指導Ⅱ(2) 工業科教育法Ⅰ(2) 工業科教育法Ⅱ(2) 工学概論(2) 技術と倫理(2) 数値計算法(2) 材料力学Ⅰ(2) 材料力学Ⅱ(2) 機械材料学(2) 材料強度学(2) 機構学(2) 工学フォーラム(2) ロボット工学実習(2) 自動車工学実習(2) 機械力学Ⅰ(2) 機械力学Ⅱ(2) 計測工学(2) 流体工学Ⅰ(2) 流体工学Ⅱ(2) 工業熱力学(2) 振動工学(2) エネルギー工学(2) 流体機械(2) トライボロジー(2) 伝熱工学(2) 機械製図(2) 機械CAD(2) 工学基礎実験(2) 機械工学演習(2) 機械工学実験Ⅰ(2) 機械工学実験Ⅱ(2) 機械工学ゼミ(2) 工場実習(2) 技術英語(2) 技術者コミュニケーション実習(2) 制御工学(2) メカトロニクス(2) 自動車工学(2) 電気工学基礎Ⅰ(2) 電気工学基礎Ⅱ(2) 電気回路Ⅰ(2) 電気回路Ⅱ(2) 電子工学基礎(2) デジタル回路基礎(2) アナログ回路Ⅰ(2) アナログ回路Ⅱ(2) デジタル回路設計Ⅰ(2) デジタル回路設計Ⅱ(2) 集積システム設計(2) データ構造とアルゴリズム(2) ロボット工学概論(2) コンピュータシステム(2) プログラミングⅠ(2) プログラミングⅡ(2) オペレーティングシステム(2) 組込みシステム(2) 工学キャリアⅠ(1) 工学キャリアⅡA(1) 工学キャリアⅡB(1) 工学キャリアⅢA(1) 工学キャリアⅢB(1) 卒業研究Ⅰ(5) 卒業研究Ⅱ(5)
	専門科目（建築学コース）	図学(4) 職業指導Ⅰ(2) 職業指導Ⅱ(2) 工業科教育法Ⅰ(2) 工業科教育法Ⅱ(2) 工学概論(2) 技術と倫理(2) 数値計算法(2) 工学フォーラム(2) 建築製図A(3) 建築製図B(3) 建築設計製図ⅠA(3) 建築設計製図ⅠB(3) 建築設計製図ⅡA(3) 建築設計製図ⅡB(3) 建築計画A(2) 建築計画B(2) 西洋建築史(2) 日本建築史(2) 建築学海外研修(2) 都市計画(2) 構造力学ⅠA(2) 構造力学ⅠB(2) 構造力学ⅡA(2) 構造力学ⅡB(2) 建築一般構造(2) 木質構造(2) 鉄筋コンクリート構造(2) 鋼構造(2) 環境工学Ⅰ(2) 環境工学Ⅱ(2) 建築設備基礎(2) 建築設備計画(2) 建築材料(2) 建築施工(2) 建築概論(2) 建築CAD(2) 建築設計製図SA(3) 建築設計製図SB(3) 住生活文化論(2) 建築法規(2) 建築学演習(3) 研究ゼミナール(2) 工学キャリアⅠ(1) 工学キャリアⅡA(1) 工学キャリアⅡB(1) 工学キャリアⅢA(1) 工学キャリアⅢB(1) 卒業研究Ⅰ(5) 卒業研究Ⅱ(5)

授業科目の区分		授業科目（単位）
専門科目系列	専門科目（電気電子情報コース）	職業指導Ⅰ(2) 職業指導Ⅱ(2) 工業科教育法Ⅰ(2) 工業科教育法Ⅱ(2) 工学概論(2) 技術と倫理(2) 数値計算法(2) 工学フォーラム(2) 電気工学基礎Ⅰ(2) 電気工学基礎Ⅱ(2) 電気回路Ⅰ(2) 電気回路Ⅱ(2) 電気回路Ⅲ(2) 応用電磁気学Ⅰ(2) 応用電磁気学Ⅱ(2) 集積システム設計(2) デジタル回路基礎(2) デジタル回路設計Ⅰ(2) デジタル回路設計Ⅱ(2) 電子工学基礎(2) アナログ回路Ⅰ(2) アナログ回路Ⅱ(2) 電気機器(2) エネルギー変換工学(2) パワーエレクトロニクスⅠ(2) パワーエレクトロニクスⅡ(2) 電力工学(2) 電気法規・電気施設管理(2) 制御工学(2) 電気電子計測(2) 電気・電子材料(2) 半導体デバイスⅠ(2) 半導体デバイスⅡ(2) 情報通信工学Ⅰ(2) 情報通信工学Ⅱ(2) 電磁波工学(2) 電波法規(2) コンピュータシステム(2) 工学基礎実験(2) 電気電子工学実験Ⅰ(2) 電気電子工学実験Ⅱ(2) 電気機器設計製図(2) 電気電子工学演習ⅠA(1) 電気電子工学演習ⅠB(1) 電気電子工学演習ⅡA(1) 電気電子工学演習ⅡB(1) 電気電子工学演習ⅢA(1) 電気電子工学演習ⅢB(1) 電気電子工学演習ⅣA(1) 電気電子工学演習ⅣB(1) 情報セキュリティ概論(2) オペレーティングシステム(2) 組込み（IOT）システム(2) 統計概論(2) データサイエンス実験Ⅰ(1) データ構造とアルゴリズム(2) データベース基礎(2) ネットワークとセキュリティ(2) ビッグデータ分析(2) 人工知能基礎(2) 人工知能応用(2) AIクラウドシステム(2) ソフトウェア設計論(2) 工学キャリアⅠ(1) 工学キャリアⅡA(1) 工学キャリアⅡB(1) 工学キャリアⅢA(1) 工学キャリアⅢB(1) 卒業研究Ⅰ(5) 卒業研究Ⅱ(5)
	専門科目（医療工学コース）	図学(4) 職業指導Ⅰ(2) 職業指導Ⅱ(2) 工業科教育法Ⅰ(2) 工業科教育法Ⅱ(2) 工学概論(2) 技術と倫理(2) 数値計算法(2) 工学フォーラム(2) 電気工学基礎Ⅰ(2) 電気工学基礎Ⅱ(2) 電子工学基礎(2) 電気電子基礎実験(2) 電子回路(2) 人の構造及び機能(2) 医学概論(2) 臨床生理学(2) 臨床生化学Ⅰ(1) 臨床生化学Ⅱ(1) 臨床免疫学(1) 病理学概論(1) 臨床薬理学(1) 公衆衛生学(2) 情報工学(2) 医用計測工学(2) 医用材料工学(2) 生体物性工学(2) 臨床医学総論Ⅰ(2) 基礎医学及び同実習(2) 医用機械工学(2) 医療情報工学(2) 医用工学概論(4) 臨床医学総論Ⅱ(2) 医療安全管理学(2) 医療安全管理学実習(2) 集中治療及び手術医学概論(2) 臨床実習概論(2) 関係法規Ⅰ(1) 関係法規Ⅱ(1) 臨床支援技術学及び同実習(2) システム工学(2) 医用機器学概論(2) 生体計測装置学(2) 呼吸療法装置(2) 呼吸療法装置実習(2) 血液浄化装置(2) 血液浄化装置実習(2) 医用治療機器学(2) 医用治療機器学実習(2) 生体計測装置学実習(2) 体外循環装置(2) 体外循環装置実習(2) 臨床実習(6) 医学特別演習Ⅰ(2) 医学特別演習Ⅱ(2) 医用工学特別演習Ⅰ(2) 医用工学特別演習Ⅱ(2) 医工学ゼミナール(2) データ構造とアルゴリズム(2) 医用機器特別演習(2) 生産と品質の管理(2) マーケティング論(2) マネジメント工学概論(2) 情報セキュリティ概論(2) 医療福祉工学(2) 経営管理論(2) 医療組織とチーム医療論(2) 先端医療工学特論(2) 工学キャリアⅠ(1) 工学キャリアⅡA(1) 工学キャリアⅡB(1) 工学キャリアⅢA(1) 工学キャリアⅢB(1) 卒業研究Ⅰ(5) 卒業研究Ⅱ(5)

（2）総合情報学部総合情報学科授業科目

授業科目の区分		授業科目（単位）
共通科目系列	理数	基礎数学(0) 微分積分学Ⅰ(4) 微分積分学Ⅱ(4) 微分積分学Ⅲ(2) 線形代数学Ⅰ(2) 線形代数学Ⅱ(2) 力学Ⅰ(2) 力学Ⅱ(2) 熱力学(2) 電磁気学(2)
	形成	大学生入門(2) 平和を学ぶ(2) ながさきを学ぶ(2) 哲学(2) 歴史学Ⅰ(2) 歴史学Ⅱ(2) 社会学Ⅰ(2) 社会学Ⅱ(2) 教育学(2) 現代社会と教育(2) 心理学(2) 人間関係論(2) 憲法Ⅰ(2) 憲法Ⅱ(2) 政治学(2) 経済学(2) 教養特別講義(2) 保健体育実技A(1) 保健体育実技B(1)
	情報・キャリア	情報基礎(2) パーソナルコンピュータの基礎(2) 情報科学(2) 情報と社会(2) 情報機器活用演習(2) インターンシップ(2) 将来計画フォーラムⅠ(1) 将来計画フォーラムⅡ(1)
	外国語	基礎英語ⅠA(1) 基礎英語ⅠB(1) 基礎英語ⅡA(1) 基礎英語ⅡB(1) 英語ⅠA(2) 英語ⅠB(2) 英語Ⅱ(2) 英語Ⅲ(2) 英語演習A(2) 英語演習B(2) 基礎日本語ⅠA(1) 基礎日本語ⅠB(1) 基礎日本語ⅡA(1) 基礎日本語ⅡB(1) 日本語ⅠA(2) 日本語ⅠB(2) 日本語ⅡA(2) 日本語ⅡB(2) 日本語Ⅲ(2) 日本語Ⅳ(2) 日本語演習A(2) 日本語演習B(2)

授業科目の区分		授業科目（単位）			
専門科目系列	基礎科目	統計概論（2）	数理統計学（2）	情報代数学（2）	プログラミング基礎Ⅰ（2）
		データ構造とアルゴリズム（2）	データベース基礎（2）	情報セキュリティ概論（2）	情報化社会における労働と職業倫理（2）
		技術マネジメント（2）	ＡＩリテラシー（2）	データ解析基礎演習（2）	データサイエンス概論A（2）
		データサイエンス概論B（2）	グリーンマネジメント概論（2）	グリーンマネジメント演習（2）	
	専門科目（知能情報コース）	情報科教育法Ⅰ（2）	情報科教育法Ⅱ（2）	プログラミング基礎Ⅱ（2）	プログラミング基礎Ⅱ演習（2）
		コンピュータシステム（2）	プログラミングⅠ（2）	プログラミングⅡ（2）	ソフトウェア設計論（2）
		オペレーティングシステム（2）	組込みシステム（2）	Ｗｅｂデザイン（2）	WebアプリケーションⅠ（2）
		WebアプリケーションⅡ（2）	音響デザイン（2）	情報デザイン論（2）	インタラクションデザイン（2）
		ＣＧ映像デザイン（4）	電気工学基礎Ⅰ（2）	電子工学基礎（2）	アナログ回路Ⅰ（2）
		デジタル回路基礎（2）	人工知能基礎（2）	制御工学（2）	計測工学（2）
		メカトロニクス（2）	データサイエンス入門（2）	知能情報学概論（2）	工学基礎実験（2）
		知能情報学実験Ⅰ（2）	知能情報学実験Ⅱ（2）	知能情報学実験Ⅲ（2）	総合情報学フォーラム（1）
		総合情報学キャリアⅠ（1）	総合情報学キャリアⅡA（1）	総合情報学キャリアⅡB（1）	総合情報学キャリアⅢA（1）
		総合情報学キャリアⅢB（1）	ネットワークとセキュリティ（2）	マルチメディア論（2）	情報理論（2）
		人工知能応用（2）	ＡＩクラウドシステム（2）	経営情報学概論（2）	経営管理論（2）
		生産と品質の管理（2）	数理計画法（2）	オペレーションズ・リサーチ（2）	イノベーションマネジメント（2）
		地域活性化マネジメント（2）	社会情報システム（2）	ビッグデータ分析（2）	卒業研究Ⅰ（5）
		卒業研究Ⅱ（5）			
	専門科目（経営情報コース）	職業指導（商業）Ⅰ（2）	職業指導（商業）Ⅱ（2）	商業科教育法Ⅰ（2）	商業科教育法Ⅱ（2）
		Ｗｅｂデザイン（2）	WebアプリケーションⅠ（2）	WebアプリケーションⅡ（2）	ビッグデータ分析（2）
		生産と品質の管理（2）	スポーツマネジメント（2）	マーケティング論（2）	経営管理論（2）
		データサイエンス実験Ⅰ（1）	データサイエンス実験Ⅱ（1）	数理計画法（2）	経営戦略論（2）
		アントレプレナー論（2）	リーダーシップ論（2）	イノベーションマネジメント（2）	地域活性化マネジメント（2）
		社会情報システム（2）	簿記（2）	原価会計（2）	財務会計（2）
		オペレーションズ・リサーチ（2）	データサイエンス入門（2）	経営情報学概論（2）	総合情報学フォーラム（1）
		ネットワークとセキュリティ（2）	Ｍプロジェクト Ⅰ（2）	Ｍプロジェクト Ⅱ（2）	Ｍプロジェクト Ⅲ（2）
		Ｍプロジェクト Ⅳ（2）	経営情報ゼミⅠ（2）	経営情報ゼミⅡ（2）	経営情報ゼミⅢ（4）
		総合情報学キャリアⅠ（1）	総合情報学キャリアⅡA（1）	総合情報学キャリアⅡB（1）	総合情報学キャリアⅢA（1）
		総合情報学キャリアⅢB（1）	ファイナンス概論（2）	観光学概論（2）	経営法学（2）
		経営情報システム開発概論（2）	卒業研究Ⅰ（5）	卒業研究Ⅱ（5）	
	専門科目（環境デザインコース）	理科教育法Ⅰ（2）	理科教育法Ⅱ（2）	理科教育法Ⅲ（2）	理科教育法Ⅳ（2）
		環境マネジメントシステム（2）	データサイエンス入門（2）	電気工学基礎Ⅰ（2）	省エネルギー工学基礎（2）
		省エネルギー工学Ⅰ（1）	省エネルギー工学Ⅱ（1）	有機化学（2）	環境毒性学（2）
		環境分析学（2）	環境化学実験（2）	環境化学基礎実習（2）	環境衛生工学（2）
		生態の科学（2）	生態系の保全とビオトープ（2）	生態環境工学実験（2）	土壌学（2）
		生物化学（2）	生命倫理学（2）	栽培環境管理学（2）	食品化学（2）
		環境調節工学実験（2）	農産物利用学（2）	応用微生物学（2）	総合情報学フォーラム（1）
		総合情報学キャリアⅠ（1）	総合情報学キャリアⅡA（1）	総合情報学キャリアⅡB（1）	総合情報学キャリアⅢA（1）
		総合情報学キャリアⅢB（1）	環境デザインゼミⅠ（2）	環境デザインゼミⅡ（2）	データサイエンス実験Ⅰ（1）
		データサイエンス実験Ⅱ（1）	生物学概論（2）	物理学概論（2）	物理学実験（2）
		化学概論（2）	地学概論（2）	地域環境モニタリング（2）	環境デザイン概論（2）
		心の健康と支援（2）	環境シミュレーション（2）	卒業研究Ⅰ（5）	卒業研究Ⅱ（5）

（3）教職課程授業科目

授業科目の区分		授業科目（単位）
教職に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論（2）
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論（2）
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度論（2）
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学（2）
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論（2）
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論（2）
	道徳の理論及び指導法	道徳教育論（2）
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法（2）
	特別活動の指導法	特別活動論（2）
	教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	教育方法論（2）
	生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論（2）
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談論（2）
	教育実習	教育実習Ⅰ（3） 教育実習Ⅱ（2）
	教職実践演習	教職実践演習（中・高）（2）

別表２（入学検定料及び学費）

（単位　円）

入学検定料	学校推薦型・総合選抜	一般選抜	共通テスト利用選抜	留学生入試	編入学	聴講生	研究生・委託研究生	科目等履修生
	30,000	28,000	13,000	14,000	10,000	10,000	10,000	10,000

入学金	一　般	別科修了生	編入学生	再入学生	科目等履修生
	230,000	130,000	130,000	130,000	60,000（本学卒業生 30,000、本学大学院生免除）

授業料等	学年等	授業料		教育充実費		実験実習料		医療工学コース履修費(4年間)
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	
	1　年	410,000	410,000	150,000	150,000	60,000	60,000	25,000 円
	2　年	410,000	410,000	150,000	150,000	60,000	60,000	25,000 円
	3　年	410,000	410,000	150,000	150,000	60,000	60,000	25,000 円
	4 年以上	410,000	410,000	150,000	150,000	60,000	60,000	25,000 円
	編入学生	該当学年の学費を適用						
	再入学生	該当学年の学費を適用						
	研究生	研究指導費　前期　150,000				研究指導費　後期　150,000		
	委託研究生	研究指導費　810,000						
	聴講生	1単位当り　10,000　（本学卒業生　5,000、本学大学院生 免除）						
	科目等履修生	1単位当り　30,000　（本学卒業生　15,000、本学大学院生 免除）						

※医療工学コース履修費は、4年分 100,000 円を均等割りし各年度前期授業料と一緒に徴収する。

教職課程履修費	教科	免許状の種類	履修費	教育実習費
	工業	高一免	20,000	10,000
	情報	高一免		
	商業	高一免		
	理科	中一免		
		高一免		

休学在籍料	前期 又は 後期	通　年
	50,000	100,000

長崎総合科学大学 工学部修学規程

（目 的）

第１条 この規程は、学則第２条第５項の規定に基づき、教育研究上の目的及び修学方法について定めることを目的とする。

２ 工学部工学科は、一般・専門基礎知識を広く修得して、建学の精神にもある「ものつくりとしての実行力」、「ものまねでない新技術の開発力」を獲得し、さらにコミュニケーション能力と国際性を身につけ、技術者としての倫理観を持った２１世紀循環型社会の構築に貢献できる人材を育成する。

＜船舶工学コース＞

船舶工学コースでは、工学科が育成する人材の中でも、船舶工学の基礎知識を有し、船や海洋構造物を実際に設計・建造するための造船技術を身に付けた実務に強い技術者を養成する。船舶は物流の主役だけでなく、人の往来や営みの場である海洋の活用に不可欠であり、環境保全とエネルギーの観点から海洋に関する理解と活用がますます増大する状況において、以下の能力を有する人材を育成する。

・船舶工学及び造船技術を理解できる基礎学力と基礎知識
・造船及び海洋産業で必要となるコミュニケーション能力と人間力
・船舶工学と造船技術及び海洋関連技術の進歩に対応する積極性と探究心
・船舶工学と造船技術を通じて社会に貢献し、社会の安全・安心を考えることができる能力

＜機械工学コース＞

製造業を中心に国際基準レベルにあった設計能力をもち，現代社会に役立つものづくりに貢献できるための専門基礎知識の修得に加えて、以下の能力を持つ人材を育成する。

・論理的に考え明瞭かつ効果的に書く能力
・正確に説得力を持って意思伝達する能力
・多面的・客観的に考える能力
・倫理について理解し考察する能力
・情報に裏打ちされた判断する能力

＜建築学コース＞

建築の意匠・構造・設備の企画・設計・施工・運用に当たり必要な以下の能力を持つ人材を育成する。

・文化芸術を理解できる能力
・社会の仕組みを理解できる能力
・環境問題の基本を理解できる能力
・建築技術の進展に対応できる能力
・建築を設計できる能力
・建築分野の職能を理解できる能力

＜電気電子情報コース＞

電気電子情報コースは、電力、電気機器、パワーエレクトロニクス、情報通信、半導体・デバイス、電気・電子回路などの技術をとおして「産業」や「人

の暮らし」を支えていく人材を育成する。工学科で１・２年次に基礎教育により基盤を固めたあと、本コースで電気工学・電子工学の基礎から応用まで専門教育を行い以下の能力を持つ人材を育成する。

・数学、自然科学及び情報技術に関する知識とそれらを応用できる能力
・専門分野の技術に関する知識とそれらを問題解決に応用できる能力
・種々の科学、技術及び情報を利用して問題を解決するためのデザイン能力
・自主的、継続的に学習できる能力
・与えられた制約のもとで計画的に仕事を進め、まとめる能力

＜医療工学コース＞

医療工学コースは、医学と工学の融合した学問分野であり、本コースでは特に臨床現場で活用・応用できる基礎教育を行っている。高度化した医療分野に対応できるよう、医学系では、医療従事者に必要な「医の心構え」にはじまり、人体の構造や機能の基礎医学、工学系では、医療機器の原理や特性を理解するうえで必要となる電気電子工学や機械工学などの幅広い知識や技術の専門教育を行い以下の能力を持つ人材を育成する。

・医療業務で必要となるチーム医療を理解できる能力
・医学専門分野として人体の構造と機能や、各疾患と治療を理解できる能力
・工学専門分野として工学技術に関する基本知識を理解できる能力
・医学の進歩と医療機器の進展に対応できる能力
・医療の安全を確保できる能力

（卒業要件）

第２条　学則第１３条に定める卒業認定に必要な最低単位数に基づき、学科の卒業要件を定める。必修科目については別表１に定める。

<table>
<tr><td rowspan="4">共通科目系列</td><td>形成</td><td>８単位以上</td></tr>
<tr><td>情報・キャリア</td><td>４単位以上（必修科目含む）</td></tr>
<tr><td>外国語</td><td>８単位以上（英語）※1</td></tr>
<tr><td>理数</td><td rowspan="2">理数及び基礎から１２単位以上
（必修科目含む）</td></tr>
<tr><td>専門科目系列</td><td>基礎</td></tr>
<tr><td></td><td>専門</td><td>７０単位以上（必修科目含む）</td></tr>
<tr><td colspan="3">共通科目系列科目及び専門科目系列科目より２２単位以上
（自コース以外の本学開講科目１０単位含む）</td></tr>
</table>

※１　日本語が母語ではない場合、原則として日本語科目８単位以上を修得する。ただし、学生・所属コース教員・共通教育部門言語教育グループ教員の協議を経て特に認められた場合は、英語科目８単位以上に代えることができる。

（授業科目に関する情報開示）

第３条　教育課程編成･実施の方針に沿って各授業科目の授業計画を適切に定め、履修条件、履修方法、成績評価基準とその方法等とともに、シラバス等により学生に明示する。

（申告単位数制限）

第４条　学生は、自らの判断と計画に基づいて、１か年間に４８単位受講申告できる範囲内で自由に履修科目を選択することができる。ただし、教職に関する科目は除く。

２　直近の２か学期において、計３８単位以上を修得し、かつ、その期間の Grade

Point Average が２．７０以上の学生は、前項の規定にかかわらず、１か年間に５２単位受講申告できる範囲内で自由に履修科目を選択することを申請できる。ただし、教職に関する科目は除く。

（受講申告）

第５条　学生は、その年度に受講しようとする科目を、毎年度の初めに定められた申告期間内に申告しなければ受講することはできない。

（改 定）

第６条　この規程の改定は、全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

附　則　１　この規程は、平成２６年４月１日から施行し、平成２６年度入学者より適用する。

２　この改定規程は、平成２７年４月１日から施行し、平成２７年度入学者より適用する。

３　この改定規程は、平成３０年４月１日から施行し、平成３０年度入学者より適用する。

４　この改定規程は、平成３１年４月１日から施行し、平成３１年度入学者より適用する。

５　この改定規程は、令和２年４月１日から施行し、令和２年度入学者より適用する。

６　この改定規程は、令和３年４月１日から施行し、令和３年度入学者より適用する。

７　この改定規程は、令和４年４月１日から施行し、令和４年度入学者より適用する。

８　この改定規程は、令和５年４月１日から施行し、令和５年度入学者より適用する。

９　この改定規程は、令和６年４月１日から施行し、令和６年度入学者より適用する。

１０　この改定規程は、令和７年４月１日から施行し、令和７年度入学者より適用する。

１１　この改定規程は、令和８年４月１日から施行し、令和８年度入学者より適用する。

別表１　工学部必修科目

		船舶工学コース	機械工学コース	建築学コース	電気電子情報コース	医療工学コース
共通科目系列	情報・キャリア科目	情報基礎 (2)	情報基礎 (2)	情報基礎 (2)	情報基礎 (2)	情報基礎 (2)
	理数科目				電磁気学 (2)	
専門科目系列	基礎科目	データサイエンス入門 (2)	プログラミング基礎 (2) プログラミング応用 (2) データサイエンス入門 (2)	データサイエンス入門 (2)	データサイエンス入門 (2)	データサイエンス入門 (2)
	専門科目	造船幾何 (2) 船体構造 (2) 浮体静力学 (2) 材料力学Ⅰ (2) ○造船設計Ⅰ(一般配置図) (2) ○造船設計Ⅱ(ラインズ) (2) ○造船設計Ⅲ(ハイドロカーブ) (2) ○造船設計Ⅳ(船体中央断面図) (2) ◎海洋工学 (2) ◎海洋資源学 (2) ◎海洋空間利用学 (2) ◎海洋ｸﾞﾘｰﾝｴﾈﾙｷﾞｰ学 (2) 卒業研究Ⅰ (5) 卒業研究Ⅱ (5) ○:船舶工学プログラムのみ必修 ◎:海洋工学プログラムのみ必修	材料力学Ⅰ (2) ロボット工学実習 (2) 機械力学Ⅰ (2) 流体工学Ⅰ (2) 工業熱力学 (2) 機械製図 (2) 工学基礎実験 (2) 機械工学実験Ⅰ (2) 機械工学実験Ⅱ (2) ○自動車工学実習 (2) ◎電気回路Ⅰ (2) ◎ロボット工学概論 (2) ◎プログラミングⅠ (2) ◎機構学 (2) 卒業研究Ⅰ (5) 卒業研究Ⅱ (5) ○：機械システム工学プログラムのみ必修 ◎：ロボット工学プログラムのみ必修	工学フォーラム (2) 建築製図A (3) 建築製図B (3) 建築設計製図ⅠA (3) 建築設計製図ⅠB (3) 建築計画A (2) 構造力学ⅠB (2) 構造力学ⅠB (2) 建築一般構造 (2) 環境工学Ⅰ (2) 環境工学Ⅱ (2) 建築設備基礎 (2) 建築材料 (2) 建築施工 (2) 建築概論 (2) 建築法規 (2) 研究ゼミナール (2) 卒業研究Ⅰ (5) 卒業研究Ⅱ (5)	電気回路Ⅰ (2) 電気電子計測 (2) 工学基礎実験 (2) 電気電子工学実験Ⅰ (2) 電気電子工学実験Ⅱ (2) 電気回路Ⅱ (2) アナログ回路Ⅰ (2) デジタル回路基礎 (2) ﾃﾞｰﾀ構造とｱﾙｺﾞﾘｽﾞﾑ (2) 卒業研究Ⅰ (5) 卒業研究Ⅱ (5)	人の構造及び機能 (2) 医学概論 (2) 医用機器学概論 (2) 医用工学概論 (4) 医療安全管理学 (2) ◎ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ工学概論 (2) △呼吸療法装置 (2) △呼吸療法装置実習 (2) △血液浄化装置 (2) △血液浄化装置実習 (2) △体外循環装置 (2) △体外循環装置実習 (2) 卒業研究Ⅰ (5) 卒業研究Ⅱ (5) ◎：医用工学プログラムで必修 △：臨床工学プログラムのみ **6科目より8単位選択必修**

長崎総合科学大学 総合情報学部修学規程

（目　的）

第１条　この規程は、学則第２条第５項の規定に基づき、教育研究上の目的及び修学方法について定めることを目的とする。

２　総合情報学部総合情報学科では、情報を取扱い、様々な分野に総合的に活用していくための知識と技術を修得し、これからの社会に貢献できる人材を育成する。すなわち、情報技術とそれが活用される様々な分野についての広範な知識と技術を有し、２１世紀循環型社会に求められる情報技術に関する活用技術の開発に寄与し、高い国際性・技術倫理・コミュニケーション能力・課題発見能力・課題解決能力を持つ人材を育成する。

＜知能情報コース＞

知能情報コースは、学科が育成する人材の中でも、「人とコンピュータ」や「機械とコンピュータ」の連携に関心をもち、高度に発達した情報化社会に存在する様々な問題の発見と解決に、これらの知識と技術を活用することのできる以下のような人材を育成する。

・情報技術の基本原理及び技術的要素の基礎を理解している。
・情報技術の基本的なツールを問題発見・解決に活用することができる。
・要求に応じてサービス/システムの企画・設計・制作・運用ができる。
・情報技術の利用を通じて、社会の安全・安心を考えることができる。

＜経営情報コース＞

経営情報コースは、総合情報学科が育成する人材の中でも、企業や組織体の活動をマネジメントの視点から支援できる以下のような人材を育成する。

・企業や組織体の経営管理と経営戦略についての知識と技術を有する。
・企業や組織体における会計と財務管理についての知識と技術を有する。
・企業や組織体の活動やマネジメントに情報技術を活用できる。
・企業や組織体の活動やマネジメントにおける課題を発見し解決できる。

＜環境デザインコース＞

環境デザインコースは、総合情報学科が育成する人材の中でも、環境保全や生物資源、エネルギーの有効利用に関心の深い以下のような人材を育成する。

・物質、生命、エネルギーとその活用についての知識を有する。
・知識と倫理に基づき、生物資源及びエネルギーの有効活用ができる。
・情報技術を用いて情報を収集・分析し、客観的に考察・表現できる。
・社会の一員として持続可能な社会に向けた提案ができる。

（卒業要件）

第２条　学則第１３条に定める卒業認定に必要な最低単位数に基づき、学科の卒業要件を定める。必修科目については別表１に定め、コースが指定する他コース又は他学部他学科の関連分野の開講科目群については、別表２に定める。

共通科目系列	形成	８単位以上（必修科目含む）
	情報・キャリア	４単位以上（必修科目含む）
	外国語	８単位以上（英語）※1
	理数	理数および基礎から２０単位以上（必修科目含む）
専門科目系列	基礎	
	専門	７０単位以上（必修科目含む）※2
共通科目系列科目及び専門科目系列科目より１４単位以上 （自コース以外の本学開講科目１０単位含む）		

※1　日本語が母語ではない場合､原則として日本語科目８単位以上を修得する。ただし、学生・所属コース教員・共通教育部門言語教育グループ教員の協議を経て特に認められた場合は、英語科目８単位以上に代えることができる。

※2　コースが指定する他コース又は他学部他学科の関連分野の開講科目群から２０単位までを含む。

（授業科目に関する情報開示）

第３条　教育課程編成･実施の方針に沿って各授業科目の授業計画を適切に定め、履修条件、履修方法、成績評価基準とその方法等とともに、シラバス等により学生に明示する。

（申告単位数制限）

第４条　学生は、自らの判断と計画に基づいて、１か年間に４８単位受講申告できる範囲内で自由に履修科目を選択することができる。ただし、教職に関する科目は除く。

２　直近の２か学期において､計３８単位以上を修得し､かつ､その期間の Grade Point Average が 2.70 以上の学生は、前項の規定にかかわらず、１か年間に５２単位受講申告できる範囲内で自由に履修科目を選択することを申請できる。ただし、教職に関する科目は除く。

（受講申告）

第５条　学生は、その年度に受講しようとする科目を、毎年度の初めに定められた申告期間内に申告しなければ受講することはできない。

（改 定）

第６条　この規程の改定は、全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付　則　１　この規程は、平成２６年４月１日から施行し、平成２６年度入学者より適用する。

２　この改定規程は、平成２７年４月１日から施行し、平成２７年度入学者より適用する。

３　この改定規程は、平成３０年４月１日から施行し、平成３０年度入学者より適用する。

４　この改定規程は、平成３１年４月１日から施行し、平成３１年度入学学者より適用する。

５　この改定規程は、令和２年４月１日から施行し、令和２年度入学者より適用する。

６　この改定規程は、令和３年４月１日から施行し、令和３年度入学者より適用する。

７　この改定規程は、令和４年４月１日から施行し、令和４年度入学者より適用する。

８　この改定規程は、令和５年４月１日から施行し、令和５年度入学者より適用する。

９　この改定規程は、令和６年４月１日から施行し、令和６年度入学者より適用する。

１０　この改定規程は、令和８年７月１日から施行し、令和８年度入学者より適用する。

別表１　総合情報学部必修科目

		知能情報コース	経営情報コース	環境デザインコース
共通科目系列	情報・キャリア科目	情報基礎 (2)	情報基礎 (2)	情報基礎 (2)
	基礎科目	情報セキュリティ概論 (2) 統計概論 (2) データベース基礎 (2)	情報セキュリティ概論 (2) 統計概論 (2) データベース基礎 (2)	情報セキュリティ概論 (2) 統計概論 (2) データベース基礎 (2)
専門科目系列	専門科目	人工知能基礎 (2) 情報理論 (2) プログラミングⅠ (2) 知能情報学概論 (2) 工学基礎実験 (2) 知能情報学実験Ⅰ (2) 知能情報学実験Ⅱ (2) 知能情報学実験Ⅲ (2) ﾃﾞｰﾀｻｲｴﾝｽ入門 (2) 総合情報学ﾌｫｰﾗﾑ (1) 総合情報学ｷｬﾘｱⅠ (1) 総合情報学ｷｬﾘｱⅡA (1) 総合情報学ｷｬﾘｱⅡB (1) 総合情報学ｷｬﾘｱⅢA (1) 総合情報学ｷｬﾘｱⅢB (1) ○ｵﾍﾟﾚｰﾃｨﾝｸﾞｼｽﾃﾑ (2) ◎人工知能応用 (2) ◎ＡＩｸﾗｳﾄﾞｼｽﾃﾑ (2) △情報デザイン論 (2) △組込みシステム (2) △メカトロニクス (2) 卒業研究Ⅰ (5) 卒業研究Ⅱ (5) ○：知能情報プログラムのみ必修 ◎：ＡＩシステムプログラムのみ必修 △：知能情報プログラムのみ３科目より２単位以上選択必修	生産と品質の管理 (2) 経営情報学概論 (2) 経営管理論 (2) ﾃﾞｰﾀｻｲｴﾝｽ実験Ⅰ (1) ﾃﾞｰﾀｻｲｴﾝｽ実験Ⅱ (1) Ｍプロジェクト Ⅱ (2) Ｍプロジェクト Ⅲ (2) 経営情報ゼミⅠ (2) 経営情報ゼミⅡ (2) 経営情報ゼミⅢ (4) ﾃﾞｰﾀｻｲｴﾝｽ入門 (2) 総合情報学ﾌｫｰﾗﾑ (1) 総合情報学ｷｬﾘｱⅠ (1) 総合情報学ｷｬﾘｱⅡA (1) 総合情報学ｷｬﾘｱⅡB (1) 総合情報学ｷｬﾘｱⅢA (1) 総合情報学ｷｬﾘｱⅢB (1) 卒業研究Ⅰ (5) 卒業研究Ⅱ (5)	環境デザイン概論 (2) 生態系の保全とビオトープ (2) 環境化学基礎実習 (2) 土壌学 (2) 省エネルギー工学基礎 (2) 環境デザインゼミⅠ (2) 環境デザインゼミⅡ (2) ﾃﾞｰﾀｻｲｴﾝｽ入門 (2) 総合情報学ﾌｫｰﾗﾑ (1) 総合情報学ｷｬﾘｱⅠ (1) 総合情報学ｷｬﾘｱⅡA (1) 総合情報学ｷｬﾘｱⅡB (1) 総合情報学ｷｬﾘｱⅢA (1) 総合情報学ｷｬﾘｱⅢB (1) 卒業研究Ⅰ (5) 卒業研究Ⅱ (5)

別表２　総合情報学部総合情報学科コース指定関連科目

		知能情報コース	経営情報コース	環境デザインコース
他コース又は他学部他学科の関連分野科目	専門科目	微分方程式 (2) フーリエ変換ラプラス変換 (2) 電気工学基礎Ⅱ (2) 電気回路Ⅰ (2) 電気回路Ⅱ (2) ﾊﾟﾜｰｴﾚｸﾄﾛﾆｸｽⅠ (2) ｴﾈﾙｷﾞｰ変換工学 (2) 送配電工学Ⅰ (2) 環境デザイン概論 (2) マーケティング論 (2) アントレプレナー論 (2)	知能情報学概論 (2) プログラミング基礎Ⅱ (2) プログラミング基礎Ⅱ演習 (2) プログラミングⅠ (2) ソフトウェア設計論 (2) 情報デザイン論 (2) 生物学概論 (2) 人工知能基礎 (2) 環境デザイン概論 (2) 生態系の保全とビオトープ (2) 土壌学 (2) 環境マネジメントシステム (2) 代数学Ａ (2) 代数学Ｂ (2) 人の構造及び機能 (2) 医学概論 (2) 臨床生理学 (2) 公衆衛生学 (2)	工業熱力学 (2) 伝熱工学 (2) 環境工学Ⅰ (2) 環境工学Ⅱ (2) 建築設備基礎 (2) 建築設備計画 (2) 電気回路Ⅰ (2) 電気回路Ⅱ (2) 電気回路Ⅲ (2) 電気機器 (4) 電気法規・電気施設管理 (2) 公衆衛生学 (2) 病理学概論 (1) 医学概論 (2) 人の構造及び機能 (2) 臨床生化学Ⅰ (1) 臨床免疫学 (1) 臨床薬理学 (1) 臨床生理学 (2) 生産と品質の管理 (2) 知能情報学概論 (2) 経営情報学概論 (2)

長崎総合科学大学　教職課程履修規程

（目　的）

第１条　この規程は、学則第１５条第４項及び大学院学則第１５条第３項の規定に基づき、教職課程の履修に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（教員免許状）

第２条　本学教職課程の履修によって取得できる教員の免許状は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づき、次のとおりとする。

学　部	学　科・コース	教育職員免許状の種類
工学部	工学科	高等学校 教諭 一種免許状　工業
総合情報学部	総合情報学科	
	知能情報コース	高等学校 教諭 一種免許状　情報
	経営情報コース	高等学校 教諭 一種免許状　商業
	環境デザインコース	中学校 教諭 一種免許状　理科 高等学校 教諭 一種免許状　理科

院　課程	専　攻	教育職員免許状の種類
工学研究科修士課程	生産技術学専攻	高等学校 教諭 専修免許状　工業
	環境計画学専攻	
	電子情報学専攻	

（基礎資格及び単位）

第３条　前条の教育職員免許状を取得しようとする学生は、教育職員免許法第５条別表第一、教育職員免許法施行規則第４条から第５条に従い、次に掲げる基礎資格及び所定の単位を修得しなければならない。加えて、教育職員免許法施行規則第６６条の６に従い科目の単位は、日本国憲法２単位、体育２単位、外国語コミュニケーション２単位及び数理データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作２単位を修得しなければならない。

基礎資格及び最低修得単位数

所要資格／免許状	基礎資格	最低修得単位数		
		教科に関する科　目	教職に関する科　目	教科又は教職に関する科目
中一種免理科	学士の学位を有すること	２８	２７	４
高一種免理科		２４	２３	８
高一種免情報		２４	２３	８
高一種免工業		２４	２３	８
高一種免商業		２４	２３	８
高専修免工業	修士の学位を有すること	２４	２３	３６

備考：高等学校専修免許状（工業）については、高等学校一種免許状（工業）の取得要件を満たし、さらに大学院課程において、別表３の「専修免許（工業）の教科に関する科目」のうちから２４単位以上を修得することによって、上記要件を満たすものとする。

教育職員免許法施行規則第６６条の６に定める科目

免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する開設授業科目		
科　　目	単位数	全　学　部		
		授　業　科　目	単位数	
			必修	選択
日本国憲法	2	憲法Ⅰ		2
		憲法Ⅱ		2
体育	2	保健体育実技Ａ	1	
		保健体育実技Ｂ	1	
外国語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ	2	基礎英語ⅡＡ		1
		基礎英語ⅡＢ		1
		英語ⅠＡ		2
		英語ⅠＢ		2
		英語Ⅱ		2
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	データサイエンス入門	2	

２　理科、情報、工業及び商業の教科に関する科目は、次のとおりとする。

（１）　理科の教科に関する科目及び単位数は、別表１による。

（２）　情報の教科に関する科目及び単位数は、別表２による。

（３）　工業の教科に関する科目及び単位数は、別表３による。

（４）　商業の教科に関する科目及び単位数は、別表４による。

３　教職に関する科目は、次のとおりとする。

教職に関する科目の本学における履修単位は、教育職員免許法施行規則の定めに拘

わらず中学校理科（３１単位）、高等学校理科（２７単位）、高等学校情報（２７単位）、高等学校工業（２７単位）、高等学校商業（２７単位）、高等学校専修工業（２３単位）であり、授業科目及び単位数は別表５による。

４　最低修得単位数を超えて修得した教科に関する科目及び教職に関する科目の単位は、教科又は教職に関する科目の単位として充てることができる。

５　中学校教諭一種免許状理科を取得しようとする学生は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に基づき、定められた施設において、７日以上の介護等の体験をしなければならない。

（履修費及び教育実習費）

第４条　教職に関する科目を履修する場合は、履修費及び教育実習費を学部においては学則第２８条第１項別表２、大学院においては大学院学則別表３－６により財務係に納入しなければならない。

２　科目等履修生による場合は、本規程を準用して、教職課程の履修費及び教育実習費を学則第２８条第１項別表２により、財務係に納入しなければならない。

（改　定）

第５条　この規程の改定は、学部においては全学教授会、大学院においては工学研究科教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付　則　１　この規程は、昭和４１年４月１日より施行する。

２　この改定規程は、昭和５４年４月１日より施行し、従前の「教育職員免許状取得についての認定」は廃止する。

３　（削　除）

４　この改定規程は、平成２年４月１日から施行する。

５　この改定規程は、平成３年９月２８日から施行する。

６　この改定規程は、平成４年４月１日から施行する。

７　この改定規程は、平成５年４月１日から施行する。

８　この改定規程は、平成６年４月１日から施行し、平成６年度入学生より適用する。

９　この改定規程は、平成７年４月１日から施行し、平成７年度入学生より適用する。

１０　この改定規程は、平成８年４月１日から施行し、平成８年度入学生より適用する。

１１　この改定規程は、平成９年４月１日から施行し、平成９年度入学生より適用する。

１２　この改定規程は、平成１０年４月１日から施行し、平成１０年度入学生より適用する。

１３　この改定規程は、平成１１年４月１日から施行し、平成１１年度入学生より適用する。

１４　この改定規程は、平成１２年４月１日から施行し、平成１２年度入学生より適用する。

１５　この改定規程は、平成１３年４月１日から施行し、平成１３年度入学生より適用する。

１６　この改定規程は、平成１４年４月１日から施行する。

１７　この改定規程は、平成１５年４月１日から施行する。

１８　この改定規程は、平成１６年４月１日から施行する。

１９　この改定規程は、平成１７年４月１日から施行する。

この規程の施行に当り第２条は、平成17年4月1日より工学部経営システム工学科の学生募集を停止することに伴い、当該学科の学生が在学する期間は従前の規定を適用する。

２０　この改定規程は、平成１８年４月１日から施行する。

２１　この改定規程は、平成１９年４月１日から施行する。

２２　この改定規程は、平成２０年４月１日から施行する。

２３　この改定規程は、平成２１年４月１日から施行する。

２４　この改定規程は、平成２２年４月１日から施行する。

２５　この改定規程は、平成２３年４月１日から施行する。

２６　この改定規程は、平成２４年４月１日から施行する。

２７　この改定規程は、平成２５年４月１日から施行する。

２８　この改定規程は、平成２６年４月１日から施行する。

２９　この改定規程は、平成２７年４月１日から施行する。

３０　この改定規程は、平成２９年４月１日から施行する。

３１　この改定規程は、平成３０年４月１日から施行する。

３２　この改定規程は、平成３１年４月１日から施行する。

３３　この改定規程は、令和２年４月１日から施行する。

３４　この改定規程は、令和３年４月１日から施行する。

３５　この改定規程は、令和４年４月１日から施行する。

３６　この改定規程は、令和５年４月１日から施行する。

３７　この改定規程は、令和５年１２月１日から施行する。

３８　この改定規程は、令和６年４月１日から施行する。

３９　この改定規程は、令和７年４月１日から施行する。

４０　この改定規程は、令和８年４月１日から施行する。

別表１（教職課程履修規程）

理科の教科に関する科目（中学校）

	免許法施行規則に定める科目区分	本学の授業科目 総合情報学部 総合情報学科		備考
教科に関する科目	物理学	◎ 物理学概論	(2)	◎必修科目
		熱力学	(2)	
		電磁気学	(2)	
		電気工学基礎Ⅰ	(2)	
	化学	◎ 化学概論	(2)	
		有機化学	(2)	
		環境分析学	(2)	
	生物学	◎ 生物学概論	(2)	
		生態の科学	(2)	
		生物化学	(2)	
		心の健康と支援	(2)	
	地学	◎ 地学概論	(2)	
		土壌学	(2)	
	物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験	◎ 物理学実験	(2)	これら選択科目より２科目選択必修
		環境シミュレーション	(2)	
		◎ 環境化学実験	(2)	
		環境化学基礎実習	(2)	
		◎ 生態環境工学実験	(2)	
		◎ 環境調節工学実験	(2)	
		地域環境モニタリング	(2)	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎ 理科教育法Ⅰ	(2)	
		◎ 理科教育法Ⅱ	(2)	
		◎ 理科教育法Ⅲ	(2)	
		◎ 理科教育法Ⅳ	(2)	

履修上の注意事項	１．備考に示された単位の修得方法を踏まえたうえで、教科に関する科目として最低修得単位数の２８単位を修得すること ２．最低修得単位数を超えて修得した単位は、教科又は教職に関する科目の単位として充てることができる

理科の教科に関する科目（高等学校）

	免許法施行規則に定める科目区分	本学の授業科目 総合情報学部 総合情報学科		備考	
教科に関する科目	物理学	◎ 物理学概論	(2)	◎必修科目	
		熱力学	(2)	共通科目系列	
		電磁気学	(2)	共通科目系列	
		電気工学基礎Ⅰ	(2)		
	化　学	◎ 化学概論	(2)		
		有機化学	(2)		
		環境分析学	(2)		
	生物学	◎ 生物学概論	(2)	専門科目系列基礎科目	
		生態の科学	(2)		
		生物化学	(2)		
		心の健康と支援	(2)		
	地　学	◎ 地学概論	(2)		※2
		土壌学	(2)		
	物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験	物理学実験	(2)	※1 ※1：これら４科目より１科目選択必修 ※2：※1の条件を満たした上で、これら選択科目より５科目選択必修	
		環境化学実験	(2)		
		生態環境工学実験	(2)		
		環境調節工学実験	(2)		
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎ 理科教育法Ⅰ	(2)		
		◎ 理科教育法Ⅱ	(2)		
		理科教育法Ⅲ	(2)		
		理科教育法Ⅳ	(2)		
履修上の注意事項		最低修得単位数の２４単位を超えて修得した単位は、教科又は教職に関する科目の単位として充てることができる			

別表２（教職課程履修規程）

情報の教科に関する科目

	免許法施行規則に定める科目区分	本学の授業科目 総合情報学部 総合情報学科	備考
教科に関する科目	情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理	◎ 情報基礎 （2） ◎ 情報と社会 （2） ◎ 情報化社会における労働と職業倫理 （2） 技術マネジメント （2）	◎必修科目
	コンピュータ及び情報処理	◎ 情報科学 （2） ◎ データ構造とアルゴリズム （2） ◎ プログラミング基礎Ⅰ （2） プログラミング基礎Ⅱ （2） プログラミング基礎Ⅱ演習 （2）	
	情報システム	◎ コンピュータシステム （2） オペレーティングシステム （2） 計測工学 （2）	
	情報通信ネットワーク	◎ ネットワークとセキュリティ （2） ◎ プログラミングⅠ （2）	
	マルチメディア表現及び技術	◎ 情報デザイン論 （2） インタラクションデザイン （2）	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎ 情報科教育法Ⅰ （2） ◎ 情報科教育法Ⅱ （2）	
履修上の注意事項		最低修得単位数の２４単位を超えて修得した単位は、教科又は教職に関する科目の単位として充てることができる	

別表３（教職課程履修規程）

工業の教科に関する科目

	免許法施行規則に定める科目区分	本学の授業科目 工学部工学科 船舶工学コース	機械工学コース	建築学コース	電気電子情報コース	備考
教科に関する科目	工業の関係科目	◎工学概論 (2) ◎技術と倫理 (2) ○造船幾何 (2) ○浮体静力学 (2) ○材料力学Ⅰ (2) ○造船設計Ⅰ（一般配置図） (2) ○船体復原論 (2) ○造船設計Ⅱ（ラインズ） (2) ○船体抵抗推進論 (2) ○船体強度論Ⅰ (2) ○ｽﾏｰﾄｼｯﾌﾟﾃﾞｻﾞｲﾝ (2) ○造船設計Ⅲ（ﾊｲﾄﾞﾛｶｰﾌﾞ） (2) ○船体強度論Ⅱ (2) ○造船設計Ⅳ（船体中央横断面図） (2) ○船体運動論 (2) ○海洋工学 (2) ○海洋資源学 (2) ○海洋空間利用学 (2) ○海洋ｸﾞﾘｰﾝｴﾈﾙｷﾞｰ学 (2) 船体構造 (2) 流体力学Ⅰ (2) 船舶海洋工学基礎実験 (2)	◎工学概論 (2) ◎技術と倫理 (2) ○機械製図 (2) ○機械力学Ⅰ (2) ○流体工学Ⅰ (2) ○材料力学Ⅰ (2) ○ロボット工学実習 (2) ○機械工学実験Ⅰ (2) ○機械工学実験Ⅱ (2) ○流体機械 (2) ○工業熱力学 (2) ○電気回路Ⅰ (2) ○プログラミングⅠ (2) アナログ回路Ⅰ (2) アナログ回路Ⅱ (2) 機械力学Ⅱ (2) 流体工学Ⅱ (2) 材料力学Ⅱ (2) 電気回路Ⅱ (2)	◎工学概論 (2) ◎技術と倫理 (2) ○建築概論 (2) ○建築製図A (3) ○建築製図B (3) ○構造力学ⅠA (2) ○構造力学ⅠB (2) ○建築設計製図ⅠA (3) ○構造力学ⅡA (2) ○環境工学Ⅰ (2) ○建築材料 (2) ○建築設計製図ⅠB (3) ○建築計画A (2) ○建築CAD (2) ○環境工学Ⅱ (2) ○都市計画 (2) ○鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ構造 (2) ○建築設備基礎 (2) ○日本建築史 (2)	◎工学概論 (2) ◎技術と倫理 (2) ○電気回路Ⅰ (2) ○ﾃﾞｼﾞﾀﾙ回路基礎 (2) ○ｱﾅﾛｸﾞ回路Ⅰ (2) ○電気機器 (2) ○工学基礎実験 (2) ○電気・電子材料 (2) ○半導体ﾃﾞﾊﾞｲｽⅠ (2) ○ﾊﾟﾜｰｴﾚｸﾄﾛﾆｸｽⅠ (2) ○電気電子工学実験Ⅰ (2) ○電気電子計測 (2) 電気回路Ⅱ (2) ○応用電磁気学Ⅰ (2) 電気回路Ⅲ (2) 応用電磁気学Ⅱ (2) アナログ回路Ⅱ (2) ﾃﾞｼﾞﾀﾙ回路設計Ⅰ (2) 半導体ﾃﾞﾊﾞｲｽⅡ (2) ﾊﾟﾜｰｴﾚｸﾄﾛﾆｸｽⅡ (2) 電気電子工学実験Ⅱ (2) 電力工学 (2) ｴﾈﾙｷﾞｰ変換工学 (2) 電磁波工学 (2)	◎必修科目 ○印科目中より12単位以上選択必修
	職業指導	◎職業指導Ⅰ (2) ◎職業指導Ⅱ (2)	◎職業指導Ⅰ (2) ◎職業指導Ⅱ (2)	◎職業指導Ⅰ (2) ◎職業指導Ⅱ (2)	◎職業指導Ⅰ (2) ◎職業指導Ⅱ (2)	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎工業科教育法Ⅰ (2) ◎工業科教育法Ⅱ (2)	◎工業科教育法Ⅰ (2) ◎工業科教育法Ⅱ (2)	◎工業科教育法Ⅰ (2) ◎工業科教育法Ⅱ (2)	◎工業科教育法Ⅰ (2) ◎工業科教育法Ⅱ (2)	
履修上の注意事項		最低修得単位数を超えて修得した単位は、教科又は教職に関する科目の単位として充てることができる				

専修免許（工業）の教科に関する科目

教科に関する科目	免許法施行規則に定める科目区分	本学の授業科目 工学研究科修士課程 生産技術学専攻		環境計画学専攻		電子情報学専攻		備考
	工業の関係科目	材料強度特論	(2)	環境ﾃﾞｻﾞｲﾝ基礎特論	(2)	高ｴﾈﾙｷﾞｰ物理学概論	(2)	24単位以上修得
		破壊管理特論	(2)	景観ﾃﾞｻﾞｲﾝ特論	(2)	半導体工学特論	(2)	
		薄板構造特論Ⅰ	(2)	居住ﾃﾞｻﾞｲﾝ特論	(2)	ｾﾝｼﾝｸﾞｼｽﾃﾑ特論	(2)	
		薄板構造特論Ⅱ	(2)	環境防災計画特論	(2)			
		溶接工学特論	(2)	環境ｴﾈﾙｷﾞｰ工学特論	(2)	知能機械ｼｽﾃﾑ特論	(2)	
		船舶流体力学特論	(2)	人間環境工学特論	(2)	ｴﾈﾙｷﾞｰ変換工学特論	(2)	
		船体抵抗推進特論	(2)	環境生態学特論	(2)	ﾋｭｰﾏﾝｲﾝﾀﾌｪｰｽ特論	(2)	
		運動性能特論	(2)	環境分析化学特論	(2)	画像情報ｼｽﾃﾑ特論	(2)	
		沿岸流体工学	(2)	経営情報特論	(2)	人間情報科学特論	(2)	
		流体力学特論	(2)	経営科学特論	(2)	分子電子工学特論	(2)	
		流体機械特論	(2)	地域情報化特論	(2)			
		構造力学特論	(2)	情報社会学特論	(2)	生体構造機能学特論	(2)	
		有限要素法基礎論	(2)	社会ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ特論	(2)	医用電子工学特論	(2)	
		振動解析特論	(2)	環境計画学ﾌｨｰﾙﾄﾞﾜｰｸ	(2)	医用情報学	(2)	
		熱工学特論	(2)	環境計画学演習ＩＡ	(2)	生体超音波医工学	(2)	
		海洋波・応答特論	(2)	環境計画学演習ＩＢ	(2)	医用光工学	(2)	
		生産技術学演習ＩＡ	(2)	環境計画学演習ⅡＡ	(2)	計測ﾃﾞｰﾀ制御工学	(2)	
		生産技術学演習ＩＢ	(2)	環境計画学演習ⅡＢ	(2)	計算機ｿﾌﾄｳｪｱ特論	(2)	
		生産技術学演習ⅡＡ	(2)	数理科学特論Ａ	(2)	人工知能特論	(2)	
		生産技術学演習ⅡＢ	(2)	数理科学特論Ｂ	(2)	電子情報学演習ＩＡ	(2)	
		生産技術学実験	(2)	数理科学特論Ｃ	(2)	電子情報学演習ＩＢ	(2)	
		数理科学特論Ａ	(2)	ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ英語	(2)	電子情報学演習ⅡＡ	(2)	
		数理科学特論Ｂ	(2)	知的財産権特論	(2)	電子情報学演習ⅡＢ	(2)	
		環境ｴﾈﾙｷﾞｰ工学特論	(2)			電子情報学実験	(2)	
		知的財産権特論	(2)			ｼｽﾃﾑ数理特論Ⅰ	(2)	
						ｼｽﾃﾑ数理特論Ⅱ	(2)	
						数理科学特論Ａ	(2)	
						数理科学特論Ｂ	(2)	
						数理科学特論Ｃ	(2)	
						ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ英語	(2)	
						知的財産権特論	(2)	
						環境ｴﾈﾙｷﾞｰ工学特論	(2)	
						ｽﾏｰﾄﾊﾟﾜｰ電子回路特論	(2)	
履修上の注意事項		最低修得単位数を超えて修得した単位は、教科又は教職に関する科目の単位として充てることができる						

別表４（教職課程履修規程）

商業の教科に関する科目

	免許法施行規則に定める科目区分	本学の授業科目 総合情報学部総合情報学科 経営情報コース		備考
教科に関する科目	商業の関係科目	◎マーケティング論	(2)	◎必修科目
		◎経営管理論	(2)	これら選択科目より２科目選択必修
		オペレーションズ・リサーチ	(2)	
		◎経営戦略論	(2)	
		アントレプレナー論	(2)	
		リーダーシップ論	(2)	
		◎簿記	(2)	
		原価会計	(2)	
		◎財務会計	(2)	
		◎ＷｅｂアプリケーションⅠ	(2)	
		ＷｅｂアプリケーションⅡ	(2)	
		イノベーションマネジメント	(2)	
		社会情報システム	(2)	
	職業指導	◎職業指導（商業）Ⅰ	(2)	
		◎職業指導（商業）Ⅱ	(2)	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎商業科教育法Ⅰ	(2)	
		◎商業科教育法Ⅱ	(2)	
履修上の注意事項		最低修得単位数を超えて修得した単位は、教科又は教職に関する科目の単位として充てることができる		

別表５（教職課程履修規程）

教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			本学開設授業科目	
科　目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授　業　科　目	単位数
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原論	2
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職概論	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度論	2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論	2
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中学10 高校8	道徳教育論	2
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	2
	特別活動の指導法		特別活動論	2
	教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育方法論	2
	生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導論	2
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談論	2
教育実践に関する科目	教育実習	中学5 高校3	教育実習Ⅰ	3
			教育実習Ⅱ	2（中学必修）
	教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2

長崎総合科学大学　留学規程

第１条（目　的）

この規程は、学則第２１条第３項の規定に基づき、本学の学部学生が留学する場合の取扱いについて定めることを目的とする。

第２条（要　旨）

留学とは、本学の許可を受けて外国の大学等に１学年以上在学し、授業科目を履修するか、または研究指導を受けることをいう。

第３条（機関の認定）

この規程にいう外国の大学等とは、外国における正規の高等教育機関又はこれに相当する教育機関をいう。この認定は全学教授会が行う。

第４条（条　件）

この規程の適用を受けて留学する学生は、本学に１年以上在学していなければならない。

第５条（許可願）

この規程の適用を希望する学生は、学長に「留学許可願」を提出しなければならない。

第６条（単位認定）

留学中に取得した単位について、本学学則第１１条の単位認定を受けようとする学生は、留学前にその旨を申し出ておき帰国後すみやかに「単位認定願」を学長に提出するものとする。ただし、単位認定は３０単位を限度とする。

第７条（帰国届）

外国の大学等に留学した学生は、帰国後すみやかに「留学帰国届」を学長に提出しなければならない。

第８条（期間の取扱）

留学期間は、修業年限及び在学期間に算入されない。ただし、帰国後単位認定を受けようとする場合は、この限りではない。

第９条（学　費）

留学期間の学費は、授業料等納入規程第４条第５項及び第６項による。

第１０条（期間の延長）

留学できる期間は原則として１年とする。ただし、本人の希望により１年を限度とし延長することができる。

第１１条（改　定）

この規程の改定は、全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付　則　１　（削　除）

２　この規程は、平成２年４月１日から施行する。

３　この改定規程は、平成８年４月１日から施行する。

４　この改定規程は、平成１５年４月１日から施行する。

５　この改定規程は、平成２６年４月１日から施行する。

６　この改定規程は、平成２７年４月１日から施行する。

長崎総合科学大学　転学部及び転コース規程

（目 的）

第１条　この規程は、学則第２４条第２項の規定に基づき、転学部及び転コースの取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

（時 期）

第２条　転学部の受入れは、欠員がある場合に限る。

２　転学部及び転コースの時期は、各学期の始めとする。

（資 格）

第３条　転学部及び転コースを申請できる者は、原則として本学に１年以上在学し、高い修学意欲を持ち、転学部・転コースの目的が明確である者とする。

（手 続）

第４条　転学部志願者は、事前に自学部及び転学部先と協議の上、所定の転学部申請書に検定料３０，０００円を添えて、各学期が始まる１カ月前までに教務係へ提出しなければならない。

２　転コース志願者は、事前に自コース及び転コース先と相談の上、所定の転コース申請書を、各学期が始まる１カ月前までに教務係へ提出しなければならない。ただし、検定料は徴収しない。

（審査及び単位認定）

第５条　申出を受けた転学部及び転コース先のコース長は、志願者の面接、在学成績に基づく審査を行い、その結果を教務専門委員会の議を経て、全学教授会へ付議するものとする。

２　学長は、全学教授会の審議結果に基づき転学部及び転コースを許可する。

３　転学部及び転コースする以前に修得した授業科目及び単位については、読替可能なものについては読替を行い、既得成績評価を有効とする。読替ができない科目については、適切な区分に組み入れる。

（改 定）

第６条　この規程の改定は、全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付　則　１　この規程は、平成８年４月１日から施行する。

２　この改定規程は、平成１４年３月８日から施行する。

３　この改定規程は、平成１５年４月１日から施行する。

４　この改定規程は、平成１７年４月１日から施行する。

５　この改定規程は、平成２３年４月１日から施行する。

６　この改定規程は、平成２６年４月１日から施行し、平成２６年度入学生より適用する。

７　この改定規程は、平成２７年４月１日から施行し、平成２７年度入学生より適用する。

８　この改定規程は、令和５年７月１４日から施行し、令和５年度在学生より適用する。

９　この改定規程は、令和５年１２月１日から施行する。

長崎総合科学大学　編入学規程

（目　的）

第１条　この規程は、学則第２５条第２項の規定に基づき、編入学の取り扱いについて定めることを目的とする。

（資　格）

第２条　本学に編入学を志願することのできる者は、次の各号に該当する者とする。

（１）　学士の学位を有する者

（２）　短期大学、高等専門学校を卒業した者

（３）　他の大学に在学中の者、もしくは在学した者

（４）　専修学校専門課程修了者で、専門士の称号を有する者、もしくは１７００時間以上の授業時間の受講証明がある者（ただし、学校教育法第９０条第１項に規定する大学入学資格を有すること）

（時　期）

第３条　編入学の時期は、毎年１回学年の始めとする。

（志願手続）

第４条　編入学を志願する者は、指定の期日までに、次の各号に掲げる書類に検定料１０，０００円を添えて入試広報係に提出しなければならない。

（１）　編入学願書（本学所定の用紙）

（２）　最終学校の卒業（卒業見込み）証明書

（３）　学業成績証明書（単位取得状況が記載されているもの）

（４）　健康診断書（本学所定の用紙）

（５）　住民票（写）及びパスポート（写）（留学生の場合）

（選考及び単位認定）

第５条　編入学の選考は、書類審査、その他の方法によって行う。

２　編入学のできる学年は、２年次、３年次とする。ただし、次の号に該当する場合は、関係する学科の４年次への編入学を認めることができる。

（１）　臨床工学技士の国家資格を有する者

３　編入学前の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校において修得した学科目及び単位の本学における認定については、編入学生の単位認定取扱い細則で定める。

（入学手続）

第６条　前条の選考に合格した者は、指定の期日までに入学金及び授業料等を納入しなければならない。

２　前項の手続きを完了した者に、学長は編入学を許可する。

３　期限までに納入がない場合、入学許可を取り消すことがある。

４　既に納入した検定料及び入学金は返還しない。

（準用規程）

第７条　編入学を許可された者には、編入学学年次の学則及びその他の規程を適用する。

（改　定）

第８条　この規程の改定は、全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付　則　１　この規程は平成６年４月１日から施行し、平成６年度入学生より適用する。

２　この改定規程は、平成８年４月１日から施行し、平成８年度入学生より適用する。

３　この改定規程は、平成１１年４月１日から施行し、平成１１年度入学生より適用する。

４　この改定規程は、平成１２年４月１日から施行し、平成１２年度入学生より適用する。

５　この改定規程は、平成１３年９月２８日から施行する。

６　この改定規程は、平成１５年４月１日から施行する。

７　この改定規程は、平成２３年４月１日から施行する。

８　この改定規程は、平成２３年11月１日から施行する。

９　この改定規程は、平成２５年３月２２日から施行する。

１０　この改定規程は、平成２６年４月１日から施行する。

１１　この改定規程は、平成２７年４月１日から施行する。

１２　この改定規程は、令和３年４月１日から施行し、令和３年度入学生より適用する。

１３　この改定規程は、令和５年１２月１日から施行する。

長崎総合科学大学　編入学生の単位認定取扱い細則

（目　的）

第１条　この細則は、編入学規程第５条第３項の規定に基づき、編入学生の単位認定について定めることを目的とする。

（単位認定）

第２条　原則として一括認定を行うものとし、２年次編入は３８単位、３年次編入は７６単位、４年次編入は９３単位を上限とする。ただし、当該学生(高等専門学校卒業生を除く)の修得科目の合計単位数がこれを下回る場合は、合計単位数を上限とする。

２　一括認定の方法は下表の通りとし、全ての学科共通に取り扱う。

なお、以下の各科目単位数は当該学生の修得単位数の状況により変わることがある。

【工学部】

２年次編入の場合

共通科目系列	専門科目系列	合計単位
２０	１８	３８以内

＊修得科目の合計単位数が３８未満の学生の各科目への振り分けは、修得単位数の状況により行う。

＊科目区分毎の単位数は目安とし、合計単位数の範囲内で調整することが出来る。

３年次編入の場合

共通科目系列	専門科目系列	合計単位
３４	４２	７６以内

＊修得科目の合計単位数が７６未満の学生の各科目への振り分けは、修得単位数の状況により行う。

＊科目区分毎の単位数は目安とし、合計単位数の範囲内で調整することが出来る。

４年次編入の場合（工学科医療工学コースのみ）

共通科目系列	専門科目系列	合計単位
１４	７９	９３以内

＊修得科目の合計単位数が93未満の学生の各科目への振り分けは、修得単位数の状況により行う。

＊科目区分毎の単位数は目安とし、合計単位数の範囲内で調整することが出来る。

【総合情報学部】

２年次編入の場合

共通科目系列	専門科目系列	合計単位
１２	２６	３８以内

＊修得科目の合計単位数が３８未満の学生の各科目への振り分けは、修得単位数の状況により行う。

＊科目区分毎の単位数は目安とし、合計単位数の範囲内で調整することが出来る。

３年次編入の場合

共通科目系列	専門科目系列	合計単位
２８	４８	７６以内

＊修得科目の合計単位数が７６未満の学生の各科目への振り分けは、修得単位数の状況により行う。

＊科目区分毎の単位数は目安とし、合計単位数の範囲内で調整することが出来る。

３　教員免許等資格取得の意思を持つ学生には当該科目の個別読み替えを行うことができる。

４　単位認定は以下の手順で行う。ただし、教職専門科目は教職課程が認定案を作成し、教務専門委員会に提出する。

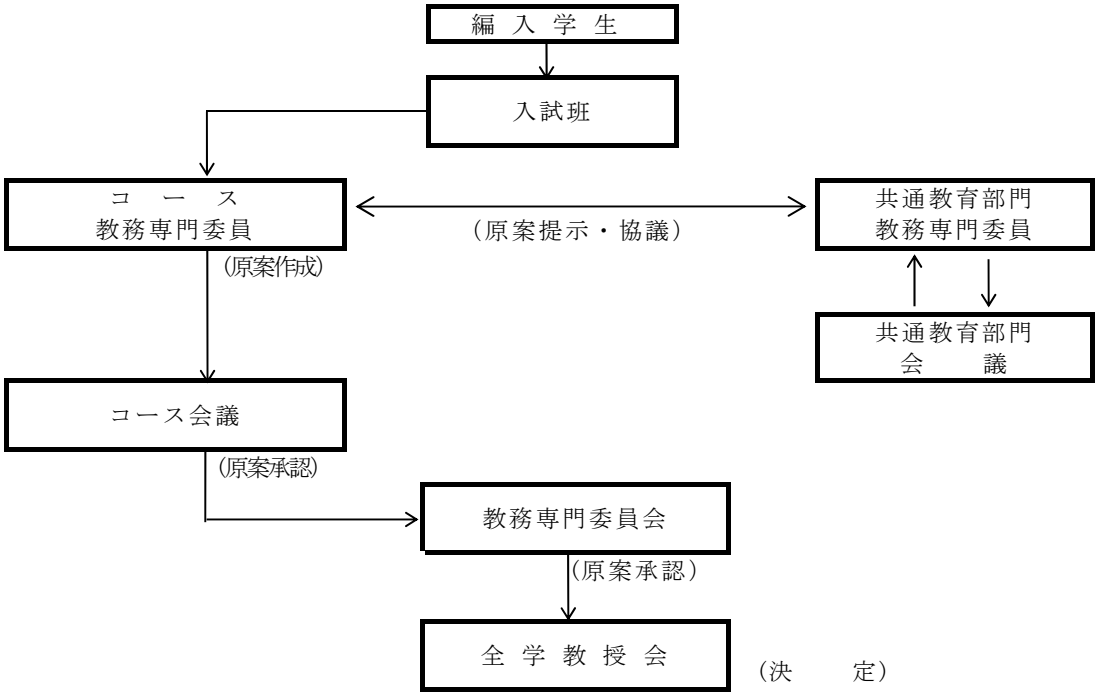

＊編入学者の修得単位確定時期によっては、４月決定となる。

（学生指導）

第３条　編入学学生には入学の際に次の指導などをコースが行う。

（１）読み替え可能な本学の科目を特定し、特定した科目の履修は認めないことを明示する。

（２）履修を必要とする科目は指定する。

（３）教員免許等資格取得のために個別読み替え認定を行った科目を明示する。

（改　定）

第４条　この細則の改定は学長が定め、常務理事会の承認を要する。

付　則　１　この細則は、平成１２年４月１日より施行する。

２　この細則は、平成１５年４月１日より施行する。

３　この細則は、平成２０年４月１日より施行する。

４　この細則は、平成２３年４月１日より施行する。

５　この細則は、平成２４年１月２７日から施行し、平成２４年度入学

生から適用する。

6　この改定細則は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、旧工学部、情報学部、環境・建築学部への編入学生については、従前の例による。

7　この細則は、令和５年１２月１日より施行する。

8　この細則は、令和６年７月１９日より施行する。

長崎総合科学大学

食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成課程履修規程

（目　的）

第１条　この規程は、学則第１５条の２第２項の規定に基づき、食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成課程の履修に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格）

第２条　本学において、食品衛生法施行規則第５０条に定める科目を修得し卒業した者は、食品衛生管理者及び食品衛生監視員となる資格を有する。

２　本学において、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格（以下「資格」という。）を取得できるのは、総合情報学部総合情報学科生命環境工学コースの学生とする。

（資格取得要件及び単位数）

第３条　資格を取得しようとする者は、別表１に掲げる科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

２　前項の単位を修得した者は、卒業時に資格証明書を交付する。

（改　定）

第４条　この規程の改定は、全学教授会の議を経て、常務理事会が決定する。

付　則　１　この規程は、平成２６年４月１日から施行し、平成２６年度入学生から適用する。

２　この規程は、平成３０年４月１日から施行し、平成３０年度入学生から適用する。

３　この規程は、令和５年１月２７日から施行し、令和　２年度入学生に遡及して適用する。

４　この規程は、令和５年１月２７日から施行し、令和　３年度入学生に遡及して適用する。

５　この規程は、令和　５年４月１日から施行し、令和　５年度入学生から適用する。

別表１

食品衛生法施行令に定める区分	指定基準上の科目名	本学の授業科目名	単位数	資格取得のための選択／必修
A群（化学）	分析化学	環境分析学	2	必修
	有機化学	有機化学	2	必修
	無機化学	化学概論	2	必修
B群（生物化学）	生物化学	生物化学	2	必修
	食品化学	食品化学	2	必修
	生理学	臨床生理学	2	必修
	毒性学	環境毒性学	2	必修
C群（微生物学）	微生物学	応用微生物学	2	必修
	食品製造学	農産物利用学	2	必修
D群（公衆衛生学）	公衆衛生学	公衆衛生学	2	必修
	環境衛生学	環境衛生工学	2	必修
E群		土壌学 栄養化学 環境化学基礎実習 環境化学実験 生命環境工学概論 ﾊﾞｲｵﾃｸﾉﾛｼﾞｰ実習 栽培環境管理学 生命倫理学 人の構造及び機能 病理学概論 医学概論 臨床生化学Ⅰ 臨床免疫学 臨床薬理学 生産と品質の管理	2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 2 1 1 1 2	18単位以上選択必修
履修上の注意事項	Ａ～Ｄ群の科目については全て必修、Ａ～Ｅ群の科目の合計で40単位以上必修			

長崎総合科学大学　学修成果の指標に関する規程

（目　的）

第１条　この規程は、学則第１１条の２の規定に基づき、学修成果の指標について、特に定義が必要な事項について定めることを目的とする。

（事項の使用目的）

第２条　この規程において定めた事項は、その他の指標とともに次の各号の目的のために使用される。

（１）学生の学修状況の充実度および健全性を評価し、履修指導などきめ細かい教育を実施する目的。

（２）履修申告単位数制限制度や特待生制度などの各種制度を健全に運用する目的。

（３）学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針および入学生受け入れの方針と、その実施体制を評価・点検・改善し、教育の質向上を実現する目的。

（ＧＰＡの計算）

第３条　指標の１つとして Grade Point Average（成績評定の重み付き平均、以下ＧＰＡとする。）を次の各号の基準により計算する。

（１）学則第１１条の規定に基づき算出された、授業科目の成績評定に対して、Ｓには４点、Ａには３点、Ｂには２点、Ｃには１点、Ｄには０点の Grade Point(以下ＧＰとする。)を対応させる。

（２）履修した各授業科目に対して、その単位数にＧＰを乗じてから加算し、その合計を履修申告した総単位数で除算する。その結果から、小数点以下第３位の値を四捨五入して得られる値をＧＰＡの値とし、計算式は以下の通りとする。

$$GPA＝\frac{(Sの単位数\times4)+(Aの単位数\times3)+(Bの単位数\times2)+(Cの単位数\times1)+(Dの単位数\times0)}{(Sの単位数)+(Aの単位数)+(Bの単位数)+(Cの単位数)+(Dの単位数)}$$

（ＧＰＡ計算の対象科目）

第４条　本学の学士課程の教育課程で開講する全ての授業科目をＧＰＡ計算の対象科目とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する授業科目は計算対象から除外する。

（１）教職に関する科目。

（２）学則第９条の２、第９条の３および第９条の４の規定により認定した単位に関する科目。

（３）学則第１１条第３項の規定による評定の科目。

（４）特に別に規定した科目。

（再履修）

第５条　既に評定を受けた授業科目であっても、特に許可を受けた場合は、再履修をすることが出来る。この場合、履修申告をし、履修取り下げを行わず履修が確定した時点で、該当の授業科目の既存の成績評定は抹消される。

（改定）

第６条　この規程の改定は、全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付　則　１　この規程は、平成３０年９月２８日から施行し、平成３１年度入学者より適用する。

長崎総合科学大学　学生懲戒規程

第１条（目　的）

この規程は、長崎総合科学大学学則第４４条及び長崎総合科学大学大学院学則第４０条に規定する学生の懲戒に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第２条（懲戒の種類）

懲戒の種類は、譴責、停学、退学とする。

第３条（懲戒の対象となる者）

この規程による懲戒の対象となる者は、長崎総合科学大学（以下「本学」という。）の学部学生及び大学院生（以下「学生」という。）とする。

第４条（懲戒の対象となる行為）

懲戒の対象となる行為は、学則及び本学の諸規程に違反する行為、又は学生の本分に反する行為をいう。

２　学生の本分に反する行為は、別表のとおりとする。

第５条（事実関係の調査）

学生部長は懲戒の対象となる行為が生じたときは、当該学生に対する事実関係の調査を行うものとする。

２　前項の調査にあたり、学生部長は、事前に当該学生に対して、調査の趣旨・目的を文書で告知し、事情聴取等により当該事実に関する弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生が、正当な理由もなく事情聴取に応じず、弁明をしない場合はこの権利を放棄したものとみなす。

３　学生部長は、調査の結果を学長に報告するものとする。

第６条（懲戒手続きについて）

学長は、前条の調査結果の報告を受け、懲戒が相当と判断した場合は、学生専門委員会にてその処分等について審議させるものとする。その際は、学長が指名する者を審議に加えることができる。

２　学生専門委員会は、懲戒の処分等について審議した結果を学長に報告するものとする。

第７条（懲戒の決定）

学長は、学生専門委員会の報告を踏まえ、全学教授会又は工学研究科教授会の議を経て当該学生の懲戒の種類及び程度を決定するものとする。

第８条（懲戒処分の通知）

学長は、懲戒を決定した場合は、懲戒処分通告書を当該学生に交付することにより通知するものとする。

２　前項の通知を行った場合は、保証人（保護者）に対し当該通知の写しを送付するものとする。

第９条（懲戒の発効）

懲戒の発効は、前条の通知を当該学生に発信した日とする。

第１０条（停学中の指導等）

当該学生の所属するコース又は専攻の長は、当該学生に対し定期的な面談の実施等適切な指導を行うものとする。

２ 有期停学の期間が、履修に関する手続きの期間にかかるときは、当該学生に対し履修登録を認めるものとする。

第１１条（無期停学の解除）

学長は、無期停学の学生について解除が適当であると認めた場合は、その旨を学生専門委員会に通知するものとする。

２　学生専門委員会は、無期停学の解除の妥当性について審議し、その結果を学長に報告するものとする。

３　学長は、学生専門委員会の報告を踏まえ、全学教授会又は工学研究科教授会の議を経て、無期停学の解除を決定する。

第１３条（不服申立て）

懲戒を課せられた学生は、懲戒の内容に不服がある場合は、懲戒の発効日から７日以内に不服申立てを行うことができる。

２　不服申立てを行う学生は、その理由を付した不服申立書を学長に提出しなければならない。

第１４条（再審議）

学長は、前条の不服申立てに基づき学生専門委員会に審議させる。

２　学長は委員会に指名する者を追加する事ができる。

３　学生専門委員会は、学生から提出された不服申立書に基づき審査を行う。

４　不服申立てをした学生は、書面で意見を述べることができる。

５　学生専門委員会は、懲戒の内容が相当であると判断した場合は、不服申立ての却下を求める旨の勧告を学長に行う。

６　学生専門委員会は、懲戒の内容が相当でないと判断した場合は、懲戒の取り消し又は変更を求める旨の勧告を学長に行う。

７　学長は、前二項の勧告を受けた場合、その取り扱いを、不服申立てをした学生に通知する。

第１５条（改　定）

この規程の改定は、全学教授会及び工学研究科教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付　則　この規程は令和２年４月１日から施行する。

別表

学生の本分に反する行為

区　　分	行為の内容
犯罪行為等	殺人、強盗、誘拐、放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為
	傷害・窃盗行為
	薬物犯罪行為
	ストーカー行為
	コンピュータ又はネットワークの不正使用
交通事故	人身事故を伴う交通事故を起こし、その原因行為が無免許運転飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反
飲酒	飲酒を強要し重大な事態を生じさせた場合
	未成年者の飲酒
	飲酒により、他人や地域や社会に迷惑をかけた場合
試験不正行為	本学が実施する試験等における身代わり受験やカンニング等の不正行為
	本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合
インターネットへの書込み	犯罪予告・脅迫・誹謗中傷・第三者の個人情報などのインターネットへの書込み（注）
	その他、不適切な内容のインターネットへの書込み
その他	わいせつ行為
	ハラスメント行為
	学生の学習・研究及び教職員の教育研究活動を妨げる行為
	暴力行為
	その他、本学学生としての本分に反する行為及び本学の名誉を汚す行為

長崎総合科学大学　学生生活に関する規程

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規程は、長崎総合科学大学の学生が守るべき必要な事項について、定めることを目的とする。

第２章　誓約書及び保証人

（誓約書）

第２条　入学を許可され、本学に入学しようとする者は、誓約書（様式第１号）を提出しなければならない。

（保証人）

第３条　保証人は、保護者又はこれに準ずる者とする。

２　保証人は、保証する学生の身上及び授業料その他の債務について、責任を負うものとする。

３　保証人は、保証書（様式第１号）を提出しなければならない。

４　保証人を変更したとき、あるいは、保証人の住所又は身上に異動があったときは、速やかにこれを届け出るものとする。

第３章　住所届及び変更届

（住所届）

第４条　学生は、入学時に所定の住所届を提出しなければならない。

（変更届）

第５条　学生は、住所の変更や改姓等その他一身上に変更があったときは、その旨を届け出なければならない。

第４章　学生証

（学生証の交付）

第６条　学生は、入学後、学生証の交付を受けなければならない。

２　学生証は、常に携帯し、本学教職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（学生証の返納）

第７条　学生証は卒業、退学、除籍、又はその有効期間を経過したときは、直ちに学生係に返納しなければならない。

（学生証の再交付）

第８条　学生証を紛失したときは、直ちに教務係に届け出て再交付を受けなければならない。

第５章　健康診断

（健康診断）

第９条　学生は、毎年定期又は臨時に、本学の実施する健康診断を受けなければならない。

２ 学生は、健康診断の結果に基づき、本学が行う健康管理上の指導に従わなければならない。

第６章　試　験

（試験注意事項）

第 10 条　定期試験、その他の試験においては、次の事項を守らなければならない。もしこれを守らず受験した場合は、その試験の評価を無効とする。

(1) 学生証を所持しない者及び学生証（写真等）の不備な者は、受験することができない。

(2) 試験の際は、必ず机上に学生証を提示し、その他受験のために必要がないものを置いてはならない。

(3) 試験開始後、３０分を超えた遅刻者の受験は認めない。

(4) 試験開始後、３０分以内に試験場から退出することはできない。

(5) その他試験場においては、すべて監督者の指示に従わなければならない。

（不正行為）

第 11 条　一切の不正行為を厳禁する。不正行為者に対しては、学則４４条によって処分する。

２　前項の不正行為者が、その学期に受験した全科目の評価について、無効とする場合がある。

第７章　休学、復学、退学及び転学部

（休学、復学、退学及び転学部）

第 12 条　休学、復学、退学又は転学部の許可を受けようとする者は、学則に基づき、それぞれ休学願、復学願、退学願又は転学部願に必要な書類を添えて、学長に願い出なければならない。

第８章　欠　席

（欠席届・公欠届）

第 13 条　学生は、１カ月を超えて連続して欠席する場合は、事前に欠席届を提出しなければならない。

２　やむを得ない事由により前項の欠席届を提出できなかった場合は、その事由を付して、登校の際、速やかに届け出なければならない。

３　前２項の欠席届には、医師の診断書及び同等の事情を証明する書類を添付しなければならない。

４　公欠事由に該当し欠席する場合は、適宜証明する書類等を添付し、事後速やかに公欠届を提出しなければならない。

第９章 公示・通達

（公示・通達）

第 14 条　本学が学生に対する公示・通達する場合は、所定の掲示板に掲示、電子メール配信その他の適切な方法にて行うものとする。

第１０章 印刷物等の発行・配布及び掲示

（印刷物等）

第 15 条　学生又は学生の団体が、新聞雑誌、パンフレット、ビラその他これに類するものを発行又は配布するときは、事前に当該配布物１部を添えて学生課に届け出て許可を受けなければならない。

（掲　示）

第 16 条　学生又は学生の団体が学内において掲示しようとするときは、事前に学生課に届け出て許可を受けたうえ、所定の場所に掲示しなければならない。

第 １１章 施設・設備の使用

（使用手続）

第 17 条　学生が、本学の施設・設備を使用するときは、あらかじめ施設・設備使用願を提出し、学生部長の許可を受けなければならない。

２　前項の許可を受けた場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可を受けた使用場所及び期間又は時間を厳守すること。

(2) 許可を受けた場所及び周辺の静穏な秩序を乱さないこと。

(3) 施設・設備を汚損しないこと。

(4) その他施設・設備の管理上必要な事項については、本学教職員の指示に従うこと。

（使用目的の不適格条件）

第 18 条　次の各号の一に該当するときは、本学の施設・設備の使用を許可しない。

(1) 営利を目的とするもの（福利厚生のためのものを除く。）

(2) 違法又は不当な行為を行うもの

(3) その他学生部長等が不適格と認めるもの

（許可の取消等）

第 19 条　学生部長は、次の各号の一に該当するときは、必要な是正措置を命じ、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) 使用条件に違反したとき。

(2) 使用願に虚偽の記載があったとき。

(3) 本学において当該施設・設備を使用する必要が生じたとき。

（損害賠償）

第 20 条　施設・設備を使用した者で、当該施設・設備を汚損した場合は、当該損害に相当する金額を賠償しなければならない。

第１２章　補　則

（改　定）

第 21 条　この規程の改定は、全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

附　則　　１　この規程は、令和３年１１月１日から施行する。

２　この改定規程は、令和５年１２月１日から施行する。

長崎総合科学大学 大学院学則

第１章　目的及び自己評価

（目的及び自己評価）

第１条　長崎総合科学大学学則第２条第６項の規定に基づき、大学院に関して必要な事項を定める。

２　大学院は、本学の建学の精神並びに大学の理念の下に、学部における幅広い専門基礎知識の教育に基づいて、修士課程では先端技術の基礎知識及び専門基礎理論の修得により高度な専門性を有する技術者を育成し、博士課程においては研究領域を特化させ専門力をより一層高めることにより、諸問題に対応できる高度な専門的力量を備え、自立して研究・業務活動に従事できる高度技術者を育成することを目的とする。

３　前項の目的を達成するために、教育研究の活動状況等について設定した項目に関し、自ら点検及び評価を行うものとする。

第２章　構　　成

（入学定員及び収容定員）

第２条　大学院に工学研究科を置く。

２　工学研究科に博士課程と修士課程を置き、博士課程及び修士課程の専攻名、並びに入学定員、収容定員は次のとおりとする。

工学研究科	博士課程	総合システム工学専攻	入学定員	３名	収容定員	９名
〃	修士課程	生産技術学専攻	入学定員	１０名	収容定員	２０名
〃	〃	環境計画学専攻	〃	１０名	〃	２０名
〃	〃	電子情報学専攻	〃	１０名	〃	２０名

３　専攻の履修に関する規程は、別に定める。

（教育構成）

第３条　博士課程の研究指導はＤマル合教員が担当し、Ｄ合教員が補助する。

２　博士課程の講義はＤマル合教員、Ｄ合教員及びＤ可教員が担当する。

３　修士課程の研究指導は、Ｍマル合教員が担当し、Ｍ合教員が補助する。

４　修士課程の講義は、Ｍマル合教員、Ｍ合教員及びＭ可教員が担当する。

第３章　工学研究科教授会

（工学研究科教授会）

第４条　大学院に工学研究科教授会（以下「教授会」という）を置く。

２　教授会は学長、工学研究科長、Ｄマル合教員及びＭマル合教員をもって構成する。ただし、学長が必要と認めた場合、Ｄ合教員並びにＭ合教員を参加させることができる。

３　教授会においては、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

（１）学生の入学及び課程の修了
（２）学位の授与
（３）前２号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
４　教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び工学研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ意見を述べることができる。
５　教授会に関する規程は、別に定める。

第４章　授業科目及び単位

（授業科目及び単位数）

第５条　博士課程の専攻において、コース並びに授業科目及び単位数は別表１の通り定める。
２　修士課程の専攻において、系列並びに授業科目及び単位数は別表２の通り定める。

（単　位）

第６条　１単位の授業科目は４５時間の学修を必要とする内容をもって構成するものとし、１単位当たりの授業時間は、次の各号の基準によるものとする。
（１）　講義及び演習の授業科目については１５時間
（２）　実習及び実験の授業科目については３０時間
（３）　前号、前々号にかかわらず特に指定した授業科目については４５時間
２　前項第１号の講義及び演習においては、教育効果を考慮して１５時間から４５時間の範囲で定めることができる。

（単位付与）

第７条　学生が履修した授業科目については試験を行い、また研究についてはその成果を評価し、合格した者には所定の単位が与えられる。
２　試験及び成績評定は、Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄの５種類をもってこれを表し、Ｓは９０点から１００点、Ａは８０点から８９点、Ｂは７０点から７９点、Ｃは６０点から６９点、Ｄは５９点以下とし、Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃを合格、Ｄを不合格とする。
３　前項の基準にかかわらず、特に定めた授業科目についての考査の評定は、Ｎ、Ｄの２種類をもってこれを表し、Ｎを合格、Ｄを不合格とする。

第５章　履 修 方 法

（コース並びに系列の選定）

第８条　博士課程に入学する学生は、専攻の中から専修しようとするコースを選定しなければならない。
２　前項によって選定したコースのＤマル合教員の中から、その学生の指導教員を定める。
３　修士課程に入学する学生は、専攻の中から専修しようとする系列を選定しなければならない。

４　前項によって選定した系列のMマル合教員の中から、その学生の指導教員を定める。

（履修科目選定）

第９条　学生は指導教員の指導のもとに、毎学年始めに当該学年において履修する科目を選定し、科目担当教員の承認を得なければならない。

（修業年限）

第１０条　博士課程の修業年限は３年とし、在学期間は修業年限の２倍を超えることができない。

２　修士課程の修業年限は２年とし、在学期間は修業年限の２倍を超えることができない。

第６章　学位論文審査

（学位論文提出）

第１１条　博士課程に１年以上在学し、履修科目について１０単位以上修得した者は、博士の学位論文を提出することができる。

２　修士課程に１年以上在学し、履修科目について２０単位以上修得した者は、修士の学位論文を提出することができる。

３　前項、前々項の学位論文は指導教員の指示に従い、教授会に提出するものとする。

（学位論文審査）

第１２条　学位論文の審査は教授会が委任した論文審査委員会が行う。論文審査の詳細は学位規程にこれを定める。

２　学位論文の審査は提出後２月以内にこれを完了する。

第７章　課程修了の要件、学位

（課程修了）

第１３条　博士課程に３年以上在学し、履修科目について１０単位以上を修得し、論文審査及び最終試験に合格した者は、教授会の意見を聴いて学長が博士課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、教授会が特に認めた場合に限り、この課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

２　修士課程に２年以上在学し、履修科目について３０単位以上を修得し、論文審査及び最終試験に合格した者は、教授会の意見を聴いて学長が修士課程の修了を認定する。

（学位授与）

第１４条　前条の修了者には、学位規程に基づき次の学位が授与される。

博士（工学）　　博士（学術）　　修士（工学）　　修士（学術）

２　学位に関する規程は、別に定める。

第８章　教員免許状の取得

（教員免許状の取得）

第１５条　教員の免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

２　大学院の工学研究科修士課程において、当該所要資格を取得できる教員の免許状は次のとおりとする。

研 究 科	専　攻　名	教員免許状の種類
工学研究科	生産技術学専攻	高等学校教諭専修免許状　工業
	環境計画学専攻	高等学校教諭専修免許状　工業
	電子情報学専攻	高等学校教諭専修免許状　工業

３　教職課程の履修方法については、別に定める教職課程履修規程による。

第９章　入学、休学、復学、留学、退学、除籍、転入学及び再入学等

（入学時期）

第１６条　入学の時期は、学期の始めとする。

（博士課程の入学資格）

第１７条　博士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

（１）　修士の学位又は専門職学位を有する者

（２）　外国において、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者

（３）　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者

（４）　我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

（５）　文部科学大臣の指定した者

（６）　教授会において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で２４歳に達した者

（修士課程の入学資格）

第１７条の２　修士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当し、かつ、所定の入学検定に合格した者とする。

（１）　学士の学位を有する者

（２）　外国において学校教育における１６年の課程を修了した者

（３）　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１６年の課程を修了した者

（４）　我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

（５）　外国の大学等において、修業年限が３年以上の課程を修了することにより、学

士の学位に相当する学位を授与された者

（６） 専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

（７） 文部科学大臣の指定した者

（８） 教授会において、大学に３年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

（９） 学校教育法第６７条第２項の規定により他大学大学院に入学した者であって、教授会において大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

（１０） 教授会において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の力があると認めた者で、２２歳に達した者

（入学の出願）

第１８条 大学院に入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

（入学許可）

第１９条 大学院の入学検定に合格し、指定期日までに必要書類を提出し、かつ入学金、授業料等を納入した者に対し、教授会の意見を聴いて学長が入学を許可する。

（休学及び復学）

第２０条 疾病又は止むを得ない事由によって引き続き３月以上修学することができない者は、保証人連署をもって休学を願い出ることができる。ただし、疾病による場合は願書に医師の診断書を添付しなければならない。

２ 学長は、特別の必要があると認めた者には、休学を命ずることができる。

３ 休学の事由がなくなった時は、学長がこれを復学させる。ただし、
休学期間は、在学期間に算入しない。

４ 休学期間は、１年以内とし、通算して２年を超えることができない。

（留 学）

第２０条の２ 学生は、学長が承認した場合に限り留学することができる。

２ 留学により修得した単位は、学長が適当と認める場合に限り、１０単位を超えない範囲で第５条の修得単位として認定される。

３ 留学については、別途定める留学規程を準用する。ただし、この場合、同規程第４条は準用の対象から除外する。

（退 学）

第２１条 退学しようとする者は、その事由を詳記し、保証人連署をもって願い出なければならない。

２ 授業料等の納付を怠り督促を受けてもなお納入しない者は、学長がこれを退学させる。

（除　籍）

第２２条　次の各号の一に該当する者は、学長が除籍することができる。

（１）　疾病その他の事由により成業の見込みがないと認められる者

（２）　正当な事由なしに欠席が引き続き３月以上に及ぶ者

（転入学及び再入学）

第２３条　次の各号の一に該当する者は、欠員がある場合に限り教授会の意見を聴いて学長が入学を許可することがある。

（１）　大学院を退学した者で再入学を希望する者

（２）　他の大学院に在学する者又は修了し、もしくは退学した者で転入学を志望する者

（３）　我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者又は当該課程を修了し、もしくは退学した者で転入学を志望する者

（４）　国際連合大学の課程に在学する者又は当該課程を修了し、もしくは退学したもので転入学を志望する者

２　前項により転入学及び再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認定については、教授会の意見を聴いて学長が定める。

第２４条　（削　除）

第１０章　入学検定料、入学金、授業料等

（入学検定料、入学金、授業料等）

第２５条　入学検定料、入学金、授業料等の学費については、別表３の通り定める。なお、既納の入学検定料、入学金、授業料等はいかなる事由があっても返還しない。

２　学費の納入については、長崎総合科学大学授業料等納入規程の定めるところによる。

３　授業料の減免に関する規程は、別に定める。

第１１章　委託研究生、聴講生、研究生、科目等履修生、留学生

（委託研究生）

第２６条　官庁公共団体または会社等が、研究の期間及び題目を定めて委託研究生として推薦した時は、学長は教授会の意見を聴いてこれを許可することができる。

（聴講生）

第２７条　大学院所定の科目中１科目もしくは数科目を選び聴講しようとする者がある時は、学長は教授会の意見を聴いて、相当の学力があると認められた者に限り、学期毎に聴講生としてこれを許可することができる。

（研究生）

第２８条　第１７条に準ずる者で特に研究に熱意を有する希望者がある時は、学長は教授会の意見を聴いて、学力、人格等を考慮の上、研究生としてこれを許可することができる。

２　研究生に関する規程は、別に定める。

（科目等履修生）

第２９条　第１７条に準ずる者で、大学院所定の科目中１科目もしくは数科目を選び履修しようとする者がある時は、学長は教授会の意見を聴いて、学期毎に科目等履修生としてこれを許可することができる。

（留学生）

第３０条　外国人で大学院を志望する者については、学長は教授会の意見を聴いて、入学を許可することができる。

（規程の準用）

第３１条　委託研究生、聴講生、科目等履修生、留学生については、本学の定める各規程を準用する。

第１２章　学年、学期、休業日

（学　年）

第３２条　学年は４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。ただし、第３３条に規定する後期に入学した者の学年は、１０月１日に始まり、翌年９月３０日に終わるものとする。

（学　期）

第３３条　学年を分けて次の二期とする。

前期　　４月１日から９月３０日まで

後期　　１０月１日から翌年３月３１日まで

２　前項の定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

３　学長は、必要と認めるとき、第１項にある二期の期間を変更することができる。

（休業日）

第３４条　休業日は、次のとおりとする。

日曜日、国民の祝日

開学記念日（４月１日）

春季休業（３月２６日から４月２日まで）

夏季休業（８月１日から９月３０日まで）

冬季休業（１２月２０日から翌年１月７日まで）

２　学長が必要と認めるときは、休業日を変更することができる。

３　臨時の休業日は、その都度、学長がこれを定める。

第１３章　付 属 施 設

（図書館及び情報科学センター）

第３５条　本学の図書館は大学院学生の閲覧にも供する。

２　本学の情報科学センターは大学院学生の利用にも供する。

（学生研究室）

第３６条　大学院に学生研究室を設ける。

２　本学の施設は、必要に応じ大学院学生の研究及び指導にも供することができる。

（厚生及び運動施設）

第３７条　本学の厚生及び運動施設は、必要に応じて大学院学生も利用することができる。

第１４章　賞　　罰

（特待生）

第３８条　学長は、教授会の推薦により、学力及び人格が特に優秀な学生を特待生として、入学金及び修士課程においては２年間、博士課程においては３年間の授業料を免除することができる。ただし、社会人入試により博士課程に入学する者は除く。

２　特待生に関する規程は、別に定める。

（懲　戒）

第３９条　学生で大学院の規程にそむき、学生の本分に反する行為があった者に対しては、教授会の意見を聴いて学長がこれを懲戒する。

２　懲戒の種類は、譴責、停学、退学とする。

３　前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

（１）　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（２）　大学院の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者

４　懲戒に関する規程は、別に定める。

（改　定）

第４０条　この学則の改定は、教授会の意見を聴いて、理事会が決定する。

付　則　１　この学則は昭和５1年４月１日から施行する。

２　この学則施行に必要な細則は別に定める。

３（削　除）

４　この学則の改定は昭和５３年４月１日より施行する。

５　この学則の改定は昭和６０年４月１日より施行する。

６　この学則の改定は平成元年４月１日より施行する。

７　この学則の改定は平成２年４月１日より施行する。
８　この学則の改定は平成４年２月２８日より施行する。
９　この学則の改定は平成４年４月１日より施行し、平成４年度入学生から適用する。
１０　この学則の改定は平成５年４月１日より施行し、平成５年度入学生から適用する。
１１　この学則の改定は平成６年４月１日より施行し、平成６年度入学生から適用する。
　ただし、第３３条については、第２年次の在学生にも適用する。
１２　この学則の改定は学則第５条及び第２５条を除き平成７年３月１日から施行する。
　ただし、第５条及び第２５条については平成７年度入学生から適用する。
１３　この学則の改定は平成８年４月１日より施行し、平成８年度入学生から適用する。
　ただし、第３３条については第２年次の在学生にも適用する。
１４　この学則の改定は平成９年４月１日より施行し、平成９年度入学生から適用する。
　ただし、第５条及び第３３条については第２年次の在学生にも適用する。
１５　この学則の改定は平成１０年４月１日より施行し、平成１０年度入学生から適用する。
１６　この学則の改定は平成１１年４月１日より施行し、平成１１年度入学生から適用する。
　ただし、第２０条の２については第２年次の在学生にも適用する。
１７　この学則の改定は平成１２年４月１日より施行し、平成１２年度入学生から適用する。
　ただし、第１６条、第２１条、第２２条及び第３３条については、第２年次の在学生にも適用する。
１８　この学則の改定は平成１２年６月１日より施行する。
１９　この学則の改定は平成１３年４月１日より施行し、平成１３年度入学生から適用する。
２０　この学則の改定は平成１４年４月１日より施行し、平成１４年度入学生から適用する。
２１　この学則の改定は平成１４年８月１日より施行する。
２２　この学則の改定は平成１５年４月１日より施行する。
２３　この学則の改定は平成１６年４月１日より施行する。
２４　この学則の改定は平成１６年１１月２０日より施行する。
２５　この学則の改定は平成１７年４月１日から施行し、平成１７年度入学生より適用する。

２６　この学則の改定は平成１８年４月１日から施行する。
この学則の施行にあたり第２条第２項、第１５条は、平成１８年４月１日より構造工学専攻並びに流体工学専攻の学生募集を停止することに伴い、当該専攻の学生が在学する期間は従前の規定を適用する。
２７　この学則の改定は平成１８年６月１日から施行し、平成１８年度後期入学生より適用する。
２８　この学則の改定は平成１９年４月１日から施行する。
２９　この学則の改定は平成２０年４月１日から施行する。ただし、第３２条については、在学生にも適用する。
３０　この学則の改定は平成２１年４月１日から施行する。
３１　この学則の改定は平成２２年４月１日から施行する。
３２　この学則の改定は平成２３年４月１日から施行する。
３３　この学則の改定は平成２４年４月１日から施行する。
３４　この学則の改定は、平成２６年４月１日から施行する。
３５　この学則の改定は、平成２７年４月１日から施行する。
３６　この学則の改定は、平成２８年４月１日から施行する。
３７　この学則の改定は、平成２９年４月１日から施行する。
３８　この学則の改定は、平成３０年１月１日から施行する。
３９　この学則の改定は、平成３０年４月１日から施行する。
４０　この学則の改定は、平成３１年４月１日から施行し、平成３１年度入学者より適用する。
４１　この学則の改定は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、第２５条に基づき別表３－２及び別表３－３に規定する平成３２年度の入学金及び授業料については、平成３２年度入学者より適用する。
４２　この学則の改定は、令和２年４月１日から施行する。
４３　この学則の改定は、令和３年４月１日から施行し、令和３年度入学生より適用する。但し、第４０条第４項については、２年次以上の在学生にも適用する。
４４　この学則の改定は、令和４年４月１日から施行する。
４５　この学則の改定は、令和５年４月１日から施行する。
４６　この学則の改定は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第２５条に基づき別表３－３及び別表３－４に規定する令和６年度の実験実習料については、令和６年度入学者より適用する。
４７　この学則の改定は、令和５年１０月１日から施行し、令和５年度入学生より適用する。ただし、第３３条 第２項については、第２学年次以上の在学生にも適用する。
４８　この学則の改定は、令和７年４月１日から施行する。
４９　この学則の改定は、令和８年４月１日から施行し、令和８年度入学生より適用する。

別表１（博士課程 総合システム工学専攻 授業科目）

コ　ー　ス	授 業 科 目	単位
生　産　技　術　コ　ー　ス	生産技術学特別研究Ⅰ	2
	生産技術学特別研究Ⅱ	2
	生産技術学特別研究Ⅲ	2
	生産技術学特別演習Ａ	2
	生産技術学特別演習Ｂ	2
	生産技術学特別演習Ｄ	2
	生産技術学特別演習Ｅ	2
	生産技術学特別演習Ｆ	2
環　境　技　術　コ　ー　ス	環境技術学特別研究Ⅰ	2
	環境技術学特別研究Ⅱ	2
	環境技術学特別研究Ⅲ	2
	環境技術学特別演習Ａ	2
	環境技術学特別演習Ｃ	2
	環境技術学特別演習Ｄ	2
	環境技術学特別演習Ｅ	2
情　報　技　術　コ　ー　ス	情報技術学特別研究Ⅰ	2
	情報技術学特別研究Ⅱ	2
	情報技術学特別研究Ⅲ	2
	電子デバイス学特別演習Ⅰ	2
	電子デバイス学特別演習Ⅱ	2
	医用工学特別演習Ⅰ	2
	医用工学特別演習Ⅱ	2
	ヒューマン情報処理特別演習Ⅰ	2
	ヒューマン情報処理特別演習Ⅱ	2

別表２（修士課程　授業科目）

(1) 生産技術学専攻

系列	授 業 科 目	単位	１　年	２　年
材 料 工 学	材料強度特論	2	2	
	溶接工学特論	2	2	
	破壊管理特論	2	2	
構 造 工 学	薄板構造特論Ⅰ	2	2	
	薄板構造特論Ⅱ	2	2	
海洋流体工学	船舶流体力学特論	2	2	
	船体抵抗推進特論	2	2	
	運動性能特論	2	2	
	沿岸流体工学	2	2	
機械流体工学	流体力学特論	2	2	
	流体機械特論	2	2	
系 列 共 通	構造力学特論	2	2	
	有限要素法基礎論	2	2	
	振動解析特論	2	2	
	熱工学特論	2	2	
	海洋波・応答特論	2	2	
	生産技術学演習ＩＡ	2	2	
	生産技術学演習ＩＢ	2	2	
	生産技術学演習ⅡＡ	2		2
	生産技術学演習ⅡＢ	2		2
	生産技術学実験	2		4

(2) 環境計画学専攻

系列	授 業 科 目	単位	1　年	2　年
環境デザイン学	環境デザイン基礎特論	2	2	
	景観デザイン特論	2	2	
居住環境計画学	環境防災計画特論	2	2	
	居住デザイン特論	2	2	
環境共生 システム工学	人間環境工学特論	2	2	
	環境生態学特論	2	2	
	環境分析化学特論	2	2	
社 会 情 報 学	経営情報特論	2	2	
	経営科学特論	2	2	
	地域情報化特論	2	2	
	情報社会学特論	2	2	
系 列 共 通	社会コミュニケーション特論	2	2	
	環境計画学フィールドワーク	2		2
	環境計画学演習ＩＡ	2	2	
	環境計画学演習ＩＢ	2	2	
	環境計画学演習ⅡＡ	2		2
	環境計画学演習ⅡＢ	2		2

(3)電子情報学専攻

系列	授 業 科 目	単位	1　年	2　年
電子デバイス学	分子電子工学特論	2	2	
	半導体工学特論	2	2	
	集積回路工学	2	2	
	高エネルギー物理学概論	2	2	
医 用 工 学	生体構造機能学特論	2	2	
	医用電子工学特論	2	2	
	医用情報学	2	2	
	医用光工学	2	2	
	生体超音波医工学	2	2	
計 測 制 御 学	計測物理学特論	2	2	
	センシングシステム特論	2	2	
	計測データ制御工学	2	2	
	知能機械システム特論	2	2	
	エネルギー変換工学特論	2	2	
	スマートパワー電子回路特論	2	2	
情報システム学	計算機ソフトウエア特論	2	2	
	ヒューマンインタフェース特論	2	2	
	画像情報システム特論	2	2	
	人間情報科学特論	2	2	
	人工知能特論	2	2	
系 列 共 通	電子情報学演習ＩＡ	2	2	
	電子情報学演習ＩＢ	2	2	
	電子情報学演習ⅡＡ	2		2
	電子情報学演習ⅡＢ	2		2
	電子情報学実験	2		2
	システム数理特論Ⅰ	2	2	
	システム数理特論Ⅱ	2	2	

(4)共通科目

授 業 科 目	単位	1　年	2　年
数理科学特論Ａ	2	2	
数理科学特論Ｂ	2	2	
数理科学特論Ｃ	2	2	
プレゼンテーション英語	2	2	
知的財産権特論	2	2	
環境エネルギー工学特論	2	2	
インターンシップ	2	2	

別表３（入学検定料）

（単位　円）

入学検定料	修士課程	本学卒業生	他大学卒業生	留学生	転入学	聴講生	研究生委託研究生
		15,000	30,000	15,000	15,000	10,000	10,000
	博士課程	本学修士課程修了生	社会人・他大学院修士課程修了生	留学生	転入学	聴講生	研究生委託研究生
		*免除	30,000	15,000	15,000	10,000	10,000

*ただし、修了後1年以上経過している場合は、15,000円とする。

別表３－２（入学金）

入学金	修士課程	本学卒業生	他大学卒業生	転入学生	再入学生	社会人
		170,000減免	170,000	170,000	70,000	170,000
	博士課程	本学修士課程修了生	他大学院修士課程修了生	転入学生	再入学生	社会人
		170,000*減免	170,000	170,000	70,000	170,000

*ただし、修了後1年以上経過している場合は、85,000円とする。

別表３－３（授業料等 修士課程）

	学　年	授　業　料		教育充実費		実験実習料	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期
授業料等	1　年	275,000	275,000	100,000	100,000	80,000	80,000
	2　年	275,000	275,000	100,000	100,000	80,000	80,000
	研究生	研究指導費　前期 150,000		研究指導費　後期 150,000			
	委託研究生	研究指導費　500,000					
	聴講生	1単位当り　10,000　但し、本学卒業生　5,000					

別表３－４（授業料等 博士課程）

	学　年	授　業　料		実験実習料	
		前期	後期	前期	後期
授業料等	1　年	275,000	275,000	180,000	180,000
	2　年	275,000	275,000	180,000	180,000
	3年以上	275,000	275,000	180,000	180,000
	研究生	研究指導費　前期 150,000		研究指導費　後期 150,000	
	委託研究生	研究指導費　500,000			
	聴講生	1単位当り　10,000　但し、本学卒業生　5,000			

別表３－５（学位(博士)論文審査手数料）

学位（博士）論文審査手数料	課程を経ない者	300,000
	本学専任教育職員	200,000
	退学後２年以内の者	免　除

別表３－６（教職課程履修費，休学在籍料）

教職課程履修費	教　科	教員免許状の種類	履修費
	工　業	高等学校教諭専修免許状	5,000

休学在籍料	前期または後期	通　年
	50,000	100,000

長崎総合科学大学　大学院履修規程

（目　的）

第１条　この規程は、大学院学則第２条第３項の規定に基づき、大学院学生の履修方法について定める。

２　各専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

（１）　博士課程総合システム工学専攻では、これまでの修士課程における経験と実績を重視しつつ、専門領域における資質をより高度化し、多様な分野に対する広い視野とそれに対応できる能力を持つとともに、現代社会での必要な情報の収集とその処理能力を高めて、自立して研究・業務活動に従事できる能力と高度な専門的知識を有する人材を育成することを目的とする。

（２）　修士課程生産技術学専攻では、船舶・浮体構造物・海洋機器・飛翔体・原動機・機械・建築構造物・基礎構造など、種々の分野に共通する構造工学・流体工学の基礎理論を修得させるとともに、両分野におよぶ複合領域での工学上の基礎問題・応用問題を解決できる能力を持ち、さらに、高度なコンピュータ利用技術を習得・活用できる人材を育成することを目的とする。

（３）　修士課程環境計画学専攻では、生活環境や生態環境、あるいは地域活性化や政策運営といった都市・地域問題からエネルギーや自然環境保全にいたる環境問題の分野を対象として、総合的かつ学際的な観点から、環境共生型の新しい計画理論や環境デザイン手法の開発などができる知識と能力を持ち、かつ優れたプレゼンテーション・コミュニケーション力を有する人材を育成することを目的とする。

（４）　修士課程電子情報学専攻では、電子デバイス・医用工学・計測制御・情報システムの各分野の高度な知識と技術を学びながら探求し、それらの分野における諸問題を解決できる人材の育成を目的とする。

（専攻・系列）

第２条　博士課程

（１）　博士課程に入学する学生は、専攻の中から専修しようとするコースを選定する。

（２）　前号によって選定した専攻コースのＤマル合教員の中から、その学生の指導教員を定める。

２　修士課程

（１）　修士課程に入学する学生は、所属する専攻の系列中から、専修しようとする１系列を選定する。

（２）　前号によって選定した専攻系列のＭマル合教員の中から、その学生の指導教員を定める。

（３）　学生は指導教員の指導の下に、所属の専攻に設けられた科目及び他の専攻に設けられた科目の中から、希望する科目を選定して履修する。

（単　位）

第３条　博士の学位を取得するためには、３年以上在学し、学則別表１にある科目について１０単位以上修得することを要する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、工学研究科教授会が特に認めた場合に限り、この課程に１年以

上在学すれば足りるものとする。

2　修士の学位を取得するためには、２年以上在学し、学則別表２にある科目について３０単位以上修得することを要する。

3　前項及び前々項の単位は、下表の区分に従って修得することを要する。

博士課程の必要単位数

区　　分	履修コース科目	他コース科目	合　　計
総合ｼｽﾃﾑ工学専攻	特別研究６･特別演習２以上	２単位まで可	１０以上

修士課程の必要単位数

区　　分	専　攻　科　目	共通科目･関連科目	合　　計
生産技術学専攻	実験･演習１０を含め２０以上	随　　意	３０以上
環境計画学専攻	演習８を含め２０以上	随　　意	３０以上
電子情報学専攻	演習８を含め２０以上	随　　意	３０以上

関連科目とは、所属外の専攻の開講科目を指す。

（評　価）

第４条　科目の成績評定は、Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄの５種類をもってこれを表し、Ｓは９０点から１００点、Ａは８０点から８９点、Ｂは７０点から７９点、Ｃは６０点から６９点、Ｄは５９点以下とし、Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃを合格、Ｄを不合格とする。

2　前項の基準にかかわらず、特に定めた授業科目についての考査の評定は、Ｎ、Ｄの２種類をもってこれを表し、Ｎを合格、Ｄを不合格とする。

（学位論文）

第５条　博士及び修士の学位を取得するためには、第３条の単位修得の外に学位論文の審査を受けなければならない。

2　学位論文は、博士課程については本大学院に１年以上在学し１０単位以上を修得したもの、修士課程については本大学院に１年以上在学し２０単位以上を修得したものが提出できるものとする。

（最終試験）

第６条　最終試験は、学位論文を中心として試問によって行うものとするが、実施細目については工学研究科教授会の定めるところによる。

（改　定）

第７条　この規程の改定は、工学研究科教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付　則　1　この規程は平成８年４月１日から施行し、従前の長崎総合科学大学大学院履修要項は廃止する。

ただし、第４条については平成７年度入学者には適用しない。

2　（削　除）

3　この改定規程は、平成９年４月１日から施行し、平成９年度入学生から適用する。

4　この改定規程は、平成１１年４月１日から施行し、平成１１年度入学生

から適用する。

５　この改定規程は、平成１４年４月１日から施行し、平成１４年度入学生から適用する。

６　この改定規程は、平成１７年４月１日から施行する。

７　この改定規程は、平成１８年４月１日から施行する。

８　この改定規程は、平成１８年１０月１日から施行する。

９　この改定規程は、平成２０年４月１日から施行する。

１０　この改定規程は、平成２２年４月１日から施行し、平成２２年度入学生から適用する。

１１　この改定規程は、平成２６年４月１日から施行する。

１２　この改定規程は、平成２７年４月１日から施行する。

１３　この改定規程は、平成３１年４月１日から施行し、平成３１年度入学者より適用する。

１４　この改定規程は、令和７年４月１日から施行する。

長崎総合科学大学 大学院学位規程

第１条（目　的）

この規程は、大学院学則第１４条第２項の規定に基づき、学位に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第２条（学位の名称）

１　本学において授与する学位は次の通りとする。

博士（工学）　博士（学術）　修士（工学）　修士（学術）

２　学位の名称を用いるときは、本大学名を付記するものとする。

第３条（学位の授与要件）

１　学位は、大学院学則の定めるところにより、所定の課程を修了した者に授与する。

２　博士の学位は前項に定める者のほか、次条の手続きに基づいた学位論文の提出により、工学研究科教授会において本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認められ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に、工学研究科教授会の意見を聴いて学長が授与することができる。

第４条（学位論文提出）

１　学位審査を受ける者は、以下のとおり学位論文と関係書類を添え、指導教員を通じて工学研究科長に提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

（１）　修士

主論文　　１篇、１冊、２通

論文要旨　１部

（２）　博士

主論文　　１篇、１冊、３通

参考論文　３篇以上、１冊、１通

論文目録　１部

論文要旨　１部

履歴書　　１部

２　審査のため必要あるときは、論文の訳文、他の論文、模型又は標本等を提出させることができる。

３　受理した論文は返付しない。

４　前条第２項該当者は大学院学則に定められた学位論文審査手数料を学位論文提出時に納入しなければならない。

第５条（論文審査委員会）

１　学位論文の提出があったときは、工学研究科長は工学研究科教授会にその審査を付託する。

２　学位論文の審査を付託された工学研究科教授会は、博士課程においては指導教員を主査とした４名以上、修士課程においては指導教員を主査とした３名以上の教員をもって論文審査委員会をつくり、論文審査にあたる。

３　工学研究科教授会において必要と認めたときは、他の大学院または研究所等の教員等を

論文審査委員に加えることができる。

第６条（最終試験）

最終試験は、前条の論文審査委員会が学位論文を中心にして口頭による試問によって行う。

第７条（審査期間）

審査委員会は、論文提出後２ケ月以内に、論文の審査、最終試験及び学力の確認を終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、工学研究科教授会の意見を聴いてその期間を１年以内に限り延長することができる。

第８条（審査報告）

１　審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験の終了後すみやかに、次の各号について文書をもって工学研究科教授会に報告しなければならない。

（１）　論文の内容の要旨並びに論文審査の要旨

（２）　最終試験または試問の結果の要旨及び総合成績

（３）　学位授与の可否についての意見

２　審査委員会は、論文審査の結果、その内容が学位を授与するに値しないと認めたときは、試問を行わなくてもよい。この場合には、前項第２号及び第３号に関する報告は添付する必要はない。

第９条（学位授与の可否）

１　前条の報告に基づいて、工学研究科教授会は審議の上、学位授与の可否について議決する。

２　前項の議決に際しては、工学研究科教授会規程第７条にかかわらず、出席者の３分の２以上の賛成を必要とする。

第１０条（学長への報告）

工学研究科長は、前条の議決に基づいて学位論文要旨及び学位論文審査報告書を添えて、学長に報告するものとする。ただし、修士にあっては、修士学位授与決定者報告書をもって、これにかえることができる。

第１１条（学位記）

１　学長は前条の報告に基づき、修士及び博士の学位授与の可否について申請者に通知する。

２　学長は、学位の授与を決定した者に学位を授与し、学位記を交付する。

３　学位記の様式は別に定める。

第１２条（博士の学位授与の報告）

学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から３月以内に、所定の学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。

第１３条（学位論文要旨の公表）

学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から３月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を、本大学の名をもってインターネットの利用により公表する。

第１４条（学位論文の公表）

１　本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から１年

以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

２　前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

３　博士の学位を授与された者が行なう前２項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した本学の協力を得て、インターネットの利用により行なうものとする。

第１５条（博士学位論文の保存）

博士の学位を授与された者の提出論文は、国立国会図書館、本学図書館及び大学院事務室に各１部保存する。

第１６条（修士及び博士の学位の取消）

１　不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位を授与された者にその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、工学研究科教授会の意見を聴いて学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつその旨を公表するものとする。

２　前項の議決を行う場合は、第９条の規定を準用する。

第１７条（博士の学位審査手数料）

１　第３条第２項に該当する者の博士学位論文審査手数料は金 300,000 円とする。

２　本学専任教育職員が申請する場合、博士学位論文審査手数料は金 200,000 円とする。

３　本学大学院博士課程に３年以上在学した者で、退学後２年未満の期間内に博士学位の授与を申請する場合は、博士学位論文審査手数料を免除する。

第１８条（改　定）

この規程の改定は、工学研究科教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付　則　１　この規程は、昭和５１年４月１日から施行する。

２　（削除）

３　昭和５３年７月５日付をもって名称変更。

４　この改定規程は、平成元年４月１日より施行する。

５　この改定規程は、平成４年２月２８日より施行する。

６　この改定規程は、平成７年４月１日から施行する。

７　この改定規程は、平成８年４月１日から施行する。

８　この改定規程は、平成９年４月１日から施行し、第２年次の在学生にも適用する。

９　この改定規程は、平成１４年４月１日から施行する。

１０　この改定規程は、平成１６年８月６日から施行する。

１１　この改定規程は、平成１６年１１月５日から施行する。

１２　この改定規程は、平成１７年４月１日から施行する。

１３　この改定規程は、平成１８年４月１日から施行する。

１４　この改定規程は、平成１８年１０月１日から施行する。

１５　この改定規程は、平成２２年４月１日から施行する。

１６　この改定規程は、平成２６年４月１日から施行する。

１７　この改定規程は、平成２７年４月１日から施行する。

長崎総合科学大学　大学院工学研究科転入学取り扱い内規

（目　的）

第１条　この内規は、大学院学則第２３条第１項の規定に基づき、転入学の取り扱いについて定めることを目的とする。

（時　期）

第２条　転入学の時期は、学期の始めとする。

（志願手続）

第３条　転入学を志願する者は、指定の期日までに、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて学長に提出しなければならない。

（１）　転入学願書（本学所定の用紙）

（２）　成績証明書及び在学証明書

（３）　健康診断書（本学所定の用紙）

（４）　住民票（写）及びパスポート（写）（留学生の場合）

（選　考）

第４条　転入学の選考は、書類審査、その他の方法によって行う。

２　転入学の決定は、工学研究科教授会の意見を聴いて、学長が行う。

（入学手続及び入学許可）

第５条　転入学の選考に合格した者は、指定の期日までに入学金及び授業料等を納入しなければならない。

２　前項の手続きを完了した者に、学長は転入学を許可する。

３　期限までに納入がない場合、入学許可を取り消すことがある。

４　既に納入した検定料及び入学金は返還しない。

（準用規程）

第６条　転入学を許可された者には、転入学年次の学則及びその他の規程を適用する。

（改　定）

第７条　この内規の改定は、工学研究科教授会の意見を聴いて学長が決定する。

付　則　１　この内規は平成３０年１月１日から施行し、平成３０年度入学生より適用する。

２　この内規は令和７年４月１日から施行する。

長崎総合科学大学　別科日本語研修課程規程

第１章　目　的

（目　的）

第１条　この規程は、学則第２条第７項の規定に基づき、別科日本語研修課程（以下「別科」という。）の運営等について定める。

２　別科は、外国人留学生等に対して、本学の建学の精神を基にした国際的視野に立つ人材を育成することを目的とする。

第２章　組織及び運営

（業務及び組織）

第２条　前条の目的を達成するために、学生の教育及び生活等の指導・支援に必要な業務を行う。

２　別科に次の職員を置く。

（１）代表　　１名

（２）教育担当職員（主任教員を含む）　若干名

（３）事務職員　　若干名

３　代表は、本学教員の中から学長の推薦により、常務理事会の議を経て理事長が任命する。代表は、別科委員会を置き、別科委員会の意見を聴いて別科を適切に運営する。

４　教育担当職員は、学生への教育及び生活等の指導・支援を担当する。

５　主任教員は、教育担当職員の中から代表の推薦により、学長が任命する。主任教員は、別科の教育カリキュラムの編成や他の教育担当職員の研修や企画等を担当する。

６　事務職員は、別科の業務に関わる事務を担当する。また、教育担当職員とともに、学生の生活等の指導・支援も行う。

（別科委員会）

第３条　別科委員会に関する細則は別に定める。

（入学定員及び教育）

第４条　別科の学生定員は５０人とする。

２　別科の教育は、主任教員を含む教育担当職員が担当する。ただし、必要な場合には本学教員及び非常勤講師に分担させることができる。

第３章　授業及び履修方法

（授業科目及び単位数）

第５条　授業科目、その開講時期や必修・選択の別及びその単位数については、別に

定める。
２　別科の修学規程については、別に定める。

（単位数の計算）

第６条　１単位の履修時間は、週１時間３０週とする。

（単位認定）

第７条　学生が一つの授業科目を履修した場合は試験を行い、合格した者に対しては所定の単位を与える。

（修業年限）

第８条　修業年限は、春入学コースは１年、秋入学コースは１年６ヶ月とする。
２　前項の規定にかかわらず、疾病等本人の責任に帰すことのできない事由により修業年限終了時までに別科修了に必要な所定の単位を修得できなかった者または、教育上特に指導が必要であると判断される者については、別科委員会の意見を聴いて学長が２年を限度として在籍を認めることができる。

（修　了）

第９条　別科修了に必要な所定の単位を修得した者については、別科委員会の意見を聴いて学長が修了を認定する。
２　修了時期は、３月または９月とする。

第４章　入学、休学、退学、除籍等

（入学時期）

第１０条　入学の時期は次の通りとする。

春入学　　４月１日
秋入学　１０月１日

（入学資格）

第１１条　別科に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する外国人とする。
（１）　外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者
（２）　相当の年齢に達し、前号と同等以上の学力があると本学が認めた者

（入学の出願）

第１２条　別科に入学を希望する者は、所定の書類に入学検定料を添えて提出する。
２　前項の書類には身元保証書を含むものとする。身元保証人は次の２名とし、当該学生の身上にかかわる一切の事項について責任をもつ者でなければならない。
（１）　出身国保証人（父母または近親者）
（２）　在日保証人
３　前項の保証人に身分の変更があった場合には、ただちに届け出なければならない。

（入学許可及び取消）

第１３条　本学所定の入学検定に合格した者は、別科委員会の意見を聴いて、学長が入学を許可する。

２　入学を許可された者は、指定の期間内に入学金を納入する。指定の期間内に納入しなかった者は入学許可を取消す。

（休学及び復学）

第１４条　疾病等やむをえない事由により引き続き３か月以上修学することができない者は、身元保証人が連署して、入学年度に限り休学を願い出ることができる。ただし、疾病による場合は医師の診断書を提出しなければならない。

２　学長は特別の必要があると認めた者に対して、休学を命ずることができる。

３　修業年限を超えて休学することはできない。

４　休学の事由がなくなったときは、学長がこれを復学させる。

（退　学）

第１５条　退学しようとする者は、その事由を記し、身元保証人が連署して、願い出なければならない。

２　授業料等の納付を怠り督促を受けてもなお納入しない者は、学長がこれを退学させる。

（除　籍）

第１６条　次の各号の一に該当する者は、学長がこれを除籍する。

（１）　疾病その他の事由により成業の見込みがないと認められた者

（２）　（削　除）

（３）　いずれかの必修科目につき、欠席が、正当な事由なしに、年間の出席すべき時間数の３分の１以上に及んだ者

（４）修業年限終了時又は第８条第２項に定める期間終了時までに別科修了に必要な所定の単位を修得できなかった者

第５章　入学検定料、入学金、授業料等

（入学検定料、入学金、授業料等）

第１７条　入学検定料、入学金、授業料等の徴収については、別表の通り定める。なお、納入された授業料、入学金、入学検定料等はいかなる事由があっても返還しない。

２　学費の納入については、長崎総合科学大学授業料等納入規程の定めるところによる。

第６章　聴講生

（聴講生）

第１７条の２　別科の科目中１科目若しくは数科目を選び聴講しようとする者があるときは、相当の学力があると認められた者に限り別科委員会の意見を聴いて学期

前に、学長がこれを許可することができる。
２　聴講生に関する規程は別に定める。

第７章　附属施設の利用

（図書館及び情報科学センター）

第１８条　本学の図書館は別科の学生も利用することができる。
２　本学の情報科学センターは別科の学生も利用することができる。

（厚生及び運動施設）

第１９条　本学の厚生施設及び運動施設は、別科の学生も利用することができる。

第８章　学年、学期、休業日

（学　年）

第２０条　学年の始期及び終期は次の通りとする。
春入学　始期　４月１日　　終期　翌年３月３１日
秋入学　始期　１０月１日　終期　翌々年３月３１日

（学　期）

第２１条　学年は次の学期に分ける。
春入学
１学期　４月１日から９月３０日まで
２学期　１０月１日から翌年３月３１日まで
秋入学
１学期　１０月１日から翌年３月３１日まで
２学期　４月１日から９月３０日まで
３学期　１０月１日から翌年３月３１日まで
２　学長が必要と認めたときは、前項にある学期の期間を変更することができる。

（休業日）

第２２条　休業日は次のとおりとする。
日曜日、日本国民の祝日
春季休業（３月２６日から４月４日まで）
夏季休業（８月１日から９月３０日まで）
冬季休業（１２月２０日から翌年１月７日まで）
２　学長が必要と認めたときは、休業日を変更することができる。
３　臨時の休業日は、その都度学長が定める。

第９章　賞　　罰

（懲　戒）

第２３条　別科の学生が学生の本分に反する行為を行ったときは、別科委員会の意見を聴いて学長がこれを懲戒する。

２　懲戒の種類は、譴責、停学、退学とする。

（改　定）

第２４条　この規程の改定は、別科委員会及び全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付　則　１　この規程は昭和５３年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に必要な細則は別に定める。

３　（削　除）

４　この規程は平成元年４月１日から改訂施行する。

５　この規程は平成３年４月１日から改訂施行する。

６　この規程は平成６年４月１日から改訂施行する。

７　この規程は平成８年４月１日から改訂施行する。

８　この規程は平成９年４月１日から改訂施行する。

９　この改定規程は平成１１年４月１日から施行する。

１０　この改定規程は平成１２年４月１日から施行する。

１１　この改定規程は平成１３年４月１日から施行する。

１２　この改定規程は平成１４年４月１日から施行する。

１３　この改定規程は平成１５年４月１日から施行する。

１４　この改定規程は平成２１年４月１日から施行する。

１５　この改定規程は平成２５年２月１日から施行し、平成２５年度聴講生から適用する。

１６　この改定規程は、平成２６年４月１日から施行する。

１７　この改定規程は、平成２７年４月１日から施行する。

１８　この改定規程は、平成２８年４月１日から施行する。

１９　この改定規程は、平成２８年７月１日から施行する。

２０　この改定規程は、平成２９年４月１日から施行する。

２１　この改定規定は、平成３１年４月１日から施行する。

２２　この改定規定は、令和２年２月１日から施行する。

２３　この改定規定は、令和４年３月１８日から施行する。

２４　この改定規程は、令和５年４月１日から施行する。

別表（入学検定料および学費）

（単位　円）

入学検定料	20,000

入　学　金	100,000

授業料等		1学期	2学期	3学期
	別科生	250,000	250,000	250,000
	聴講生	1単位当たり　20,000		

	1学期	2学期	3学期
教育充実費	25,000	25,000	25,000
教　材　費	15,000	15,000	15,000

※教育充実費及び教材費については返還しない。

休学在籍料	1学期あたり
	50,000

長崎総合科学大学　別科日本語研修課程修学規程

（目　的）

第１条　この規程は、別科日本語研修課程規程第５条の規定に基づき、別科日本語研修課程の修学に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（修了単位）

第２条　別科修了に必要な最低単位は、３０単位とする。

（授業科目等）

第３条　授業科目の開講時期やその必修・選択の別及びその単位数は、別表の通りとする。ただし、特別の事由があるときには、授業科目の開講時期を変更することができる。授業科目とその必修、選択の別及びその単位数は、別表の通りとする。

（成績評価）

第４条　成績は、優（１００～８０点）、良（７９～６５点）、可（６４～５０点）、不可（５０点未満）とし、可以上を合格とする。

２　正当な事由なしに欠席時数が各科目の学期授業時間数の２０パーセントを超える場合は不可とする。

３　単位の付与は学期ごとに行う。ただし、本人の責めに帰さない事由がある場合は、次の学期まで単位付与を留保することができる。

（改　定）

第５条　この規程の改定は、別科委員会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付　則　１　（削除）

２　この規程は、昭和５４年４月１日（５４年度入学者）より施行する。

３　昭和５８年４月１日より改訂施行する。

４　昭和５８年６月１日より改訂施行する。

５　昭和６３年４月１日より改訂施行する。

６　平成元年４月１日より改訂施行する。

７　平成２年４月１日より改訂施行する。

８　平成３年４月１日より改訂施行する。

９　平成８年４月１日より改訂施行する。

１０　この改定規程は平成１０年４月１日から施行し、平成１０年度入学者より適用する。

１１　この改定規程は平成１２年４月１日から施行し、平成１２年度入学者より適用する。

１２　この改定規程は平成１４年４月１日から施行し、平成１４年度入学者より適用する。

１３　この改定規程は平成１５年４月１日から施行し、平成１５年度入学者より適用する。

１４　この改定規程は平成２５年４月１日から施行し、平成２５年度入学者より適用する。

１５　この改定規程は、平成２６年４月１日から施行する。

１６　この改定規程は、平成２７年４月１日から施行する。

１７　この改定規程は、平成２８年４月１日から施行する。

１８　この改定規定は、平成３１年４月１日から施行する。

１９　この改定規定は、令和２年２月１日から施行する。

２０　この改定規定は、令和４年３月１８日から施行する。

別 表　別科日本語研修課程授業科目

１学期

科　　目	必須選択の別	単 位
日本語Ⅰ～Ⅲ	必	１２
作 文Ⅰ～Ⅲ	必	1
会 話Ⅰ～Ⅲ	必	1
体 育Ⅰ～Ⅲ	必	1

２学期

科　　目	必須選択の別	単 位
日本語Ⅰ～Ⅲ	必	１２
作 文Ⅰ～Ⅲ	必	1
会 話Ⅰ～Ⅲ	必	1
体 育Ⅰ～Ⅲ	必	1
数　　学	選	1
物　　理	選	1

３学期

科　　目	必須選択の別	単 位
日本語Ⅰ～Ⅲ	必	１２
作 文Ⅰ～Ⅲ	必	1
会 話Ⅰ～Ⅲ	必	1
体 育Ⅰ～Ⅲ	必	1

長崎総合科学大学　授業料等納入規程

（目　的）

第１条　この規程は、経理規則第２３条第１項の規定に基づき、授業料等の納入について定めることを目的とする。

（種　類）

第２条　授業料等として徴収する学費は、次に掲げるものとする。

（１）入学金
（２）授業料
（３）教育充実費
（４）実験実習料
（５）教職課程履修費
（６）学芸員課程履修費
（７）在籍料
（８）聴講料
（９）科目等履修費
（１０）研究指導費
（１１）学位（博士）論文審査手数料
（１２）医療工学コース履修費

（納入期限）

第３条　授業料、教育充実費及び実験実習料の納入期限は、前期４月１５日、後期１０月１５日とする。ただし、年額を前期に全納することを妨げない。

（納入取扱）

第４条　授業料、教育充実費及び実験実習料は、次の各号の一に該当する場合はその期の全額を納入しなければならない。

（1）退学。ただし、大学学則第２２条第１項、大学院学則第２１条第１項、別科日本語研修課程規程第１５条第１項による退学
（２）学期の中途における休学
（３）学期の中途における復学

２　学期又は学年の全期間を通して休学する場合は授業料、教育充実費及び実験実習料はその期全額を免除する。ただし、この場合は休学する期間に応じて在籍料を納入しなければならない。

３　（削 除）

４　第２項の休学期間中に退学する者については、第１項第１号の規定にかかわらず、第２項を準用する。

５　留学する場合は、授業料、教育充実費及び実験実習料の全額を免除する。

６　単位認定の意思をもって留学する場合は、授業料及び教育充実費の半額を納入しなければならない。

（授業料等未納による退学）

第５条　学費の納入期限を経過し、督促を受けてなお納入しないときは、大学学則第２２条第２項、大学院学則第２１条第２項、別科日本語研修課程規程第１５条第２項による退学とする。

（延分納）

第６条　天災その他特別の理由により家庭事情が急変し学費の納入が困難になったと認められた者については、学費の延納又は分納を許可することができる。

２　前項により学費の延納又は分納の許可を受けようとする者は、その納入期限までに次の書類を学長に提出しなければならない。

（１）延納願又は分納願

（２）家庭事情が急変し、学費の納入が困難になったと認定することができる書類

（適　用）

第７条　学則第１２条、大学院学則第１０条、別科日本語研修課程規程第８条に定める修業年限を越える者については、最終学年の学費を適用する。

ただし、修業年限を越える学部生で、減免制度に採用された場合は、減免後の学費を適用する。

２　学年に異動が生じた場合は、異動した学年の学費を適用する。

３　編入学又は再入学を許可された者は、その学年の学費を適用する。

４　転学部及び転コースを許可された者は、その学期の学費を適用する。

なお、後期から医療工学コースへ転学部及び転コースする場合は、医療工学コース履修費は年額の半額を納入しなければならない。

（返　還）

第８条　既納の学費は、以下の場合を除き、返還しない。

（１）学費減免規程第２条第１項に定める、兄弟・姉妹減免の対象となった場合

（２）学費減免規程第２条第２項に定める、親子・夫婦減免の対象となった場合

（３）学費減免規程第２条第３項に定める、卒業生の子女減免の対象となった場合

（４）学費減免規程第２条第４項の（1）及び（2）の対象者が学費納入手続後、特待生制度に採用された場合

（５）学費減免規程第２条第５項の対象者が学費納入手続後、特待生制度に採用された場合

（６）入学のため、学費納入手続きを行った海外在住の者が、入国できなかった場合

（７）大学院の入学対象者が、学費納入手続後、大学院特待生制度に採用された場合

（８）学費納入手続後、対象者が優待生制度に採用された場合

（９）入学金納入後、高等教育無償化制度により入学金減免相当額を本人に返納する場合

（１０）入学のため、学費納入手続きを行ったものが、入学を辞退した場合（入学金を除く）

（改　定）

第９条　この規程の改定は、全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付　則　１　この規程は、昭和４０年４月１日から施行する。

２　この改定規程は、平成８年４月１日から施行する。

３　この改定規程は、平成９年４月１日から施行する。

４　この改定規程は、平成１０年４月１日から施行する。

５　この改定規程は、平成１１年４月１日から施行する。

６　この改定規程は、平成１２年４月１日から施行する。

７　この改定規程は、平成１３年４月１日から施行する。

８　この改定規程は、平成１４年４月１日から施行する。

９　この改定規程は、平成１５年４月１日から施行する。

１０　この改定規程は、平成１７年４月１日から施行し、平成１７年度入学生より適用する。

１１　この改定規程は、平成１８年６月１日から施行し、平成１８年度後期入学生より適用する。

１２　この改定規程は、平成２０年４月１日から施行する。

１３　この改定規程は、平成２１年４月１日から施行し、平成２１年度入学生から適用する。

１４　この改定規程は、平成２２年４月１日から施行し、平成２２年度入学生から適用する。ただし、学芸員課程履修費については、平成２０年度入学生から適用する。

１５　この改定規程は、平成２４年２月２４日から施行し、平成２４年度入学生から適用する。

１６　この改定規程は、平成２５年４月１日から施行し、平成２５年度入学生から適用する。

１７　この改定規程は、平成２６年４月１日から施行する。

１８　この改定規程は、平成２７年４月１日から施行する。

１９　この改定規定は、平成３１年４月１日から施行する。

２０　この改定規程は、令和５年９月１５日から施行する。

長崎総合科学大学　特待生規程

（目　的）

第１条　この規程は、学則第４３条の２第２項の規定に基づき、特待生の取扱いについて定めることを目的とする。

（種　類）

第２条　特待生は、特待生Ａ１、特待生Ａ２、特待生Ｂ１、特待生Ｂ２及びスポーツ特待生の５種類とする。

（１）　特待生Ａ１及び特待生Ａ２は、人物に優れ、成績優秀な者から選考する。

（２）　特待生Ｂ１及び特待生Ｂ２は、高度な特技・資格を有し、それを本学で発揮しようとするなど特色ある者又は外国人留学生で成績優秀な者から選考する。

（３）　スポーツ特待生は、スポーツにおいて優秀な成績を収め、それを本学で発揮しようとする者から選考する。ただし、競技種目はサッカーとする。

（資　格）

第３条　特待生Ａ１又は特待生Ａ２となることのできる者は、次の各号の一に該当し、前条の要件に該当するものとする。

（１）　入学者選抜の学校推薦型選抜（一般推薦選抜前期、一般推薦選抜後期、専門高校・総合学科推薦選抜）又は総合型選抜（総合選抜）に合格し、かつ特待生選考試験（一般選抜Ⅰ期で代用）を受験した者であること。

（２）　入学者選抜の一般選抜（一般選抜Ⅰ期、一般選抜Ⅱ期）を受験した者であること。

（３）　入学者選抜の一般選抜（共通テスト利用選抜）を受験した者であること。

（４）　特に学長が認める者

２　特待生Ｂ１となることのできる者は、入学者選抜の総合型選抜（総合選抜）を受験した者で前条の要件に該当するものとする。

３　特待生Ｂ２となることのできる者は、次の各号の一に該当し、前条の要件に該当するものとする。

（１）　入学者選抜の総合型選抜（総合選抜）を受験した者であること。

（２）　入学者選抜の外国人留学生入試（前期）又は外国人留学生入試（後期）を受験したものであること。

４　スポーツ特待生となることのできる者は、入学者選抜の総合型選抜（総合選抜）を受験した者で、前条の要件に該当するものとする。

（採用人数）

第４条　入学年度毎の採用人数は、別表１の通りとする。

（特　典）

第５条　特待生Ａ１及び特待生Ｂ１は、入学時から４年間の授業料を免除する。

２　特待生Ａ２、特待生Ｂ２及びスポーツ特待生は、入学時から４年間の授業料の半額を免除する。

（取　消）

第６条　学則第４４条の懲戒を受けた者は、特待生の資格を取り消す。

２　前条の授業料免除又は減免期間中の特待生の資格取消しについては、特待生資格取消及び継続細則で定める。

（選　考）

第７条　特待生の選考については入学前に行い、全学教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

（合格通知）

第８条　特待生合否については通知するものとし、合格者については特待生資格取消及び継続の基準を添付する。

（改　定）

第９条　この規程の改定は、全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付　則　１　この規程は平成２４年４月１日から施行する。

２　従前の「長崎総合科学大学優待生（入学時）規程」は、平成２４年３月３１日をもって廃止する。

３　この改定規程は、平成２６年４月１日から施行する。

４　この改定規程は、平成２７年４月１日から施行する。

５　この改定規程は、平成２８年４月１日から施行する。

６　この改定規程は、令和２年４月１日から施行する。

７　この改定規程は、令和２年９月２５日から施行する。

８　この改定規程は、令和３年７月１日から施行し、令和４年度入学者より適用する。

別表１（採用人数）

種類	特典	入試種別	選考対象	人数
特待生Ａ１	授業料 全額免除	一般選抜Ⅰ期（特待生選考試験含む）	成績上位	５名程度
		一般選抜Ⅱ期		
		共通テスト利用選抜Ⅰ期	成績上位	５名程度
		共通テスト利用選抜Ⅱ期		
		共通テスト利用選抜Ⅲ期		
特待生Ａ２	授業料 半額免除	一般選抜Ⅰ期（特待生選考試験含む）	特待生Ａ１に次ぐ成績上位	10 名程度
		一般選抜Ⅱ期		
		共通テスト利用選抜Ⅰ期	特待生Ａ１に次ぐ成績上位	10 名程度
		共通テスト利用選抜Ⅱ期		
		共通テスト利用選抜Ⅲ期		
特待生Ｂ１	授業料 全額免除	総合選抜	・資格や検定試験などの有資格者又は成績優秀者 ・スポーツや文化活動などにおいて優秀な成績を収めた者	若干名
特待生Ｂ２	授業料 半額免除	総合選抜	・資格や検定試験などの有資格者又は成績優秀者 ・スポーツや文化活動などにおいて優秀な成績を収めた者	16 名程度
		外国人留学生入試（前期） 外国人留学生入試（後期）	日本留学試験の日本語及び数学の合計得点 420/600 点以上	
スポーツ特待生	授業料 半額免除	総合選抜	サッカー競技において優秀な成績を収めた者	６名程度

長崎総合科学大学 特待生資格取消及び継続細則

（目　的）

第１条　この細則は、特待生規程第６条第２項の規定に基づき、特待生資格の取消の取り扱いについて定めることを目的とする。

（警告基準）

第２条　特待生が次の各号の基準を満たさない場合は警告する。ただし、休学期間は除く。

（１）特待生Ａ１、特待生Ａ２、特待生Ｂ１及び特待生Ｂ２の各学年における修得単位数が、以下に定める単位数以上であること。

１年前期末	２０単位	１年後期末	４０単位
２年前期末	６０単位	２年後期末	８０単位
３年前期末	１００単位	３年後期末	１１０単位

スポーツ特待生の各学年における修得単位数は、以下に定める単位数以上であること。

１年前期末	１６単位	１年後期末	３２単位
２年前期末	４８単位	２年後期末	６４単位
３年前期末	８０単位	３年後期末	１００単位

（２）通算のＧＰＡが以下に定める基準を超えていること。ＧＰＡの計算式は以下の通りであるが、ＧＰＡ計算に関する詳細は、学修成果の指標に関する規程第３条及び第４条に定める通りとする。ただし、スポーツ特待生については、適用しない。

$$ＧＰＡ＝\frac{(Ｓの単位数\times4)+(Ａの単位数\times3)+(Ｂの単位数\times2)+(Ｃの単位数\times1)+(Ｄの単位数\times0)}{(Ｓの単位数)+(Ａの単位数)+(Ｂの単位数)+(Ｃの単位数)+(Ｄの単位数)}$$

特待生Ａ１は、通算のＧＰＡが２．８０以上であること。ただし、２．８０未満であっても当該学年のコースの上位１０％以内の順位であれば、基準を満たしているものとみなす。

特待生Ａ２は、通算のＧＰＡが２．５０以上であること。ただし、２．５０未満であっても当該学年のコースの上位３０％以内の順位であれば、基準を満たしているものとみなす。

特待生Ｂは、通算のＧＰＡが２．２５以上であること。ただし、２．２５未満であっても当該学年のコースの上位５０％以内の順位であれば、基準を満たしているものとみなす。

２　該当する特待生への警告は、次の期限までに学生部長が行い、この後の履修指導はコースにおいて行う。また、学費支弁者へは警告した旨の通知を行う。

後期末成績結果　　４月　中旬
前期末成績結果　１０月　中旬

（取　消）

第３条　特待生において、前条の警告を受けた者が次学期に引き続き前条の基準を満たさない場合は、特待生資格を取り消す。また、警告を受ける時点で次学期に前条の基準を満たせないことが明らかな場合は、警告にかえ特待生資格を取り消す。ただし、留学又は止むを得ない理由による休学の期間がある者は考慮することができる。

２　特待生が次の各号の一に該当したときは、その翌期から免除を取り消す。

（１）　正当な理由なく休学又は長期にわたって欠席したとき

（２）　性行が不良となったとき

（３）　懲戒処分を受けたとき

（４）　スポーツ特待生については、所属する部活動を退部したとき

（５）　その他特待生として適当でないと認められたとき

（審査及び決定）

第４条　第３条の取消については、学生専門委員会で審査し、全学教授会の意見を聞いて学長が決定する。

（事務手続）

第５条　取消結果の通知は、文書で学費支弁者へ行う。

２　事務手続については、学生係が所管する。

（改　定）

第６条　この細則の改定は、全学教授会の意見を聴いて学長が定め、常務理事会の承認を要する。

付　則　１　この細則は平成２４年４月１日から施行する。ただし、第２条第１項(１)の警告基準は、平成２４年度入学者から適用し、第２条第１項(２)の警告基準は、平成２５年度入学者から適用する。

２　この改定細則は、平成２６年４月１日から施行する。

３　この改定細則は、平成２７年４月１日から施行する。

４　この改定細則は、平成２８年４月１日から施行し、平成２８年度入学生から適用する。

５　この改定細則は、平成３１年４月１日から施行し、平成３１年度入学生から適用する。

６　この改定細則は、令和３年７月１日から施行し、令和４年度入学生から適用する。

７　この改定細則は、令和５年１２月１日から施行する。

長崎総合科学大学　優待生(在学生)規程

（目　的）

第１条　この規程は、学則第４３条第２項の規定に基づき、在学生を対象とした優待生の取扱いについて定めることを目的とする。

（定　員）

第２条　優待生となることのできる者の数は、当該年度において学部毎にコース数以内とする。

（特　典）

第３条　２年間又は１年間の授業料(教育充実費及び実験実習料を含まない)を免除する。ただし、４年生で優待生となる者は、１年間の授業料を免除する。

（資　格）

第４条　３年生又は４年生で学力及び人格が特に優れた者で、コース長からの推薦がなければならない。

（手　続）

第５条　優待生を希望する者は、優待生願書、成績証明書及びコース長の推薦書を学生係に提出しなければならない。

（選　考）

第６条　優待生の選考は、次の各号により行い、全学教授会の意見を聴いて学長が理事長に推薦する。なお、３年次より継続する優待生についても、再度選考する。

（１）　２年生終了時の修得単位数が原則として８０単位以上であること。
　　３年生終了時では、卒業研究に着手し、かつ修得単位数が原則として１１０単位以上であること。

（２）　応募時点での通算のＧＰＡが２．８０以上であること。

$$GPA=\frac{(S\text{の単位数}\times 4)+(A\text{の単位数}\times 3)+(B\text{の単位数}\times 2)+(C\text{の単位数}\times 1)+(D\text{の単位数}\times 0)}{(S\text{の単位数})+(A\text{の単位数})+(B\text{の単位数})+(C\text{の単位数})+(D\text{の単位数})}$$

　ＧＰＡ計算に関する詳細は、学修成果の指標に関する規程第３条および第４条に定める通りとする。

（３）　コース長からの推薦書

（採　用）

第７条　理事長は、学長の推薦にもとづき、優待生の採用を決定する。

（取　消）

第８条　３年生で採用された優待生で、学則第４４条の懲戒を受けた者は、次年度の資格

を取り消す。

２　取り消しは、全学教授会の意見を聴いて学長が決定する。

（改　定）

第９条　この規程の改定は、全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付　則　１　この規程は、平成１０年１０月１日より施行する。

２　この改定規程は、平成１６年４月１日から施行する。

３　この改定規程は、平成２０年４月１日から施行する。

４　この改定規程は、平成２６年４月１日から施行する。

５　従前の長崎総合科学大学優待生資格取消内規は、平成２６年３月３１日をもって廃止する。

６　この改定規程は、平成２７年４月１日から施行する。

７　この改定規程は、平成３１年４月１日から施行し、平成３１年度入学生から適用する。

８　この改定規程は、令和５年１２月１日から施行する。

長崎総合科学大学　学費減免規程

（目　的）

第１条　この規程は、学則第２８条第５項及び大学院学則第２５条第３項の規定に基づき、学部及び大学院生で経済的に就学困難な者並びに理事長又は学長が締結する海外の大学との協定（以下、「大学間協定」という。）に基づき入学する者に対して行う学費（授業料、入学金）の減免の取り扱いについて定めることを目的とする。

（減免の内訳）

第２条　本学在学生の兄弟・姉妹が入学した場合には、先に入学した者の前期授業料の一部２０万円を減免する。なお、３人以上の在学となる場合にも、これに準じて取り扱う。

２　親子、夫婦が同時期に在学した場合には、１人の前期授業料の一部２０万円を１回に限り減免する。

３　本学卒業生の子女が入学した場合には、入学年次の前期授業料の一部２０万円を１回に限り減免する。

４　本学附属高校から入学した場合には、入学金を減免し、合わせて次のような減免措置を行う。

（１）入学後４年間の授業料の４分の１を減免する。

（２）前期の授業料から、年間の授業料の４分の１を減免する。

（３）前号にかかわらず、特待生に採用された場合は特待生規程による減免措置を行う。

ただし、特待生資格を取り消された場合は、前号の規定を適用する。

５　指定校推薦制度により入学した場合には、入学年次の前期授業料の一部２０万円を減免する。

６　本学別科日本語研修課程から特別推薦により入学した場合には、入学年次の前期授業料の一部２０万円を減免する。

７　大学間協定に基づき別科、学部又は大学院に入学する者は、入学金の半額を減免する。

８　第１項から第７項の適用について重複しての適用はない。

９学則第１２条に定める修業年限を超えた学生のうち、卒業要件不足単位数が２７単位以下の者に限り、その授業料については１単位１５，０００円を乗じた金額を徴収することとする。また、該当学生の教育充実費、実験実習料を半額免除する。なお、この制度の適用期間は最長２年間とする。

１０　大学院の学費減免については別に定める。

（申請手続）

第３条　前条第１項から第３項及び第８項の授業料減免を受けようとする者は、所定の申請書を理事長に提出しなければならない。また、この申請は入学後に行うことができる。

なお、この申請締切期限は４月３０日までとする。

２　前条第４項から第７項の入学金又は授業料減免の申請は不要とする。

（免除の適用除外）

第４条　第２条第１項から第３項において、次の各号に該当する者は、減免の適用を受けられないものとする。

（１）１人でも優待生又は特待生の適用を受けている場合

（２）１人でも私費留学生授業料減免の適用を受けている場合

（３）減免対象者が留年した場合（ただし、第２条第８項に係る学生は除く）

（４）１人が退学した場合（学費全額納入による退学を除く）

（５）１人でも休学し、授業料等納入規程第３条第２項の在籍料納入の適用を受ける場合

（選　考）

第５条　第２条第１項から第３項及び第９項に該当する授業料減免対象者は、学生専門委員会で選考後、学長が推薦し、理事長が決定する。ただし、第２条第４項及び第６項から第７項に該当する者は、夫々の入試選考をもって、選考されたものとする。

（その他）

第６条　この規程により難い場合は、その都度理事長が決定する。

（改　定）

第７条　この規程の改定は、全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付　則　１　この規程は、平成１３年４月１日から施行する。

２　この改定規程は平成１３年４月５日から施行する。

３　この改定規程は平成１４年７月１日から施行する。

４　この改定規程は平成１５年４月１日から施行する。

５　この改定規程は平成１５年１０月１日から施行する。

６　この改定規程は平成１７年４月１日から施行する。

７　この改定規程は平成２０年４月１日から施行し、平成２０年度入学生より適用する。ただし、第２条第４項に規定する本学附属高等学校から特別推薦により入学した場合の学費の減免について、平成２０年度に限り入学金を免除することとする。又、特別推薦で入学し準優待生となった場合には、入学時の前期授業料も免除することとする。

８　この改定規程は平成２１年４月１日から施行し、平成２１年度入学生より適用する。ただし、第２条第４項に規定する本学附属高等学校から特別推薦で入学し準優待生となった場合には、平成２１年度及び平成２２年度に限り、入学金及び入学時の前期授業料を免除することとする。

９　この改定規程は平成２１年１２月１日から施行する。

１０　この改定規程は平成２２年４月１日から施行し、平成２２年度入

学生より適用する。

１１　この改定規程は平成２３年４月１日から施行する。

１２　この改定規程は、平成２６年４月１日から施行する。

１３　この改定規程は、平成２７年４月１日から施行する。

１４　この改定規程は、平成２８年４月１日から施行する。

１５　この改定規程は、平成３１年４月１日から施行する。

１６　この改定規程は、令和３年４月１日から施行し、令和３年度入学生より適用する。

１７　この改定規程は、令和３年７月１日から施行し、令和４年度入学生から適用する。

１８　この改定規程は、令和５年７月１日より施行し、令和５年度１０月入学生から適用する。

１９　この改定規程は、令和５年１０月２０日から施行し、令和６年度入学生から適用する。

２０　この改定規程は令和６年４月１日から施行する。

長崎総合科学大学　学費減免収入基準内規

第１条（目　的）

この内規は、学費減免規程に基づき、申請があった者について、その経済的困窮度合いの基準を定めることを目的とする。

第２条（基　準）

下表にある家族構成及び年収･所得上限の条件を満たす者を対象とする。ただし、この収入上限基準は、国内経済状況を見据え見直すこととする。

世帯人数	年収・所得の上限額（万円）	
	給与所得	給与所得外
３人	１，０８０	５９４
４人	１，１７１	６８５
５人	１，３１３	８２７

※ 給与所得は、所得証明書等における収入金額、
給与所得外は、所得証明書等における所得金額

第３条（改　定）

この内規の改定は、理事長が定める。

付　則　１　この内規は、平成２１年４月１日から施行する。
２　この改定内規は、平成２６年４月１日から施行する。

長崎総合科学大学　勉学奨励基金規程

（目　的）

第１条　この規程は、学則第２９条の２の規定に基づき、長崎総合科学大学後援会からの寄付金を基に設立された奨学基金をもとに、本学に学ぶ学部学生及び大学院生の勉学を奨励・援助するために奨学金を給付することとし、その取扱いについて定めることを目的とする。

（資　格）

第２条　奨学金の給付を希望する学生は、学部学生２年生以上及び大学院生修士課程２年生で学力及び人格が特に優れた者でなければならない。ただし、優待生及び特待生は除く。

（給付人員）

第３条　この奨学金の給付を受けることのできる者は、各コース及び大学院において夫々２名以内を原則とする。

（条　件）

第４条　この奨学金の給付を希望する学生は、学業成績が次の条件を満たさなければならない。

（１）　２年生は４０単位以上、３年生は８０単位以上、４年生は卒業研究着手、大学院２年生は２０単位以上の単位修得状況があること。

（２）　次の算式による成績評価係数が２．７以上であること。

$$\frac{\text{（優の単位数}\times 3\text{）＋（良の単位数}\times 2\text{）＋（可の単位数}\times 1\text{）}}{\text{総 取 得 単 位 数}}$$

（提出書類）

第５条　奨学金の給付を希望する学生は、所定の申請書を学生係に提出しなければならない。

（選　考）

第６条　奨学金の給付を受ける学生は、学生専門委員会で選考し、学部においては全学教授会、大学院においては工学研究科教授会の意見を聴いて学長が推薦し、理事長が決定する。

（奨学金の支給時期）

第７条　奨学金の支給は、当該年度１回限りとして毎年５月に募集しその時期は６月とする。

（奨学金の給付）

第８条　単年度の奨学金の給付の財源は、長崎総合科学大学奨学基金の果実をもってこれに充てる。

２　奨学金の給付は、一人３０万円を最高限度とする。

（改　定）

第９条　この規程の改定は、全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付　則　１　この規程は、平成５年４月１日から施行する。

２　この改定規程は、平成９年４月１日から施行する。

３　この改定規程は、平成１１年６月２５日から施行する。
４　この改定規程は、平成１８年１１月１日から施行する。
５　この改定規程は、平成２６年４月１日から施行する。
６　従前の勉学奨励基金選考細則は、平成２６年３月３１日をもって廃止する。
７　この改定規程は、平成２７年４月１日から施行する。
８　この改定規程は、令和５年１２月１日から施行する。

長崎総合科学大学 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免規程

（目 的）

第１条　この規程は、大学等における修学の支援に関する法律（以下、「修学支援法」という。）に基づき、支援対象となる学生の入学金及び授業料減免の取扱いについて定めることを目的とする。

（支援対象者および減免期間）

第２条　入学金及び授業料減免の対象となる学生（以下、「支援対象者」という。）は、以下のとおりとする。第１号及び第２号とも外国籍の学生は支援対象者から除外する。（ただし、出入国管理及び難民認定法別表第二の永住者、定住者等の在留資格者は除く）

(1) 令和２年度以降本学学部に入学する者で、支援対象者の認定要件に該当する学生

(2) 令和元年度以降本学学部に在学する者で、支援対象者の認定要件に該当する学生

２　支援対象者の減免期間は入学年度から学則第１２条に定める修業年限の年度までとし、修業年限で卒業できない場合は支援対象者の認定を取り消す。ただし、留学又は傷病等やむを得ない理由による休学の期間については修業年限に含まず、減免期間に通算しない。

（減免額及び減免対象除外額）

第３条　支援対象者は修学支援法並びに関係法令により定められた支援額相当分の入学金及び授業料の減免が受けられるものとする。なお、入学金及び授業料と減免額の差額は支援対象者が納入するものとする。

２　授業料については、前期・後期それぞれの授業料から減額するものとする。

３　第２条第１項第２号に該当する支援対象者が既に納入した入学金は減免の対象から除外する。

４　教育充実費、実験実習料については減免の対象から除外する。

５　医療工学コース履修費については減免の対象から除外する。

６　休学に伴う在籍料については減免の対象から除外する。

（特待生等の減免対象額）

第４条　本学の特待生等については、入学時点で既に大学が入学金・授業料を減免しているため、大学が減免する以外の金額が修学支援法による減免の対象となる。

２　特待生等に対する大学の減免額は別表１のとおりとする。

（入学金及び授業料の減免申請手続き）

第５条　入学金及び授業料の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を所定の期日までに大学に提出しなければならない。ただし、第２号の書類の提出は入学予定者に限る。

(1) 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（以下、「減免申請書」という。）

(2)「大学等奨学生採用候補者決定通知」の写し

(3) その他特に必要と認める書類

（授業料減免の継続申請手続）

第６条　支援対象者が在学中に継続して授業料の減免を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を所定の期日までに、大学に提出しなければならない。

(1) 大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書（以下、「継続申請書」という。）

(2) その他特に必要と認める書類

（支援対象者の認定通知）

第７条　支援対象者として認定された場合には、大学から減免額および減免後の納付額等を文書により通知するものとする。

２　生計維持者の所得並びに学業成績の適格認定の結果、支援内容を変更された場合は、大学から文書により通知するものとする。

３　支援対象者について支援の停止が決定した場合には、大学から文書により通知するものとする。

（支援対象者の適格認定）

第８条　支援対象者の学業成績、学修意欲、処分による支援取消・停止・継続等について審査するための適格認定の実施については「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免学生の支援取消及び支援継続細則」で定める。

（支援対象者の認定取消）

第９条　支援対象者の認定取消については「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免学生の支援取消及び支援継続細則」に定め、大学から文書により通知するものとする。

（支援額の徴収）

第１０条　支援の取消に該当する学生のうち、次の各号のいずれかに該当する者は当該年度に受けた支援額の返還義務を負うものとし、学年の始期に遡って正規の授業料を速やかに大学に納入しなければならない。

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けた場合

(2) 学業成績不振に災害、傷病等やむを得ない事由があると認められない者

(3) 学則第４４条および学生懲戒規程第４条により退学または３ヶ月以上の停学処分を受けた場合

（その他）

第１１条　修学支援法による授業料等の減免に関しては、この規程に定めるものの他、関係法令並びに「大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料減免事務処理要領」に基づき実施することとする。

（様 式）

第１２条　本規程に関する様式は別表２のとおりとする。

（改 定）

第１３条　この規程の改定は、全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付　則　　１　この規程は、令和元年１２月２０日から施行する。

別表１（特待生等に対する大学の減免額）

規　程	名称等	減免内容
特待生規程	特待生Ａ１	入学時から４年間の授業料免除
	特待生Ａ２、特待生Ｂ	入学時から４年間の授業料半額免除
学費減免規程	指定校推薦制度利用入学者	入学年次の前期授業料一部２０万円を減免
	造船奨学生制度利用入学者	入学金半額減免
	附属高校からの入学者	入学金全額減免のうえ、次の①②を行う ① 附属高校特別推薦入試又は大学入学共通テスト利用入試により入学した場合入学年次の前期授業料一部２０万円を減免 ② 一般推薦入試、ＡＯ入試又は一般入試により入学した場合入学年次の前期授業料の一部７万円を減免

別表２（様式）

様式名	内　　容
様式Ａ１	大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書
様式Ａ２	大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書
様式Ａ４－１ 様式Ａ４－２	大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免認定結果通知書
様式Ａ５－１	大学等における修学の支援に関する法律による授業料等の適格認定における学業成績の判定結果通知（警告）
様式Ａ５－３	大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の適格認定における収入額・資産額の判定結果通知
様式Ａ６	大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の取消通知書
様式Ａ７	大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免認定の効力の停止に関する通知

長崎総合科学大学　大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免学生の支援取消及び支援継続細則

第１条（目　的）

この細則は、「大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免規程」第８条に基づき、支援対象者の学業成績、学修意欲、処分による支援取消等の取扱いについて定めることを目的とする。

第２条（適格認定の時期）

支援対象者の学業成績等に関する適格認定は毎年度末に実施し、次年度の授業料減免に反映するものとする。

第３条（警告指導）

支援対象者が災害、傷病等やむを得ない事由があると認められず次の各号のいずれかに該当する場合、支援は継続するが支援の取消を警告し、学業成績の向上に努めるよう指導する。

(1) 各学年末における修得単位数が標準単位数（１年生３１単位、２年生６２単位）の６割以下である場合

１年末　１９単位以下　　２年末　３８単位以下

(2) 前年度の GPA が所属コース・同学年の下位４分の１に属する場合

（平成３０年度以前の入学生も GPA を使用する）

(3) 前年度の出席率が８割以下であり学修意欲が低いと認められる場合

第４条（支援の停止）

支援対象者が次の各号のいずれかに該当する場合、支援を停止する。

(1) 大学が定める正規の手続きを経て休学した場合

(2) 学則第４４条および学生懲戒規程第４条により３ヶ月未満の停学処分を受けた場合

第５条（支援の再開）

第４条により支援を停止された支援対象者の停止事由が解消された場合、支援が再開できる。

第６条（支援の取消）

支援対象者が災害、傷病等やむを得ない事由があると認められず次の各号のいずれかに該当する場合、支援を取消す。

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けた場合

(2) 修業年限で卒業できないことが確定した場合

(3) 各学年末における修得単位数が標準単位数（１年生３１単位、２年生６２単位、３年生１００単位）の５割以下である場合

１年末　１６単位以下　　２年末　３１単位以下　　３年末　５０単位以下

(4) 前年度の出席率が５割以下であり学修意欲が著しく低いと認められる場合

(5) 第３条による警告指導を前学年末に引き続き受けた場合

(6) 学則第４４条および学生懲戒規程第４条により退学または３ヶ月以上の停学処分を受けた場合

第７条（審査および支援継続有無の決定）

第３条から第６条については学生専門委員会で審査し、支援の取消については全学教授会の意見を聞いて学長が決定する。

第８条（その他）

支援の停止、再開、取消に係る詳細な事務取扱いについては、この細則に定めるものの他、関係法令並びに「大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免事務処理要領」に基づき実施することとする。

第９条（改　定）

この細則の改定は、全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付則　　この細則は、令和２年４月１日より施行する。

長崎総合科学大学　障害学生支援規程

（目　的）

第１条　この規程は、障害者基本法及びその他の障害者関係法令に基づき、本学における障害をもった学生のための支援に関する事項について定めることを目的とする。

（支援の対象）

第２条　支援は、本学への入学志願者及び在学生のうち、心身の機能の障害により、入学試験又は本学において教育を受け学生生活を過ごすに当たり、長期的又は一時的に相当な制限を受ける者（以下、「障害をもった学生」という。）を対象として行う。

（学長の責務）

第３条　学長は、障害をもった学生が、教育上及び学生生活上不利益を被ることがないよう配慮するとともに、障害をもった学生の支援に関する方策を推進する責務を有する。

（教職員の責務）

第４条　教職員は、障害をもった学生が、教育上及び学生生活上不利益を被ることがないよう配慮するとともに、障害をもった学生の支援方策の実施に対し積極的に協力しなければならない。

（委員会）

第５条　障害をもった学生のための支援に関する事項を審議するため、障害学生支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（支援の申出）

第６条　支援は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害をもった学生本人から申し出ることができる。

２　支援の申し出先は、入学試験前にあっては入試広報係、合格後にあっては各教員、保健センター、学生生活支援センター、学習支援センター、学生係及び教務係とする。

３　支援の申し出を受けた教員及び前項に掲げる各部署は、速やかに学生係に連絡を行い、学生係がこれを取りまとめ、委員会に報告する。

４　申し出のあった支援については、委員会が本人及び必要に応じてその保護者又は出身学校関係者等から情報収集を行ったうえで、医師等の専門家及び当該学生が履修する授業担当者の意見を参考にして、委員会において審議する。

（支援実施体制）

第７条　委員会は、前条による申し出に基づき、障害をもった学生個々に応じた支援の方策を審議し、必要に応じて学長へ報告する。

２　委員長は、審議の結果により、各コース及び関連する部署に必要に応じた可能な支援を依頼する。

３　各コース及び関連する部署は、委員会の審議内容にしたがって、障害をもった学生のための可能な支援を実施する。また、各コースは、必要に応じて、障害をもっ

た学生が受講する各教科に修学上の支援を依頼する。

４　各教職員は、委員会の審議の結果を受け、障害をもった学生への具体的かつ可能な支援を実施する。

５　支援の実施結果については、委員長及び障害をもった学生の所属するコースの教員が、委員会において適宜報告し、必要に応じて支援に関する方針の見直し等を検討する。

（支援に関わる者の義務）

第８条　支援に関わる者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ又は不当な目的に利用してはならない。

（事　務）

第９条　支援に関する事務は、学生係において処理する。

（改　定）

第１０条　この規程の改定は、全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付　則　１　この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

２　この改定規程は、平成２７年４月１日から施行する。

３　この改定規程は、令和５年１２月１日から施行する。

学校法人長崎総合科学大学　**スポーツ・文化振興基金規程**

第１条（目　的）

この規程は、長崎総合科学大学学則２９条の２及び附属高等学校学則第３０条の規定に基づき、スポーツ・文化活動を通じ本学園の発展に寄与するクラブ等及び学生・生徒に対し、その技術力の向上及び文化活動の振興を図るため、大学創立７０周年及び附属高等学校（以下、「附属高校」という。）創立５０周年記念事業寄附金並びにこの趣旨に賛同する民間からの寄附金等を原資として、スポーツ・文化振興基金（以下、「基金」という。）を設け奨励金の給付及び機器等の整備を行うこととし、その取り扱いについて定めることを目的とする。

第２条（奨励金の給付等）

１　スポーツ・文化活動で、優秀な成績を収めたクラブ等又は個人に対し、奨励金を給付する。

２　部活動の振興を図るためのトレーニング機器、文化活動用具等の整備に支出する。

３　前２項の奨励金の給付・機器等の整備は、基金の取り崩しによってこれに充てる。

４　奨励金の額は、別表のとおりとする。

第３条（資　格）

１　奨励金を受けることのできるクラブ等又は個人は、次の各号の全てに該当するものとする。

（１）　大学及び附属高校（以下、「本学園」という。）のスポーツ・文化クラブ、学生が主宰する研究会等（「クラブ等」という。）又は本学園のクラブ等に所属する学生・生徒

（２）　競技会、コンクール等（以下、「競技会等」という）で優秀な成績を収めたクラブ等又は学生・生徒

２　本学園の学生・生徒で、本学園のクラブ等以外で活動する者についても、その実績・活動内容等を勘案し、奨励金を受けることができる。

３　第１項第２号の競技会等は、公的な主催者により、公募によって開催されるものを対象とする。

第４条（申請等）

１　奨励金の受給又は機器等の整備を希望する者は、次の書類を理事長に提出しなければならない。

（１）　奨励金申込書又は機器等整備申請書

（２）　活動・実績報告書

（３）　顧問等の推薦書

（４）　その他、必要な書類

２　団体競技で申請する者は、個人戦がある場合を除き、同一種目での個人の申請はできない。

第５条（選考等）

１　機器等の整備に関する選考は、提出書類を基に、大学・高校の体育科及び機器備品所管課の意見を聞き、理事長が決定する。

２　奨励金は、次により決定する。

（１）　大学は、学生委員会の選考を経て、学長が推薦し、理事長が決定する。

（２）　附属高校は、総務会の選考を経て、校長が推薦し、理事長が決定する。

第６条（改　定）

この規程の改定は、常務理事会が決定する。

付　則　１　この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

２　従前の「学生・生徒報奨金内規」は、平成２６年３月３１日をもって廃止する。

３　この改定規定は、平成３０年７月２０日から施行する。

別表

１　スポーツ活動奨励金の基準及び額

（１）競技会の成績を表彰する場合　（円）

		全国大会等	九州大会等	県大会
クラブ等（正選手5人以上）	優勝	100,000	50,000	30,000
	２位	70,000	30,000	20,000
	３位	50,000	20,000	10,000
	入賞	30,000	10,000	－
クラブ等（正選手5人未満）	優勝	70,000	30,000	10,000
	２位	50,000	20,000	5,000
	３位	30,000	10,000	5,000
	入賞	20,000	10,000	－
個　　人	優勝	70,000	30,000	10,000
	２位	50,000	20,000	5,000
	３位	30,000	10,000	5,000
	入賞	20,000	10,000	－

※正選手＝スターティングメンバー数とする

（２）競技会等の成績により更に上位の競技会等へ出場する場合　（円）

	全国大会等	九州大会等
クラブ等（正選手5人以上）	150,000	50,000
クラブ等（正選手5人未満）	100,000	30,000
個　　人	50,000	20,000

※正選手＝スターティングメンバー数とする

２　文化活動奨励金の基準及び額

クラブ等の活動により学外でのコンクール、懸賞論文等により評価を得た場合（円）

	全国規模表彰	九州規模表彰	県内規模表彰
クラブ等	50,000～100,000	20,000～50,000	10,000～20,000
個　　人	30,000～50,000	10,000～30,000	10,000

長崎総合科学大学 私費外国人留学生入学時特別支援細則

第１条（目　的）

この細則は、留学生入学規程第４条の規定に基づき、本学私費外国人留学生（以下、「留学生」という。）の主に入学初年度１年間の住居等における経済的負担支援に関する取り扱いについて定めることを目的とする。

第２条（留学生寮）

留学生は、本学留学生寮「国際和親寮」に入居することができる。

入居については、留学生寮規程に定める。

第３条（留学生寮の入居資格）

留学生寮の入居資格は、留学生寮規程第６条（入寮者の資格）に定める。

第４条（民間アパートの紹介）

大学は、留学生からの要請を受けて民間アパートを紹介することができる。

なお、本学に保証人を依頼する場合は、所定の申請書にて申請を行い、留学生住宅総合補償に入ることを条件とする。

第５条（その他の支援）

留学生には、机・椅子・家電品を有償又は無償で貸与することができる。

第６条（住居変更届出義務及び資格取消）

１　住居変更又は契約の変更・中断を行う者は、前月までに大学へ届け出なければならない。

２　退学及び除籍となった者は、その決定日をもって資格を取り消す。

第７条（改　定）

この細則の改定は、全学教授会の意見を聴いて学長が定め、常務理事会が決定する。

付　則　１　この規程は、平成１３年４月１日から施行する。

２　この改定規程は、平成２１年４月１日から施行する。

３　平成２６年４月１日から呼称を細則に改め、改定細則は同日から施行する。

４　この改定細則は、平成２７年４月１日から施行する。

５　この改定細則は、平成３１年４月１日から施行する。

長崎総合科学大学　私費外国人留学生授業料減免規程

第１条（目　的）

この規程は、学則第２８条第５項の規定に基づき、本学学部及び大学院に学ぶ私費外国人留学生（在留資格「留学」を有する者。以下、「留学生」という。）の授業料を減免することによって、勉学を奨励・援助することを目的とする。

第２条（資　格）

１　授業料減免を受けることができる留学生は、将来科学技術者として社会に貢献し得る充分な素質と能力を有し、経済的に就学困難であると認められる者及び理事長又は学長が締結する海外の大学との協定（以下、「大学間協定」という。）に基づき入学する者とする。なお、経済的に就学困難と認められる者の収入基準については別途定める。

２　休学中の者及び留年生は、その資格を有しない。ただし、休学により留年となった者は除く。

３　特待生Ｂの適用を受けている者は、その資格を有しない。

第３条（減免率）

減免率は適用者の授業料の学部においては４０％、大学院においては３０％を限度とし、常務理事会で決定する。

第４条（提出書類）

授業料減免を希望する留学生は、年度始めに所定の申請書を理事長に提出しなければならない。

第５条（選　考）

授業料減免対象者は成績等勘案し、学部においては全学教授会、大学院においては工学研究科教授会の意見を聴いて学長が推薦し常務理事会で決定する。

第６条（改　定）

この規程の改定は、全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付　則　１　この規程は平成６年４月１日から施行し、従前の「長崎総合科学大学留学生特別奨学金給付規程」は平成６年３月３１日をもって廃止する。

２　（削　除）

３　この改定規程は、平成９年４月１日から施行する。

４　この改定規程は、平成１３年４月１日からとする。

５　この改定規程は、平成１７年４月１日から施行し、平成１７年度入学生より適用する。

６　この改定規程は、平成１８年４月１日から施行し、平成１９年度入学生より適用する。

７　この改定規程は、平成１８年１１月１日から施行する。

８　この改定規程は、平成２４年４月１日から施行する。

９　この改定規程は、平成２６年４月１日から施行する。

１０　この改定規程は、平成２７年４月１日から施行する。

１１　この改定規程は、平成２８年４月１日から施行する。

長崎総合科学大学　私費外国人留学生授業料減免収入基準内規

第１条（目　的）

この内規は、私費外国人留学生授業料減免規程第２条第１項に基づき、申請があった者について､その経済的困窮度合いの基準を定めることを目的とする。

第２条（基　準）

１　原則として、次の各号の基準をすべて満たす者を対象とする。

（１）仕送り(入学金、授業料等を除く。)が平均月額９０，０００円以下であること。

（２）給付を受けている奨学金等の月額の合計（仕送りを受けていない場合は入学金、授業料等を除く。）が、学部においては７０，０００円、大学院においては１００，０００円の給付月額以下であること。

第３条（改　定）

この内規の改定は、理事長が定める。

付　則　１　この内規は、平成２４年４月１日から施行する。

２　この改定内規は、平成２６年４月１日から施行する。

長崎総合科学大学　留学生奨学基金（木原　博記念）規程

第１条（目　的）

この規程は、学則第２９条の２の規定に基づき、第６代学長である木原博氏の寄付金によって設立された留学生奨学基金（木原博記念）をもとに、本学に学ぶ留学生の勉学を奨励・援助し、留学生活を通して国際間の相互理解を深めるため奨学金を給付することとし、その取扱いについて定めることを目的とする。

第２条（奨学金の種類）

奨学金は、給付とする。

第３条（奨学生の資格）

奨学生となることができる者は、以下の各号の全てに該当する者とする。

（１）　学力及び人格が特にすぐれた者

（２）　学資の支弁が困難な状況と認められる者

（３）　国費留学生等の資格を有していない者

第４条（提出書類）

奨学金を希望する学生は、次の書類を学長に提出しなければならない。

（１）　所定の申請書

（２）　成績証明書

（３）　その他必要な書類

第５条（選考と決定）

奨学生は、国際交流専門委員会選考及び全学教授会の意見を聴いて学長が推薦し、理事長が決定する。

第６条（奨学金の支給金額）

１　単年度の奨学金支給額は、特別の事情がある場合を除き留学生奨学基金の果実をもってこれに充てる。

２　奨学金は、学費相当額の限度内で国際交流専門委員会が決定する。

第７条（改　定）

この規程の改定は、常務理事会が決定する。

付　則　１　この規程は、昭和５７年７月１日から施行する。

２　この改定規程は、平成９年４月１日から施行する。

３　この改定規程は、平成１３年４月１日から施行する。

４　この改定規程は、平成１５年４月１日から施行する。

５　この改定規程は、平成２６年４月１日から施行する。

６　この改定規程は、平成２７年４月１日から施行する。

７　この改定規定は、平成３１年４月１日から施行する。

長崎総合科学大学

ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタントに関する規程

（目　的）

第１条　この規程は、ティーチング・アシスタント（以下、「ＴＡ」という。）及びスチューデント・アシスタント（以下、「ＳＡ」という。）の業務に関する事項を定めることを目的とする。

２　本学の講義・実験・実習・演習等の授業科目に関する教育支援及び教育の質的向上を図ることを目的として、本学にＴＡ及びＳＡを置くことができる。

（定　義）

第２条　「ＴＡ」とは前条の目的のため、大学院に在学しながら教育の補助を行う者をいう。

２　「ＳＡ」とは前条の目的のため、大学に在学しながら教育の補助を行う者をいう。

（資　格）

第３条　ＴＡ及びＳＡの資格は、本学における教育の補助業務の必要性を認識し、熱意と能力を備えた学生であるものとする。

２　ＴＡ及びＳＡの勤務は、大学院学生及び学部学生としての授業等に支障が生じないようにしなければならない。

（業　務）

第４条　ＴＡ及びＳＡは、授業担当教員の指導の下に、次の各号業務を行い、授業を円滑に進めるための支援に努める。

（１）講義・実験・実習・演習等の授業に係る教育補助業務。

（２）グループワークの円滑化といった授業の実質的な補助・支援。

（３）授業担当教員による授業に関して必要な個別の補助業務。

（申請及び選考）

第５条　ＴＡ及びＳＡの任用については、所属するコース長又は部門長が、教務専門委員会にてＴＡ及びＳＡの募集時期決定後、「ＴＡ・ＳＡ実施計画書」に必要事項を記載し、教務係に申請する。

２　ＴＡ及びＳＡの選考は、授業担当教員が第３条（資格）に基づき行い、ＴＡについてはその指導教員の了解を得る。

３　申請及び選考に関する手続き及び提出書類については、別に定める。

（委　嘱）

第６条　委嘱期間は、前期・後期の２種類とし、年度を超えることはできない。

２　ＴＡ及びＳＡの委嘱は、前条の選考に基づき学長が行う。

（取　消）

第７条　ＴＡまたはＳＡが次の各号の一に該当した場合、任用を取消す。

（１）　第４条（業務）に規定する業務内容を怠ったとき。

（２）　休学、退学または修了及び卒業の見込みが無いとき。

（３）　学生が任用の辞退を申し出たとき。

（服　務）

第８条　ＴＡまたはＳＡとして採用された者は、授業担当教員の指示に従い、業務を行う。

２　ＴＡまたはＳＡが病気その他本人の都合により所定の授業補助に就くことができない場合、事前に授業科目担当教員に申し出なければならない。

３　ＴＡ及びＳＡの勤務管理、報告及び提出書類については別に定める。

（給　与）

第９条　ＴＡ及びＳＡに対して、１コマ(９０分)を計算単位とし、支給については別に定める。

２　前条第２項による欠勤に対しては、当該手当は支給しない。

（秘密保持）

第１０条　ＴＡまたはＳＡは、業務上知り得た機密情報等を漏らしてはならない。

（事　務）

第１１条　ＴＡ及びＳＡに関する事務は、教務係で行う。

（その他）

第１２条　この規程の運用については別に内規を定める。

（改　定）

第１３条　この規程の改定は、全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付　則　１　この規程は、平成１０年４月１日から施行する。

２　この規程は、平成１５年４月１日から施行する。

３　この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

４　この改定規程は、平成２７年４月１日から施行する。

５　この改定規程は、令和３年４月１日から施行する。

６　この改定規程は、令和５年１２月１日から施行する。

長崎総合科学大学

ティーチング・アシスタント及びスチューデントアシスタントに関する運用内規

（目 的）

第１条　この内規はティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタントに関する運用について定めることを目的とする。

（申請及び選考）

第２条　当該年度の「ＴＡ」及び「ＳＡ」の採用を希望する部門及び各コースは、「ＴＡ・ＳＡ実施計画書」（様式第１号）に必要事項を記載し、コースで取り纏めて申請する。

２　選考については公募、または教員による推薦のいずれかの形態により行い、ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタントに関する規程第５条（申請及び選考）に基づき選考し、決定する。

（勤 務）

第３条　ＴＡまたはＳＡとして採用された者は、勤務終了の都度、「ＴＡ・ＳＡ勤務明細書」（様式第２号）を作成し、１か月単位で授業担当教員の確認を得なければならない。

（研 修）

第４条　授業担当教員は、ＴＡまたはＳＡの教育支援の資質向上を図るべく、継続的な指導ならびに研修等を行うこととし、ＴＡまたはＳＡが教育者の一員としての役割が担えるよう努めなければならない。

（担当時間）

第５条　ＴＡまたはＳＡの担当時間は、当該学生の受講する授業時間とＴＡまたはＳＡに従事する時間の重複、二つ以上のＴＡまたはＳＡに従事する時間が重複することがないように留意することとし、ＴＡまたはＳＡの担当時間は原則として授業時間割表の時間帯とする。

（報告書）

第６条　ＴＡまたはＳＡを採用し授業を実施した所属長及びＴＡ、ＳＡは各学期末に「ＴＡ・ＳＡ実績報告書」（様式第３号）を作成し、教務係の求めにより提出しなくてはならない。

（給与の支払）

第７条　給与の支払いについては、法人が定めるアルバイト時間給の目安に基づき、１コマ(９０分)を計算単位として支給する。

付　則　１　この内規は、令和３年４月１日から施行する。

２　この改定内規は、令和４年１０月１日から施行する。

３　この改定内規は、令和５年１２月１日から施行する。

長崎総合科学大学 学内ワークスタディ実施規程

（目　的）

第１条　本規程は、長崎総合科学大学（以下、「本学」という。）の学部学生を本学の業務に補助的に従事させる「学内ワークスタディ」を実施することによって、学生の職業意識・職業観を涵養するとともに、経済的事情を抱える学生に対する一層の支援を行うことを目的とする。

（対象者）

第２条　「学内ワークスタディ」の対象者は、保護者（父母）の「(直近年度の）所得証明書」記載の収入・所得金額を合算した金額が次の者とする。

給与世帯の収入（控除前）　841 万円以下

給与世帯以外の上限所得　　355 万円以下

※複数の収入・所得がある場合、合算して総合的に判定します。

（業務の区分）

第３条　学生が行う業務の区分は、次の各号に掲げるところによる。

(1)　本学の教育研究活動に係る補助的な業務

(2)　本学の修学環境整備に係る補助的な業務

(3)　その他学長が必要と認めた業務

（従事時間）

第４条　学生が業務に従事する時間は、1 時間を単位とする。

２　従事する学生については、修学上の支障が生じないよう、教育的配慮をするものとする。

（報　酬）

第５条　学生に対する報酬は、次の各号に掲げるところによる。

(1)　賃金又は謝金として支払う。

(2)　賃金は、各募集内容で定め、時間給を基礎にその額を算定する。

（募集及び選考等）

第６条　学生の募集及び選考は、次の各号に掲げるところにより行う。

(1)　募集は、業務の区分毎に個別に行う。

(2)　当該区分の業務への従事を希望する学生は、別に定める様式に必要事項を記載して学長へ提出するものとする。

(3)　選考は、当該区分の業務を担当する関係部署が書類審査、面接等により行う。

(4)　業務への従事を希望する学生は、保護者（父母）の「所得証明書（課税・非課税証明書等)」を、担当課へ提出するものとする。

（保　険）

第７条　第６条の募集に当たり、学生自身への傷害等や損害賠償請求に対応するため、学生が学生教育研究災害傷害保険（学研災）に加入していることを募集の条件とする。

（守秘義務）

第８条　学生が業務上知り得た情報は、他に漏らしてはならない。当該学生がその業務を離れた場合も、同様とする。

（庶　務）

第９条　「学内ワークスタディ」内に関する庶務は、各課において行う。

（その他）

第 10 条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則　この規程は、令和元年 8 月 23 日から実施する。

長崎総合科学大学　留学生寮レジデント・アシスタント内規

（目　的）

第１条　この規程は、長崎総合科学大学留学生寮規程第８条の規定に基づき、留学生寮のレジデント・アシスタント（以下、ＲＡと呼ぶ）業務内容について定めることを目的とする。

（ＲＡの役割）

第２条　ＲＡの役割は、次のとおりとする。

１　留学生の日本の社会や文化への理解の促進

２　日常生活上の助言

３　留学目的を円滑に達成するための支援

４　寮の生活環境維持と安全のための協力

（業務内容）

第３条　寮生の生活上の支援

（１）入寮時の受け入れ（銀行口座開設等、通訳、翻訳の手助け）

（２）寮の生活マナー等を遵守するよう促す

２　寮生の相談相手

寮生活、大学生活についての相談

３　大学と寮生との連絡、調整

（１）大学からの連絡事項の伝達

①　講義欠席多数による連絡

②　水道光熱費の高額による指導連絡

③　申請事項の決定に伴う連絡

（２）留学生から大学への要求の伝達

①　自室の不備、備品の損傷、故障等

②　体調不良の連絡

（３）大学行事の案内

①　別科日本語研修課程行事

②　留学生研修旅行など

４　緊急時の連絡・対応について

（１）緊急事態が発生した時は、大学の国際班又は守衛室へ連絡する。

（２）火災、地震が発生した場合は、入居者に避難を知らせ、安全な避難等を指示する。また、可能な範囲で消火器を使用した消火に努める。

（３）急病人が発生した場合は、119 番通報や病院への同行等の対応をとる。

（４）喧噪、喧嘩、不審者侵入が発生した場合は、大学の国際班又は守衛室へ連絡する。

（待遇等）

第４条　室料及び共益費を免除し、謝礼として月額 40,000 円を支給する。

２　光熱水費及び通信費は自己負担とする。

３　やむを得ずＲＡを辞める場合は、３か月以上前に国際班に報告すること。

付　則　１　この内規は、平成３１年４月１日から施行する。

長崎総合科学大学　大学院授業料等減免規程

（目　的）

第１条　より多くの学生が、経済的事情等に左右される事なく高度な大学院教育を受ける機会を得られるよう、学費減免規程第２条９項の規程に基づき、大学院授業料等の減免の取扱いについて定める。

（減免対象者）

第２条　減免を受ける事が出来るのは、大学院に在籍または入学する学生（外国留学生は除く）のうち、本人の主たる家計支持者（本人の父母又はこれに代わって家計を支えている者または家計支持者が本人の場合は本人）の前年の収入金額が、以下の各号の何れかに該当する者とする。

（１）主たる家計支持者が給与所得者の場合、源泉徴収票の支払額が 841 万円以下

（２）主たる家計支持者が給与所得者以外の場合、確定申告書等における所得金額が 355 万円以下

２　前項の条件に満たない場合であっても、主たる家計支持者に緊急な情況が生じた場合、当年の収入見込額を家計基準の金額とみなすことができる。

３　大学院特待生は減免を受ける事が出来ない。

（減免および期間）

第３条　授業料、実験実習料、及び入学金を全額減免する。ただし、入学金の減免は、入学初年度のみとする。

２　授業料および実験実習料の減免を受ける事ができる期間は、修士課程は２年間、博士課程は３年間までとする。

（減免の申請）

第４条　授業料等の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を所定の期日までに大学院事務室に提出しなければならない。

（１）大学院授業料等減免申請書

（２）本人の主たる家計支持者の前年の収入金額が分かる書類（源泉徴収票の写しまたは課税証明書など）

２　減免の申請は年度毎に行うものとする。

３　本人の主たる家計支持者に緊急な情況が生じた場合は、申請を随時行う事ができる。

４　前項においては、緊急な情況が生じた事を証明する書類の提出を求める事ができる。

（選考委員会）

第５条　選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

（１）工学研究科長

（２）博士課程 専攻主任

（３）修士課程 専攻主任

（４）その他研究科長が必要と認めた者

（選　考）

第６条　減免対象者は、選考委員会で選考後、学長が推薦し、理事長が決定する。

（取　消）

第７条　減免を受けている者で、大学院学則第４０条に規定により懲戒を受けた者は、学長が減免を取り消すことができる。

２　本人の主たる家計支持者の前年の収入等の申告に偽りがあった事が判明した場合、学長は減免を取り消すことができる。

（改　定）

第８条　この規程の改定は、工学研究科教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付　則　１　この規程は、令和５年７月１日より施行する。

２　この改定規程は、令和６年７月１日より施行する。

長崎総合科学大学　大学院特待生規程

（目　的）

第１条　この規程は、大学院学則第３９条の規定に基づき、特待生の取扱いについて定めることを目的とする。

（資　格）

第２条　本学大学院に進学又は入学しようとする者であって、大学院の入学検定に合格し、特待生となることを希望する者のうち、人物・学力ともに優秀な者。

（特　典）

第３条　入学金及び授業料（教育充実費及び実験実習料を除く）を免除する。ただし、授業料について、修士課程は２年間、博士課程は３年間とする。

（採用人数）

第４条　特待生の採用人数は、別表１のとおりとする。

（選　考）

第５条　特待生の選考は、大学院入学試験委員会で行う。

２　博士課程の特待生の選考は、入学試験（一次募集及び二次募集）に合格した者の中から行う。ただし、社会人入試による合格者は除く。

３　修士課程の特待生の選考は、入学試験（一次募集及び二次募集）に合格した者の中から、以下のとおり行う。

（１）一次募集における選考

本学学部に在籍する者で、次の各号にすべて該当する者から選考する。

ア　４年進級時の成績が、あらかじめ定められた基準以上である者

イ　特待生となることを希望し、「特待生願書」を提出した者

（２）二次募集における選考

特待生となることを希望する者。

（決　定）

第６条　特待生の決定は、工学研究科教授会の意見を聴いて学長が行う。

（取　消）

第７条　特待生で大学院学則第４０条に規定により懲戒を受けた者は、学長が特待生の資格を取り消すことができる。

２　第３条の授業料免除期間中の特待生の資格取消しについては、特待生資格取消し細則で定める。

（改　定）

第８条　この規程の改定は、工学研究科教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付　則　１　この規程は、平成２７年４月１日より施行する。

２　この改定規程は、平成２９年４月１日より施行する。

３　この改定規程は、平成３１年４月１日より施行する。

４　この改定規程は、令和３年４月１日から施行する。

別表１（採用人数）

入試種別	学部学科コース		採用人数
博士課程 （一次募集・二次募集）	―		若干名
修士課程（一次募集）	工学部 工学科	船舶工学コース	１名以内
		機械工学コース	１名以内
		建築学コース	１名以内
		電気電子工学コース	１名以内
		医療工学コース	１名以内
	総合情報学部 総合情報学科	知能情報コース	１名以内
		マネジメント工学コース	１名以内
		生命環境工学コース	１名以内
修士課程（二次募集）	―		２名以内
合　計			10 名以内

修士課程（一次募集）において、応募者がいないコースがあった場合には、複数の応募者があるコースにその不在分を割り振り、全コースあわせて８名程度（第5条（１）アの基準に満たず二次募集で学力試験を受験した者を含む）とする。なお、特待生の総数は募集人員の三分の一を超えないものとする。

長崎総合科学大学 リサーチ・アシスタントに関する規程

（趣旨）

第１条　この規則は、長崎総合科学大学リサーチ・アシスタントに関する必要な事項を定めるものである。

２　大学院等における研究支援体制の充実、強化、並びに若手研究者としての大学院生の育成、研究遂行能力の向上を図るために、研究プロジェクト等において、大学院生が研究の補助を行うことが出来るよう、リサーチ・アシスタントの制度を設ける。

（定義）

第２条　「リサーチ・アシスタント」（以下、「RA」という。）とは、長崎総合科学大学（以下、「本学」という。）における研究プロジェクト等において、大学院に在籍しながら研究の補助を行う者をいう。

２　「RA担当研究員」とは、RAを指導、監督する本学の教員または研究員であり、RAを行う学生が所属する研究プロジェクト等の代表者または、RAが所属する研究科等の指導教員がこれにあたる。

（資格）

第３条　RAは、将来研究者となる意欲と優れた能力を有し、建学の精神を良く理解し、人物、見識が優れ、成績優秀な次項に該当する者とする。

２　RAの対象者は、次に掲げる学生とする。

（１）　大学院博士課程に在籍する学生

（２）　大学院修士課程に在籍する学生

（申請）

第４条　RA担当教員としてRAを採用しようとする教員又は研究員は、RA採用願（様式第１号）を、大学院事務に提出しなければならない。

２　RAとしての採用を希望する学生は、RA応募申請書（様式第2号）を大学院事務に提出しなければならない。

（選考および採用）

第５条　当該年度におけるRAの採用は、下記に定めるRA選考委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

２　RA選考委員会は、学長、担当副学長、オープンイノベーションセンター長、大学院工学研究科長、および当該RA担当研究員候補者から成る。

３　RA選考委員会の委員長は、学長をもって充てる。

４　RAの勤務は、大学院学生としての授業等に支障が生じないようにしなければならない。

５　RAの勤務内容は、当該RAの学位論文のための研究に直接関わるものであってはな

らない。

（採用期間）

第６条　RAの採用期間は、通年とし、年度を超えることはできない。

２　年度ごとに採用期間の更新ができるものとする。

３　外部資金による研究のための採用で、事業期間や経費が限定されているものについては、当該事業期間を超えて採用することはできない。

（業務と服務）

第７条　RAは、本学の研究プロジェクト等を効果的に推進するために、当該RA担当研究員の指導監督の下に、研究活動に必要な業務を行う。

２　RAは、業務終了の都度、「RA出勤簿」に記入押印し、当該RA担当研究員の確認を得なければならない。

３　RAが病気その他本人の都合により所定の研究補助に就くことができない場合、事前に当該RA担当研究員に申し出なければならない。

（勤務時間）

第８条　RAの所定勤務時間は、週20時間を超えないものとする。

２　RA担当研究員は、労基法の定める勤務時間の上限を超えてRAを勤務させることはできない。

３　RA担当研究員は、大学院における本来の学業に支障をきたさぬよう、当該RAの勤務時間に配慮せねばならない。

４　RAとして勤務する時間に、重複して他の業務に就くことは出来ない。

（手当）

第９条　RAの手当は原則として時間給とし、１時間につき別途大学院が定める額を支給する。

２　第７条第３項による欠勤に対しては、当該手当は支給しない。

（遵守義務）

第１０条　RAは、法令及び本学の規則等を誠実に守り、研究活動に係る不正行為及び研究費の取り扱いに係る不正行為を行ってはならず、また、不正行為の防止に努めなければならない。

２　RAは、業務上知り得た秘密を許可なく漏らしてはならない。

３　RAが業務として行った研究を成果として発表する際には、RA担当研究員の許可を得なければならない。

（研修）

第１１条　RAに採用された者は、本学が定める研究倫理規範等の諸規定に関する研修を受けなければならない。

２　RAに採用された者は、本学が認める研究倫理プログラムを受講し、修了証明書の提出を要する。

（成果の共有）

第１２条　RA担当研究員は、当該RAの補助を受けて行った研究の成果を発表する際には、当該RAを共同研究者として適切に扱わなければならない。

（取消）

第１３条　RAが、次の各号の一つに該当したときは、採用を解除する。

（１）教育補助又は研究プロジェクト等の研究業務を怠ったとき。

（２）大学院学則第40条の規定により処分を受けたとき又はこれに相当すると認められるとき。

（３）休学、退学又は成業の見込みがないとき。

（４）RAが任用の辞退を申し出たとき。

（成果報告）

第１４条　RAに採用され、業務に就いた者は、更新時および終了時に報告書を提出せねばならない。

（事務）

第１５条　この規程に関する事務は、オープンイノベーションセンター事務室が行い、手当の支給に関する事務は、総務企画係が分担して行う。

２　RA採用枠があった際の大学院生への周知は、オープンイノベーションセンター事務室が行う。

（雑則）

第１６条　この規程において定めるもののほか、運用に必要な事項は、別に定める。

（規程の改廃）

第１７条　この規程の改廃は、全学教授会の意見を聴いて、常務理事会が承認する。

附　則　１　この規程は、令和２年４月１日に制定し、令和２年４月１日から適用する。

２　この改定規程は、令和５年４月１日から施行する。

３　この改定規程は、令和５年１２月１日から施行する。

長崎総合科学大学　附属図書館利用細則

（目　的）

第１条　この細則は、附属図書館規程第９条の規定に基づき、図書館及び図書館資料の利用について定めることを目的とする。

（利用者）

第２条　図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

（１）本学の教職員（名誉教授、顧問教授、客員教授、客員研究員、非常勤講師、嘱託及びパート職員も含む。）

（２）本学の大学院学生・学部学生（科目等履修生・単位互換生も含む）日本語別科生

（３）附属高等学校教職員

（４）附属高等学校の生徒（以下「附属高校生」という。）

（５）図書館長の許可を得た者（以下「学外者」という。）

（資　料）

第３条　図書館に備付ける資料（以下「資料」という。）は、次のとおりとする。

（１）図書

（２）参考図書

（３）地図

（４）逐次刊行物（雑誌、新聞、追録等）

（５）電子資料（CD、CD-ROM、電子ジャーナル等）

（６）その他マイクロ資料、視聴覚資料、学位論文等

（開館時間）

第４条　開館時間については、附属図書館規程第３条に定めるところによる。

（休館日）

第５条　休館日については、附属図書館規程第４条に定めるところによる。

（利用証等の携帯）

第６条　利用者は、図書館の利用に際しては、次項に定める図書館利用証又は利用者であることを確認できる学生証、教職員証その他の証明書（以下「利用証等」という。）を携帯しなければならない。

２　利用者は、図書館の職員（以下「職員」という。）から利用証等の提示を求められたときは、これに応じなければならない。

（閲　覧）

第７条　利用者は、閲覧室及び開架書庫内に配架している資料を自由に閲覧することができる。

２　閲覧の際は、資料の配列を乱さず、閲覧後は必ず元の場所に戻さなければならない。

３　（削　除）

（貸　出）

第８条　利用者が資料の貸出しを受けようとするときは図書館利用証等を職員に提示しなければならない。

２　資料の貸出しに際しては、利用者本人が手続きをしなければならない。

（貸出冊数・期間）

第９条　資料の貸出冊数および期間は次のとおりとする。

事　項	図　書		雑　誌		備　考
	貸出限度 冊　数	貸出限度 期　間	貸出限度 冊　数	貸出限度 期　間	
教　員	50	1ヶ月	10	2週間	研究室備付図書を除く
職　員	10	1ヶ月	3	1週間	
学部学生 (別科生 を含む)	10	2週間	3	1週間	４年生に限り、 図書20冊1ヶ月 及び 雑誌6冊2週間
大学院学生	30	1ヶ月	5	1週間	
附属高校教員	20	1ヶ月	5	1週間	その他附属高等学校 図書館規則による
附属高校生	3	1週間	2	1週間	〃　　〃
学外者	5	1ヶ月	5	1週間	卒業生に限り、 図書10冊1ヶ月 及び 雑誌10冊2週間

２　学生は、各季（春季、夏季、冬季）の休業時は前項の規定に拘らず、その期間中貸出することができる。

（貸出更新・予約等）

第１０条　貸出中の資料は、他に予約がない場合に限り、貸出期間を更新することができる。

２　資料が他の利用者に貸出中の場合は、予約することができる。

３　図書館長が特に認めたときは、前条第１項の規定の冊数及び期間を超えて貸出すことができる。ただし、他の利用者から要求があった場合は、返却しなければならない。

（貸出禁止）

第１１条　資料のうち、新着雑誌（最新号）、視聴覚資料は原則として貸出を認めない。

（保管の責任）

第１２条　利用者は、貸出した資料の保管に責任をもち、転貸してはならない。

（返却条件）

第１３条　本学の教職員、学生及び附属高校生がその身分を失う場合、学生及び附属高校生が休学及び留学する場合は、貸出した資料を直ちに返却しなければならない。

（督　促）

第１４条　図書館は、貸出資料を期日までに返却しない利用者に対し、督促を行う。

（貸出の停止及び停止期間）

第１５条　貸出資料を期日までに返却しなかった者は、当該貸出資料を返却するまでの間、貸出を受けることができない。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

（研究室備付）

第１６条　教員が研究費で購入した資料は、各研究室に備付けて（以下「備付図書」とい

う。）使用することができる。

２　前項の備付図書は、第９条第１項の規定を適応されない。ただし、他から利用の要求があった場合は、貸出しについて検討しなければならない。

３　備付図書は、教員がその保管に責任を持ち、転貸してはならない。

４　備付図書が不要になった場合は、速やかに返却しなければならない。

（視聴覚資料の利用）

第１７条　視聴覚資料は、原則として館内利用とし、貸出は認めない。

２　視聴覚資料を利用する場合は、職員に申し出て指定された場所で利用しなければならない。

３　視聴覚機器の操作は、利用者本人がおこなうものとする。

（参考調査）

第１８条　利用者は、次の事項について、参考調査を依頼することができる。

（１）学術文献の所在調査および書誌的調査

（２）研究機関または研究者等の調査

（３）その他、教育研究及び学習に係る学術的諸事項の調査

（相互利用）

第１９条　利用者は、他の図書館等に所蔵する資料を利用したいときは、次により依頼することができる。但し、これに要する経費は利用者本人が実費を負担するものとする。

（１）資料の閲覧を目的として、他の図書館等を利用する場合は、本人の申し出により図書館長が紹介状を発行する。

（２）文献複写または図書等の借用を希望する場合は、職員に申し出る。ただし、本項の対象者は、本学教職員のみとする。

２　他の図書館等から、本学所蔵資料の利用について依頼があった場合は、これに応じ、提供することができる。但し、教育研究および学習に支障を来たさないよう配慮しなければならない。

（情報検索）

第２０条　利用者は、情報提供機関等のデータベースを利用し、学術情報を入手したいときは、オンライン検索を依頼することができる。但し、これに要する経費は、利用者本人が実費を負担するものとする。

２　図書館所蔵のＣＤ－ＲＯＭ、ＤＶＤを利用し、情報検索をおこなう場合は、職員に申し出なければならない。

（装置の利用）

第２１条　利用者は、図書館備付けの複写機、その他の装置を次のとおり利用することができる。

（１）教育研究、卒業研究及び学習等の目的で複写、簡易製本を有料でおこなうことができる。

（２）装置を利用する場合は、所定の用紙に必要事項を記入し、料金を添えて職員に申し込まなければならない。

（３）料金は、別に定めるものとする。

（複　写）

第２２条　利用者は、研究、教育及び学習上の必要があるときは、著作権法に定められた範囲で、資料の複写又は撮影等利用を図書館に申し込むことができる。ただし、貴重図書又は保存上支障があると図書館長が認めたものについては、この限りではない。

２　複写及び撮影等利用に関し必要な事項は、別に定める。

（資料の点検）

第２３条　資料は、定期的または必要に応じて点検をおこなうものとする。

２　各研究室等に貸出している資料および備付図書を前項により点検をおこなうときは、教員はこれに応じなければならない。

（施設の利用等）

第２４条　利用者は、所定の手続によって、グループ研究室、会議室、ＡＶ機器等の図書館施設、設備等を利用することができる。

（秩序保持）

第２５条　利用者は、図書館内では次の事項を守らなければならない。

（１）静粛及び清潔を保ち、他の利用者に迷惑をかけないこと。

（２）飲食及び喫煙をしないこと。

（３）資料及び備品・用品を故意に汚損または破損しないこと。

（４）掲示またはこれに類する行為をしないこと。

（５）携帯電話を使用しないこと。

（６）その他図書館職員の指示に従うこと。

（届出・弁償責任）

第２６条　利用者は、図書館資料を利用中に紛失又は汚損・破損した場合は、速やかに図書館へ届け出なければならない。

２　前項において生じた損害については、利用者に弁償させる。ただし、止むを得ない事由があると認められるときは、この限りではない。

３　研究室備付図書については、定期的に行う資料点検において紛失状態が確定された場合、随時前項に従い対応しなければならない。この場合、速やかに対応できない事由がある場合は、退職時までに全ての処理を完了しなければならない。

（利用及び閲覧の停止又は禁止）

第２７条　図書館長は、この細則を遵守しない者に対して、図書館の利用の一部を一定期間停止し、又は入館を禁止するなどの処置を講じることができる。

２　図書館長は、資料を利用させることにより、当該資料の破損若しくは汚損を生じるおそれがある場合は、閲覧の制限ができる。

（改　定）

第２８条　この細則の改定は、附属図書館運営委員会の意見を聴いて学長が定め、常務理事会の承認を要する。

附　則　１　この内規は平成８年４月１日から施行し、従前の「長崎総合科学大学附属図書館教職員利用に関する内規」および「長崎総合科学大学附属図書館学生利用に関する内規」を廃止する。

２　この内規の改定は、平成９年４月１日から施行する。

３　平成２１年４月１日より呼称を「長崎総合科学大学附属図書館利用細則」に改め、改定細則は同日から施行する。

４　この内規の改定は平成２２年１１月１日から施行する。

５　この改定細則は、平成２６年４月１日から施行する。

６　この改定細則は、平成２７年４月１日から施行する。

７　この改定細則は、平成 30 年４月１日から施行する。

長崎総合科学大学　情報科学センター利用についての内規

（目　的）

第１条　この内規は、情報科学センター規程第６条の規定に基づき、センターの利用に関し必要な事項を定め、この大学における教育、研究及び関連業務の推進を目的とする。

（利用者）

第２条　センターを利用できる者（以下「利用者」という。）は次のとおりとする。

（１）学部学生、大学院生及び学則第９章に定める者

（２）教職員

（３）センター長が許可した者

（利用手続き）

第３条

（１）カフェテリア

手続きは不要。

大学の休業日を除き、自由に利用できる。利用時間等は別表Ⅰの通りとする。

（２）端末室

通常の講義での利用は手続き不要。

それ以外の場合、所定の手続きを経てセンター長の承認を受けなければならない。

利用を承認された後、変更が生じた場合又は利用を中止する場合は、直ちにセンター長へ届け出なければならない。

（３）その他

所定の手続きを経てセンター長の承認を受けなければならい。利用を承認された後、変更が生じた場合又は利用を中止する場合は、直ちにセンター長に届け出なければならない。

（利用料金）

第４条　利用者は、カフェテリア内消耗品は、料金負担を免除する。

２　第２条第３号の利用者は、別表Ⅱの利用料金を徴収することができる。

（諸注意）

第５条　利用者は、利用にあたりセンター職員の指示に従わなければならない。また、公序良俗に反する行為を禁止する。

（罰　則）

第６条　センター長は、前条に違反した利用者に対して警告をし、改善が見受けられない場合は、相当期間の利用停止又は利用禁止の措置を講ずることができる。

（その他）

第７条　この内規に定めのない事項が発生した場合は、運営委員会で検討する。

（所管部署）

第８条　この内規の所管部署は、情報科学センター事務室とする。

（改　定）

第９条　この内規の改定は、運営委員会の意見を聴いて学長が定める。

付　則　１　本規程は、昭和６３年４月１日から施行する。

２　本規程の改訂は、１９９０(平成２年)４月１日から施行する。

３　平成７年４月１日より呼称を内規に改める。

４　本内規の改定は２００４(平成１６)年１０月１８日から施行する。

５　本内規の改定は平成２４年１２月７日から施行する。

６　この改定内規は、平成２６年４月１日から施行する。

７　この改定内規は、平成２７年４月１日から施行する。

８　この改定内規は、令和２年４月１日から施行する。

９　この改定内規は、令和５年１２月１日から施行する。

別 表 Ⅰ

月～金曜日	８:３０～２２：００
土・日・祝・祭日	閉　館

別 表 Ⅱ

大判プリンタ（キャノン製ＩＰＦ８０００Ｓ）

用紙サイズ	利用料金
原則 １メートル	１,０００円
Ａ０、Ｂ０ サイズ	１,２００円
上記 以外	７００円

長崎総合科学大学　学内ネットワーク利用についての内規

（目　的）

第１条　この内規は、情報科学センター規程第６条の規定に基づき、学内ネットワークの運用及び管理について必要な事項を定め、この大学における教育、研究及び情報化の向上を目的とする。

（利用者）

第２条　学内ネットワークを利用できる者（以下「利用者」という。）は次のとおりとする。

（１）学部学生、大学院生並びに学則第９章に定める者

（２）教職員

（３）センター長が許可した者

（ネットワークへの接続）

第３条

（１）学内ネットワークに接続しようとする者は、所定の手続きを経てセンター長の承認を受けなければならない。接続を承認された後、変更が生じた場合又は利用を中止する場合は、直ちにセンター長に届け出なければならない。

（２）学外から学内ネットワークに認証を伴う接続を必要とする者は、所定の手続きを経てセンター長の承認を受けなければならない。

（３）学内から学外への接続に関しては、接続先の規程等に従うこと。

（禁止事項）

第４条　学内ネットワークの利用にあたり次の行為を禁止する。

（１）公序良俗に反する行為

（２）第三者に迷惑又は損害を与える行為

（３）その他学内ネットワークの正常な運用に支障を及ぼすような行為

（罰　則）

第５条　センター長は、前条に違反した利用者に対して警告をし、改善が見受けられない場合は、相当期間の利用停止又は利用禁止の措置を講ずることができる。

（ネットワークの停止）

第６条　センター長は、次の場合、学内ネットワークの部分的又は全面的な停止を行うことが出来る。

（１）第４条に定める行為がある場合

（２）その他、センター長がその必要を認めた場合

（その他）

第７条　この内規に定めのない事項が発生した場合は、運営委員会で検討する。

（所管部署）

第８条　この内規の所管部署は、情報科学センター事務室とする。

（改　定）

第９条　この内規の改定は、運営委員会の意見を聴いて学長が定める。

付　則　１　本内規は平成１６年１０月１８日から施行する。

２　この改定内規は、平成２６年４月１日から施行する。

３　この改定内規は、平成２７年４月１日から施行する。

４　この改定内規は、令和２年４月１日から施行する。

５　この改定内規は、令和５年１２月１日から施行する。

学校法人長崎総合科学大学　グラウンド及び体育館の使用に関する細則

（目　的）

第１条　この細則は、校舎等の諸施設使用規程第１０条第４項の規定に基づき、本学のグラウンド及び体育館等（以下、「体育施設」という。）の使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（使用者の範囲）

第２条　体育施設を使用できる者（以下、「使用者」という。）は、本学の学生、生徒及び教職員とする。

２　学外者の使用は、別に定める。

（使用優先順位）

第３条　体育施設の使用優先順位は、次の順位とする。

（１）本学行事（大学、高校）

（２）正課体育（大学、高校）

（３）学生生徒の公認の課外活動

（４）学生生徒及び教職員の体育活動

（５）学外者の使用及びその他事務局長が認めたもの

（使用時間）

第４条　体育施設の使用時間は、原則として午前８時３０分より午後７時までとする。ただし、事務局長が特に必要と認めた場合は、時間を延長することができる。

（使用手続及び許可）

第５条　第３条第１号から第３号の使用者は、部署の責任者が前年度末までに年間の使用計画を作成し、学生係に提出する。学生係は、関係部署と調整し、年間使用一覧表を作成する。

２　前項に変更が生じた場合は、速やかに学生係に申し出、学生係は調整する。

３　第３条第４号及び第５号の使用者は、使用希望日の１０日前までに「施設使用願い」を管財係に提出し、事務局長の許可を受けなければならない。

（使用許可の変更及び取消）

第６条　この法人において緊急に必要が生じた場合、事務局長は、使用条件を変更し、又は使用許可を取り消すことができる。

（使用上の注意）

第７条　体育施設の使用時における責任者は、それぞれの使用者の代表者とする。

２　体育施設の使用は、許可された目的以外に使用してはならない。

３　使用にあたり、常に清潔、整頓に心掛け、また互いにトラブルの起きないよう心掛けねばならない。

４　体育施設の設備及び備品等を損失した場合、使用責任者は、直ちに所管部署に届け出て、その指示に従わなければならない。

５　使用者がこの細則に違反した時は、次回から使用を許可しないことができる。

６　その他必要に応じ遵守すべき事項は、所管部署を通じ指示する。

（所管部署）

第８条　第３条第１号から第３号における使用は、学生係が所管し、同条第４号及び第５号における使用は、管財係が所管する。

（改　定）

第９条　この細則の改定は、事務局長が定め、常務理事会の承認を要する。

付　則　１　この規程は、昭和５５年４月１日より施行する。

２　平成７年４月１日より呼称を内規に改める。

３　この改定内規は、平成２３年４月１日より施行する。

４　この改定細則は、平成２６年４月１日から施行する。

５　この改定細則は、令和５年１２月１日から施行する。

長崎総合科学大学　学生寮規程

（目　的）

第１条　この規程は、学則第４１条第２項の規定に基づき、学生寮における円滑な管理・運営についての取り扱いを定める。

２　学生寮は、遠隔地から入学した初年次の学生を主として収容し、その学生生活の安定と、さらに寮における共同生活を通じて、人格、学力の向上及び自治能力の培養をはかると共に、建学の精神を生活の場を通じて豊かに具現することを目的とする。

（名　称）

第２条　学生寮は、清水ヶ丘寮（男子寮）と称し、下記に置く。

〒８５１－０１２２　長崎市界２丁目１９－１７

（定　員）

第３条　定員は６４名とし、１室１名とする。

（管理・運営）

第４条　学生寮は、大学が運営・管理する。

２　学生寮の運営を円滑に行うため、寮運営委員会及び寮担当職員（管理人）を置く。

３　寮運営委員会は次の委員をもって組織し、委員長は学生部長とする。

（１）　学生部長

（２）　学生専門委員会委員　２名

（３）　学生担当次長

（４）　事務局長

（５）　寮担当職員

（６）　寮生委員会代表　３名

４　寮運営委員会は、次の事項を審議する。

（１）　寮の規程、細則等に関すること

（２）　入寮選考、退寮処分及び寮生の学年別構成に関すること

（３）　寮の予算及び決算に関すること

（４）　寮生の寮生活への援助に関すること

（５）　寮生委員会からの申し出事項に関すること

（６）　その他、寮の運営・管理について委員長が必要と認めたこと

（寮生委員会）

第５条　寮には寮生委員会を置き、第１条に定めた目的が十分達成されるよう寮における生活の円滑な運営に努める。

２　寮生委員会は寮生の選挙によって選出された寮生委員６名で構成され、その任期は１年とする。

（入寮者の資格）

第６条　入寮者は本学学生で原則として１年間継続在寮することができる者とする。

２　併せて、入寮者は共同生活を営むに支障のない者とする。

（入寮申し込み）

第７条　入寮希望者は所定の期日までに入寮願並びに所定の調査書等を提出しなければ

ならない。

（入寮許可）

第８条　学生部長は前条の申込みがあった場合、寮運営委員会の議を経て入寮者を決定し、入寮を許可する。

（入寮手続き）

第９条　入寮を許可された者は所定の誓約書を学生部長に提出すると共に、別に定める寮費を納入しなければならない。

２　入寮を許可された者が所定の期日までに手続きを行わないときは、学生部長は入寮許可を取り消すことができる。

（在寮期間）

第１０条　在寮期間は入寮年度の年度末までとする。ただし、在寮生から申し出があった場合は、寮運営委員会にて審議の上、更新することができる。

２　更新は、第７条以下の所定の手続きを経なければならない。

（退　寮）

第１１条　在寮期間の満了により退寮するときは、満了日１ケ月前までに退寮届を学生部長に提出しなければならない。

２　在寮期間中やむを得ない理由により退寮を希望するときは、中途退寮願を退寮日の１ケ月前までに学生部長に提出しなければならない。

３　第６条に定める入寮者の資格を喪失した者、また、寮費を滞納した者に対しては、寮運営委員会の議を経て、学生部長は退寮を命ずることができる。退寮を命ぜられた者は速やかに退寮しなければならない。

（空室の補充）

第１２条　入寮の取消しまたは退寮により空室が生じた場合は、所定の手続きを経てその都度補充することができる。

（寮に関する費用）

第１３条　寮に関する費用（別表）については、寮運営委員会の議に付し、常務理事会が決定する。

２　寮費は所定の期日までに納入しなければならない。なお、一旦納入された寮費は返還しない。

（施設の保全）

第１４条　寮内の施設並びに備品は、その目的に従い正常な状態で使用しなければならない。

２　寮内の施設並びに備品を、寮生の故意又は過失により滅失、又は破損したときは、直ちに破損届を提出しなければならない。

３　前項の場合、学生部長は寮生にその費用を弁償させることができる。

（寮生以外の者の寮の利用）

第１５条　寮生以外の者が寮を利用するときは、学生部長にその許可を得なければならない。

（休　寮）

第１６条　学生寮は、春期、夏期及び冬期の休業期間中は、原則として休寮する。又、

その他特別に必要がある場合も休寮する。

２　休寮期間中に在寮を希望する寮生は、その旨を願い出て、学生部長の許可を得なければならない。

（改　定）

第１７条　この規程の改定は、寮運営委員会及び全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付　則　１　この規程は、昭和４４年４月１日から施行する。

２　この改定規程は、昭和６３年４月１日から施行する。

３　この改定規程は、平成４年４月１日から施行し、従前の「長崎総合科学大学学生寄宿舎規程」は平成４年３月３１日をもって廃止する。

４　（削　除）

５　この改定規程は、平成６年４月１日から施行する。

６　この改定規程は、平成７年４月１日から施行する。

７　この改定規程は、平成８年４月１日から施行する。

８　この改定規程は、平成９年４月１日から施行する。

９　この改定規程は、平成１１年４月１日から施行する。

１０　この改定規程は、平成１２年４月１日から施行する。

１１　この改定規程は、平成１５年４月１日から施行する。

１２　この改定規程は、平成１９年４月１日から施行する。

１３　この改定規程は、平成２３年４月１日から施行する。

１４　この改定規程は、平成２６年４月１日から施行する。

１５　この改定規程は、平成２７年４月１日から施行する。

１６　この改定規程は、平成３１年４月１日から施行する。

１７　この改定規程は、令和２年４月１日から施行する。

１８　この改定規程は、令和５年４月１日から施行する。

１９　この改定規程は、令和５年１２月１日から施行する。

別 表〔学生寮規程第１３条〕

（令和５年４月～）　　（単位：円）

	月	寮運営費	室　料	共益費	食　費	合　計
清水ヶ丘寮	4	5,000	11,500	10,000	25,000	51,500
	5		11,500	10,000	25,000	46,500
	6		11,500	10,000	25,000	46,500
	7		11,500	10,000	25,000	46,500
	8		11,500	7,000	－	18,500
	9		11,500	7,000	－	18,500
	10		11,500	10,000	25,000	46,500
	11		11,500	10,000	25,000	46,500
	12		11,500	10,000	17,600	39,100
	1		11,500	10,000	17,600	39,100
	2		11,500	10,000	25,000	46,500
	3		11,500	7,000	－	18,500

備　考　１．入寮費（10,000 円）は、別途入寮時のみ徴収する。

２．電力料金は、個メーターにより各自負担とする。

３．寮費は別途指示された所定期日までに納入しなければならない。

寮費の滞納者に対しては、寮運営委員会の議を経て退寮を命ずることがある。

長崎総合科学大学　留学生寮規程

（目　的）

第１条　この規程は、学則第４１条第２項の規定に基づき、留学生寮における円滑な管理・運営についての取り扱いを定める。

２　留学生寮は、国外から入学した初年次の学生を主として収容し、その学生生活の安定と、さらに寮における共同生活を通じて、人格、学力の向上及び自治能力の培養をはかると共に、建学の精神を生活の場を通じて豊かに具現することを目的とする。

（名　称）

第２条

留学生寮は、国際和親寮と称し、下記に置く。

〒８５１－０１３４　長崎市田中町３８４-１

（定　員）

第３条　部屋数は２３戸で、原則として各戸２名定員とする。

（管理・運営）

第４条　留学生寮は、大学が運営・管理する。

２　留学生寮の運営を円滑に行うため、留学生寮運営委員会を設ける。

３　留学生寮運営委員会は、次の委員をもって組織し、委員長は学生部長とする。

（１）　学生部長

（２）　事務局長

（３）　学生担当次長

（４）　その他、寮の運営、管理について委員長が必要と認めた者

４　留学生寮運営委員会は、次の事項を審議する。

（１）　寮の規程、細則等に関すること。

（２）　入寮選考、退寮処分及び寮生の学年別構成に関すること。

（３）　寮の予算及び決算に関すること。

（４）　寮生の寮生活への援助に関すること。

（５）　寮生委員会からの申し出事項に関すること。

（６）　その他、寮の運営、管理について委員長が必要と認めたこと。

（レジデント・アシスタントの設置）

第５条　留学生寮にはレジデント・アシスタントを置く。（以下、ＲＡと呼ぶ）

２　ＲＡに関する内規は別途定める。

（入寮者の資格）

第６条　入寮者は、本学留学生で原則として１年間継続在寮することができる者とする。

２　入寮者は、共同生活を営むに支障のない者とする。

（入寮申し込み）

第７条　入寮希望者は、所定の期日までに入寮願、所定の調査書等を提出しなければならない。

（入寮許可）

第８条　学生部長は、前条の申込みがあった場合、留学生寮運営委員会の議を経て入寮者を決定し、入寮を許可する。

（入寮手続き）

第９条　入寮を許可された者は、所定の誓約書を学生部長に提出すると共に、別に定める寮費を納入しなければならない。

２　入寮を許可された者が、所定の期日までに手続きを行わないときは、学生部長は入寮許可を取り消すことができる。

（在寮期間）

第１０条　在寮期間は入寮年度の年度末までとする。ただし、在寮生から申し出があった場合は、留学生寮運営委員会にて審議の上、更新することができる。

２　更新は、第７条、第８条及び第９条に規定する所定の手続きを経なければならない。

（退　寮）

第１１条　寮生が、在寮期間の満了により退寮するときは、満了日１ケ月前までに退寮届を学生部長に提出しなければならない。

２　寮生が、在寮期間中やむを得ない理由により退寮を希望するときは、中途退寮願を退寮日の１ケ月前までに学生部長に提出しなければならない。

３　第６条に定める入寮者の資格を喪失した者、また、寮費を滞納した者に対しては、留学生寮運営委員会の議を経て、学生部長は退寮を命ずることができる。退寮を命ぜられた者は速やかに退寮しなければならない。

４　保健衛生上の理由から退寮が必要と認めた者がある時は、学生部長は留学生寮運営委員会の議を経て退寮させなければならない。

（空室の補充）

第１２条　入寮の取消し又は退寮により空室が生じた場合は、所定の手続きを経てその都度補充することができる。

（留学生寮に関する費用）

第１３条　留学生寮に関する費用（別表）については、留学生寮運営委員会の議を経て、常務理事会が決定する。

２　寮費は所定の期日までに納入しなければならない。なお、一旦納入された寮費及び共益費は原則として返還しないものとする。

（施設の保全）

第１４条　寮生は、寮内の施設並びに備品を、その目的に従い正常な状態で使用しなければならない。

２　寮生は、寮内の施設並びに備品を、寮生の故意又は過失により滅失又は破損したとき

は、直ちに破損届を学生部長に提出しなければならない。

３　前項の場合、学生部長は、寮生にその費用を弁償させることができる。

（寮生以外の者の寮の利用）

第１５条　寮生以外の者が、寮を利用するときは、学生部長にその許可を得なければならない。

（所　管）

第１６条　留学生寮の事務は、学生係留学生センターにおいて行う。

（改　定）

第１７条　この規定の改定は、留学生寮運営委員会及び全学教授会の議を経て常務理事会が決定する。

付　則　１　この規程は、平成３１年３月１５日から施行する。

２　この規程は、令和４年１２月１６日から施行する。

３　この改定規程は、令和５年１２月１日から施行する。

４　この改定規程は、令和６年３月１１日から施行する。

別　表〔第１３条（寮に関する費用)〕

（平成３１年４月～）　　（単位：円）

	月	室　料	共 益 費	合　　計
国際和親寮	4	25,000	1,000	26,000
	5	25,000	1,000	26,000
	6	25,000	1,000	26,000
	7	25,000	1,000	26,000
	8	25,000	1,000	26,000
	9	25,000	1,000	26,000
	10	25,000	1,000	26,000
	11	25,000	1,000	26,000
	12	25,000	1,000	26,000
	1	25,000	1,000	26,000
	2	25,000	1,000	26,000
	3	25,000	1,000	26,000

備　考　１．入寮費（60,000 円）は、別途入寮時のみ徴収する。

２．光熱水費は、個メーターによって各自負担とする。

３．通信費は各自負担とする 。

４．一戸の入居人数が 2 名以上の場合、室料月額は、50,000 円を入居人数で除して算出する。

ただし、1 円未満は切り捨てる。

長崎総合科学大学　留学生寮内規

（寮内規律）

第１条　寮生は、本学における寄宿舎の重要性を自覚して、常に学生の模範であるように努めねばならない。

２　寮生は、常に他の迷惑をおもんばかり、責任を重んじ、奉仕勤労することを惜しまず、よい共同生活者であるように心がけねばならない。

３　寮生は、常に寮並びに自室を清潔に保ち、その整備に努め、施設並びに器具の保存に責任を負わねばならない。

４　寮生は、常にその行動を明らかにし、特に外泊又は帰省しようとするときは、あらかじめレジデント・アシスタント（以下、ＲＡと呼ぶ）に報告するものとする。

５　寮生は、外来者を宿泊させることはできない。ただし、止むを得ない事情のある場合には、ＲＡを通して国際班に連絡をし、国際班が許可をして宿泊させることができる。

６　寮生は起床・就寝等について規則正しい生活を送らねばならない。

７　静粛時間について

（１）午後９時から午前６時までは静粛時間とする。

（２）静粛時間は静かに過ごすこと。

（３）静粛時間は緊急時を除き、近隣の住宅の周辺に出入りしたり、騒音を出したりして迷惑にならないようにすること。

（入退室）

第２条　寮生は外泊、帰省する際は、必ず１週間前までに、国際班及び同部屋の寮生に事前に行先、入退室の日時及び連絡先を報告すること。

２　寮生は防犯上及び他の寮生の迷惑にならないよう、不必要な入退室は禁止とする。

（退寮）

第３条　次に掲げる場合は退寮することとする。また、この場合入居者が被る損失については、本学はその責を負わないものとする。

（１）修業年限を超える場合

（２）残留・卒業延期する場合

（３）退学・除籍する場合

（４）休学する場合

２　次に掲げる場合は学生部長と留学生寮運営委員会の判断で退寮させることとする。また、この場合入居者が被る損失については、本学はその責を負わないものとする。

（１）数度の督促にも関わらず諸費用を納付しない場合

（２）健康上寮生活を送ることが不可能と見なされた場合や、保健衛生上の理由から退寮が必要と見なされた場合

（３）寮生としてのふさわしくない言動、迷惑行為等の改善が見込めない場合

（４）その他学生部長と寮運営委員会が不適当と認めた場合

３　寮生は３月に退寮する場合は、新入生を迎える準備があるため３月１９日までに部

屋を明け渡すこととする。

4　寮生は自己都合で寮を退去するときは、その理由を国際班に報告し、退去の妥当性を学生部長と留学生寮運営委員会に認められた上で退寮届を提出することとする。また、入寮費、室料、共益費は返還しないが、光熱水費と通信費は実費を清算するものとする。

5　室は退寮日前日までに居住者が清掃を行い、退寮時には一切の私物を残さないこと。また、退寮日前日までに大学関係者又は大学関係者が指名した者による設備点検を受けること。

（寮費の支払い）

第４条　入寮費、室料、共益費、光熱水費は、入学金や授業料など入学時納付金支払い時に、日本円で年間費用合計額を大学指定の口座に振り込む。

（車両の所有・管理）

第５条

1　自転車の所有は一人１台まで認めることとする。

2　所有する自転車は、所定の場所に駐輪すること。

3　自転車の場合は、防犯登録番号を大学に届け出ること。

4　寮生以外の車両の入構は原則認めない。ただし、止むを得ない理由がある場合は大学に届け出て許可を受けること。

（その他）

第７条

1　喫煙について

（1）寮とその敷地内では喫煙をしないこと。

（2）日本の法律で定義される未成年は、喫煙をしないこと。また、寮生は未成年の喫煙を努めて予防、防止すること。

2　飲酒について

（1）日本の法律で定義される未成年は、飲酒しないこと。また、寮生は未成年の飲酒を努めて予防、防止すること。

（2）寮とその敷地内における飲酒は、日本の法律で定義される成年であっても個人的に嗜む程度に留めること。

3　薬物について

（1）薬物の使用は、日本の法律により認められた医師、薬剤師等の医療従事者による十分な指示のもと使用・服用すること。

（2）有機溶剤（シンナー、トルエンなど）、覚せい剤、大麻、コカイン、あへん類（ヘロインなど）、ＬＳＤ、MDMA、その他日本において危険ドラッグとされる薬物はその所持、使用の一切を禁ずる。この禁を破った寮生は即刻退寮とし、学則上の重い処分を課す。

4　個室は個室の居住者、共用部は寮生が清掃を実施し、寮内を清潔に保つこと。ゴミ

の廃棄は長崎市のルールに従って、寮生で協力して行うこと。

5　寮の建物並びに寮生の共有の物品は丁寧に扱い、破損があった場合は即座に国際班に届け出ること。

6　寮生は、定期的に大学関係者または大学関係者が指名した者による個室、寮共用部の設備点検を受けること。

7　暖房器具に関しては、寮備え付けのもの以外の使用をしないこと。

8　大学が備えたＩＨクッキングヒーター以外のコンロ類は使用しないこと。

9　節電、節水を心がけること。

１０　その他日本の法律、自治公共団体の条例、大学の規則等を遵守し、寮生として並びに長崎総合科学大学生としての自覚を持った言動をとること。

１１　本寮の懲罰については留学生寮運営委員会で協議する。懲罰の種類は次の通りとする。

（1）始末書

（2）保証人への通知

（3）弁償

（4）退寮

付　則　1　この内規は、平成３１年４月１日から施行する。

長崎総合科学大学　研究生規程

第１条（目　的）

この規程は、学則第３４条第２項の規定に基づき、研究生の取り扱いについて定めることを目的とする。

第２条（研究主題）

研究生は、研究主題を定め教員の指導を受けるものとする。

第３条（志願手続）

１　研究生を希望する者は、次の各号に掲げる書類に学則第２８条第１項に定める入学検定料を添えて教務係に願い出なければならない。

（１）　願書

（２）　履歴書

（３）　健康診断書

（４）　最終学校の成績証明書、卒業証明書又は卒業見込証明書

（５）　留学生は、パスポート（写し）及び在留カード（写し）

２　前年度から継続して出願する者に対しては、前項の（２）～（５）号に定める書類の提出及び検定料の納付を免除する。

第４条（許　可）

研究生の入学は、全学教授会の意見を聴いて学長が許可する。

第５条（入学の時期及び研究期間）

１　入学の時期は年度の始めとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

２　研究生の研究期間は１年以内とする。ただし、入学年度の年度末を越えないこととする。

第６条（研究計画）

研究生として入学を許可された者は、最初に指導教員へ研究主題及び研究計画を提出し、期間中にレポート、或は論文、研究経過を提出しなければならない。

第７条（研究指導費）

研究生は、学則第２８条第１項に定める研究指導費を納入しなければならない。

第８条（聴講の許可）

研究生は指導教員の許可を得て、講義を聴講することができる。

第９条（研究生証）

研究生には研究生証を交付する。研究生が本学の教室、研究室、図書館に出入りする時は研究生証を携行しなければならない。

第１０条（修了証書）

研究生が第６条の研究計画を修了した時、学長は工学研究科教授会又は全学教授会の意見を聴いて修了証書を交付する。

第１１条（資格の取消）

１　研究生として不適当であると認められた時は、研究生としての資格を取消すことがある。

２　在留資格が得られない者は、研究生としての資格を取り消すことがある。

第１２条（改　定）

この規程の改定は、全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付　則　１　この規程は、昭和４０年４月１日から施行する。

２　この改定規程は、平成７年４月１日から施行する。

３　この改定規程は、平成８年４月１日から施行する。

４　この改定規程は、平成１２年４月１日から施行する。

５　この改定規程は、平成１５年４月１日から施行する。

６　この改定規程は、平成１８年６月１日から施行し、平成１８年度後期入学生より適用する。

７　この改定規程は、平成２６年４月１日から施行する。

８　この改定規程は、平成２７年４月１日から施行する。

９　この改定規程は、平成２９年４月１日から施行する。

１０　この改定規程は、令和５年１２月１日から施行する。

長崎総合科学大学　委託研究生規程

（目　的）

第１条　この規程は、学則第３０条第２項の規定に基づき、委託研究生に係る取扱いを定めることを目的とする。

（許　可）

第２条　委託研究生の入学は、大学卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、官庁、公共団体、又は会社等より推薦を受けた者について、全学教授会の意見を聴いて学長が許可する。

（志願手続）

第３条　委託研究生を希望する者は、次の各号に掲げる書類に検定料１０，０００円を添えて教務係に願い出なければならない。

（１）官庁、公共団体、会社等の推薦書

（２）願書

（３）履歴書

（４）健康診断書

（期　間）

第４条　委託研究生の研修期間は１か年とする。但し、願い出によって更新することができる。

（聴講の許可）

第５条　委託研究生は、研究題目に関連する授業科目を指導教員の許可を得て聴講することができる。

（研究指導費）

第６条　委託研究生は、研究指導費としてその年度の新入生の授業料及び実験実習料を納めなければならない。

（委託研究生証）

第７条　委託研究生には委託研究生証を交付する。委託研究生が本学の図書館、実験室その他の施設に出入りする時は委託研究生証を携行しなければならない。

（修了証書）

第８条　委託研究生の研究期間終了後、学長は全学教授会の意見を聴いて修了証書を交付する。

（改　定）

第９条　この規程の改定は、全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付　則　１　この規程は、昭和４０年４月１日から施行する。

２　この改定規程は、平成７年４月１日から施行する。

３　この改定規程は、平成８年４月１日から施行する。

４　この改定規程は、平成１２年４月１日から施行する。

５　この改定規程は、平成１５年４月１日から施行する。

６　この改定規程は、平成２３年４月１日から施行する。

７　この改定規程は、平成２６年４月１日から施行する。
８　この改定規程は、平成２７年４月１日から施行する。
９　この改定規程は、令和５年１２月１日から施行する。

長崎総合科学大学　科目等履修生規程

（目　的）

第１条　この規程は、学則第３３条第２項の規定に基づき、科目等履修生（以下「履修生」という。）の取り扱いについて定めることを目的とする。

（資　格）-

第２条　履修生を志願することができる者は、高等学校を卒業した者またはそれと同等以上の学力を有する者とする。

２　教育職員免許資格取得を目的に志願する者は、学士の学位を有する者とする。

３　科目等履修生になることによって、「留学」の在留資格を得ようとする者は、志願することはできない

４　前項までの規定に関わらず、高等学校に在学中であり、当該高等学校長から出願の許可を受けた者は、本学が指定する授業科目の履修を志願することができる。

本項による志願者は、高大接続科目等履修生および高大連携科目等履修生として別に定める。

（単位数制限）

第３条　履修生の履修できる総単位数は、原則として３０単位を限度とする。

（志願手続）

第４条　履修生を志願する者は、各学期始め１か月前までに次の各号に掲げる書類に学則に定める入学検定料を添えて教務班に願い出なければならない。

（１）　科目等履修生願書（本学所定の用紙）

（２）　履歴書（本学所定の用紙）

（３）　最終学校の卒業（卒業見込み）証明書

（４）　学業成績証明書

（５）　健康診断書（本学所定の用紙）

（６）　住民票（写）及びパスポート（写）（留学生の場合）

２　前学期から継続して出願する者に対しては、前項の（２）～（５）号の書類の提出及び検定料の納付を免除する。

３　履修生を志願する者は、特別な事由がある場合、第１項に定める期限を越えての出願を認めることが出来る。

（入学金及び履修費）

第５条　履修生は履修許可された日から１０日以内に学則に定める入学金及び履修費を納入しなければならない。

２　期限までに納入がない場合、履修許可を取り消すことがある。

３　既に納入した検定料、入学金及び履修費は返還しない。

４　前年度に引き続き履修生となる者に対しては、入学金を免除する。

５　本学大学院に在学中の者に対しては、入学金及び履修費を免除する。

６　高校に在学中の者に対しては、入学金、検定料、履修費を全額或いは一部を免除することができる。

（期　間）

第６条　履修生の履修許可期間は、当該年度限りとする。

２　引き続き履修を希望する場合は、あらためて願い出なければならない。

（科目等履修生証）

第７条　履修を許可され、所定の手続きを完了した者には、履修生証を交付する。

２　履修生は登校の際、履修生証を必ず携行しなければならない。

（単　位）

第８条　履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

２　試験に合格した授業科目については、その授業科目の単位を与える。

３　履修生として修得した単位については、単位修得証明書を交付する。

（準用規程）

第９条　履修生には、この規程に定めるもののほか、学則及び学生に関する規程を準用する。

（改　定）

第１０条　この規程の改定は、全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付　則　１　この規程は、平成６年４月１日から施行する。

２　この改定規程は、平成８年４月１日から施行する。

３　この改定規程は、平成１０年４月１日から施行する。

４　この改定規程は、平成１２年４月１日から施行する。

５　この改定規程は、平成１３年９月２８日から施行する。

６　この改定規程は、平成１５年４月１日から施行する。

７　この改定規程は、平成１８年４月１日から施行する。

８　この改定規程は、平成２５年２月２２日から施行する。

９　この改定規程は、平成２６年４月１日から施行する。

１０　この改定規程は、平成２７年４月１日から施行する。

１１　この改定規程は、平成２９年４月１日から施行する。

１２　この改定規程は、令和２年４月１日から施行する。

１３　この改定規程は、令和６年２月１６日から施行する。

１４　この改定規程は、令和７年１月１日から施行する。

長崎総合科学大学　高大連携科目等履修生（先取り履修生）　細則

（趣　旨）

第１条　この細則は、長崎総合科学大学 科目等履修生規程 第２条第４項の規定に基づき、高大連携科目等履修生（以下「先取り履修生」という。）の取扱いについて定める。

（目　的）

第２条　高大連携科目等履修（先取り履修）は、長崎総合科学大学附属高等学校に在籍する生徒に大学教育を受ける機会を提供し、大学教育及び本学に対する理解を深めさせるとともに、生徒自らの進路決定への意識的な取組みの促進並びに高等学校等の教育の一層の向上を図ることを目的とする。

（資　格）

第３条　先取り履修生を志願することができる者は、長崎総合科学大学附属高等学校に在籍し当該授業科目を履修するに十分な学力を有し、長崎総合科学大学附属高等学校長が推薦する者とする。

（志願手続）

第４条　先取り履修生を志願する者は、科目等履修生規程第４条の各号に掲げる書類に替えて、各学期開講開始の１か月前までに次の各号に掲げる書類を教務係に提出しなければならない。

（１）　高大連携科目等履修生（先取り履修生）願書（本学所定の様式）

（２）　長崎総合科学大学附属高等学校長の推薦書　（本学所定の様式）

（３）　大学の授業受講に係る十分な学力を評価するために必要とする書類

（許　可）

第５条　前条の志願者については、全学教授会の議を経て、受け入れを許可する。

（履修費等）

第６条　先取り履修生の検定料、入学金及び授業料は徴収しないものとする。

２　学研災保険加入、教材費等、履修に要する経費が生じる場合は、先取り履修生が負担するものとする。

（履修方法及び履修期間）

第７条　先取り履修生が履修できる科目と履修方法については別に定める。

２　先取り履修生の履修期間は、当該科目の開講期間とする。

（単位の認定）

第８条　先取り履修生は履修した授業科目について、学則第１０条及び第１１条の規定に基づき、所定の単位を与えることができる。

（修得した単位の取り扱い）

第９条　先取り履修生が修得した単位については、長崎総合科学大学に入学した場合に、学則第９条の４の規定に基づき、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（準用規程）

第１０条　先取り履修生には、この細則に定めるもののほか、学則及び学生に関する規程を準用する。

（改　定）

第１１条　この細則の改定は、全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付　則　１　この細則は、令和６年２月１６日から施行する。

２　この改定細則は、令和６年７月１９日から施行する。

様式１号（第３条第1項（１）関係）

長崎総合科学大学 高大連携科目等履修（先取り履修）申請書

学　　校　　名	
学　年　・　組	年　　組
（フリガナ） 氏　　名	
生　年　月　日	
保護者氏名	印
履修希望科目名	
履修を希望する 理　　由	

様式２号（第３条第１項（２）関係）

年　　月　　日

長崎総合科学大学　学長　様

高大連携科目等履修生（先取り履修生）推薦書

学 校 名

校長氏名　　印

貴学の令和　年度高大連携科目等履修生（先取り履修生）として　下記の生徒を推薦します。

記

生徒氏名	学年	授業科目名	単位数	備考 （履修上の配慮等）

（本件連絡先）

担当者名：

役　　職：

連 絡 先：　　－　　－

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：

長崎総合科学大学 高大接続科目等履修生 細則

（趣 旨）

第１条　この細則は、長崎総合科学大学 科目等履修生規程 第２条第４項の規定に基づき、高大接続科目等履修生（以下、「履修生」という。）の取扱いについて定める。

（目 的）

第２条　高大接続科目等履修は、高等学校に在籍する生徒に大学教育を受ける機会を提供し、大学教育及び本学に対する理解を深めさせるとともに、生徒自らの進路決定への意識的な取組みの促進並びに高等学校等の教育の一層の向上を図ることを目的とする。

（資　格）

第３条　履修生を志願することができる者は、高等学校に在籍し当該授業科目を履修するに十分な学力を有し、高等学校長が推薦する者とする。

（志願手続）

第４条　履修生を志願する者は、科目等履修生規程第４条の各号に掲げる書類に替えて、各学期開講開始の１か月前までに次の各号に掲げる書類を教務班に提出しなければならない。

（１）高大接続科目等履修生（先取り履修生）願書（本学所定の様式）

（２）高等学校長の推薦書　（本学所定の様式）

（３）大学の授業受講に係る十分な学力を評価するために必要とする書類

２　前項の規定において、集中講義科目の履修については「各学期開講開始」を「開講開始」と読み替えることができる。

（許 可）

第５条　前条の志願者については、全学教授会の議を経て、受け入れを許可する。

（履修費等）

第６条　履修生の検定料、入学金及び履修費は徴収しないものとする。

２　学研災保険加入、教材費等、履修に要する他の経費が生じる場合は、履修生が負担するものとする。

（履修方法及び履修期間）

第７条　履修生が履修できる科目と履修方法、定員については別に定める。

２　履修生の履修期間は、当該科目の開講期間とする。

（単位の認定）

第８条　履修生は履修した授業科目について、学則第１０条及び第１１条の規定に基づき、所定の単位を与えることができる。

（修得した単位の取り扱い）

第９条　履修生が修得した単位については、長崎総合科学大学に入学した場合に、学則第９条の４の規定に基づき、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（準用規程）

第１０条　履修生には、この細則に定めるもののほか、学則及び学生に関する規程を準用する。

（改　定）

第１１条　この細則の改定は、全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付　則　１　この細則は、令和７年１月１日から施行する。

長崎総合科学大学　聴講生規程

（目　的）

第１条　この規程は、学則第３２条第２項の規定に基づき、聴講生の取り扱いについて定めることを目的とする。

（資　格）

第２条　聴講生を志願することができる者は、高等学校を卒業した者またはこれと同等以上の学力を有する者でなければならない。

２　聴講生となることによって、「留学」の在留資格を得ようとする者は、志願することはできない。

（科目数）

第３条　聴講生の聴講できる総科目数は、前期・後期の各学期ともに５科目を限度とする。

（志願手続）

第４条　聴講生を志願する者は、各学期始め１か月前までに次の各号に掲げる書類に検定料１０，０００円を添えて教務係に願い出なければならない。

（１）　聴講生願書（本学所定の用紙）

（２）　履歴書（本学所定の用紙）

（３）　最終学校の卒業（卒業見込み）証明書

（４）　健康診断書（本学所定の用紙）

（５）　住民票（写）及びパスポート（写）（留学生の場合）

２　前学期から継続して出願する者及び本学大学院に在学中の者に対しては、前項の（２）～（５）号の書類の提出及び検定料の納付を免除する。

３　聴講生を志願する者は、特別な事由がある場合、第１項に定める期限を越えての出願を認めることができる。

（聴講料）

第５条　聴講生は、聴講許可された日から１０日以内に次に定める聴講料を納入しなければならない。

・聴講料　　１０，０００円　（１単位当り）

５，０００円　（　　〃　　）本学卒業生

２　期限までに納入がない場合、聴講許可を取り消すことがある。

３　既に納入した検定料及び聴講料は返還しない。

４　本学大学院に在学中の者に対しては、聴講料を免除する。

（期　間）

第６条　聴講生の聴講許可期間は、当該年度限りとする。

２　引き続き聴講を希望する場合は、あらためて願い出なければならない。

（聴講生証）

第７条　聴講を許可され、所定の手続きを完了した者には、聴講生証を交付する。

２　聴講生は登校の際、聴講生証を必ず携行しなければならない。

（単　位）

第８条　聴講生には、単位を与えない。

（準用規程）

第９条　聴講生には、この規程に定めるもののほか、学則及び学生に関する規程を準用する。

（改　定）

第１０条　この規程の改定は、全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付　則　１　この規程は、平成６年４月１日から施行し、従前の「長崎総合科学大学聴講生規程」は廃止する。

２　（削　除）

３　この改定規程は、平成８年４月１日から施行する。

４　この改定規程は、平成１０年４月１日から施行する。

５　この改定規程は、平成１２年４月１日から施行する。

６　この改定規程は、平成１３年９月２８日から施行する。

７　この改定規程は、平成１５年４月１日から施行する。

８　この改定規程は、平成２５年２月２２日から施行する。

９　この改定規程は、平成２６年４月１日から施行する。

１０　この改定規程は、平成２７年４月１日から施行する。

１１　この改定規程は、令和２年４月１日から施行する。

１２　この改定規程は、令和５年１２月１日から施行する。

長崎総合科学大学　大学院研究生規程

第１条（目　的）

この規程は、大学院学則第２８条第２項の規定に基づき、研究生の取り扱いについて定めることを目的とする。

第２条（研究主題）

研究生は、研究主題を定め教員の指導を受けるものとする。

第３条（志願手続）

１　研究生を希望する者は、次の各号に掲げる書類に大学院学則第２５条第１項に定める入学検定料を添えて大学院事務室に願い出なければならない。

（１）　願書

（２）　履歴書

（３）　健康診断書

（４）　最終学校の成績証明書、卒業証明書又は卒業見込証明書

（５）　外国人はパスポート（写し）

２　前年度から継続して出願する者に対しては、前項の（２）～（５）号に定める書類の提出及び検定料の納付を免除する。

第４条（許　可）

研究生の入学は、工学研究科教授会の意見を聴いて学長が許可する。

第５条（入学の時期及び研究期間）

１　入学の時期は学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

２　研究生の研究期間は１年以内とする。ただし、入学年度の年度末を越えないこととする。

第６条（研究計画）

研究生として入学を許可された者は、最初に指導教員へ研究主題及び研究計画を提出し、期間中にレポート、或は論文、研究経過を提出しなければならない。

第７条（研究指導費）

研究生は、大学院学則第２５条第１項に定める研究指導費を納入しなければならない。

第８条（聴講の許可）

研究生は指導教員の許可を得て、大学院及び学部の講義を聴講することができる。

第９条（研究生証）

研究生には研究生証を交付する。研究生が本学の教室、研究室、図書館に出入りする時は研究生証を携行しなければならない。

第１０条（修了証書）

研究生が第６条の研究計画を修了した時、学長は工学研究科教授会の意見を聴いて修了証書を交付する。

第１１条（資格の取消）

１　研究生として不適当であると認められた時は、研究生としての資格を取消すこと

がある。

２　在留資格が得られない者は、研究生としての資格を取り消すことがある。

第１２条（改　定）

この規程の改定は、工学研究科教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付　則　１　この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

長崎総合科学大学　特別聴講学生規程

（目　的）

第１条　この規程は、学則第３２条の２第２項の規定に基づき、特別聴講学生の取り扱いについて定めることを目的とする。

（資　格）

第２条　特別聴講学生を志願することができる者は、他の大学または短期大学（外国の大学または短期大学を含む）との協議に基づき、本学が開講する特定の授業科目の履修を認められた当該大学又は短期大学の学生とする。

（志願手続）

第３条　特別聴講学生を志願する者は、次の各号に掲げる書類を教務係に提出しなければならない。

（１）　特別聴講学生願書（本学所定の用紙）

（２）　在籍する大学または短期大学の在学証明書

（３）　健康診断書（本学所定の用紙）

（４）　住民票（写）及びパスポート（写）（外国人の場合）

２　長崎県内大学・短期大学単位互換制度による学生については、所定の手続きによるものとする。

（許　可）

第４条　特別聴講学生の入学は、全学教授会の意見を聴いて学長が許可する。

（検定料、入学金及び特別聴講料）

第５条　特別聴講学生については、検定料、入学金及び聴講料を免除する。ただし、実験実習に要する実費は特別聴講学生の負担とする。

（聴講期間）

第６条　特別聴講学生の聴講期間は１年以内とする。ただし、継続を希望する場合は更新することができる。

（特別聴講学生証）

第７条　特別聴講学生には、特別聴講学生証を交付する。特別聴講学生は、登校の際、特別聴講学生証を必ず携行しなければならない。

（単　位）

第８条　特別聴講学生は、聴講した授業科目について試験を受けることができる。

２　試験に合格した授業科目については、申請により聴講証明書及び単位修得証明書の交付を受けることができる。

（その他）

第９条　特別聴講学生には、この規程に定めるもののほか、学則及び学生に関する規程を準用する。

（改　定）

第１０条　この規程の改定は、全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付　則　１　この規程は、平成１３年４月１日から施行する。

２　この改定規程は、平成１３年９月２８日から施行する。

３　この改定規程は、平成１５年４月１日から施行する。

４　この改定規程は、平成２５年２月２２日から施行する。

５　この改定規程は、平成２６年４月１日から施行する。

６　この改定規程は、平成２７年４月１日から施行する。

７　この改定規程は、令和５年１２月１日から施行する。

長崎総合科学大学　別科日本語研修課程聴講生規程

第１条（目　的）

この規程は、別科日本語研修課程規程第１７条の２第２項の規定に基づき、聴講生の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

第２条（資　格）

１　聴講生を志願することができる者は、次の各号の一に該当する外国人とする。

（１）　外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者

（２）　相当の年齢に達し、前号と同等以上の学力があると本学が認めた者

（３）　本学大学院及び学部の留学生（研究生を含む）

（４）　本学附属高等学校の外国人入学者で、校長が必要と認めた者

２　聴講生となることによって、「留学」の在留資格を得ようとする者は、志願することはできない。

第３条（科目数）

聴講生の聴講できる総科目数は、前期・後期の各学期ともに５科目を限度とする。

第４条（志願手続）

１　聴講生を志願する者は、各学期始め1ケ月前までに次の各号に掲げる書類に検定料１０，０００円を添えて別科に願い出なければならない。

（１）　聴講生願（本学所定の用紙）

（２）　履歴書（本学所定の用紙）

（３）　最終学校の卒業（卒業見込み）証明書

（４）　健康診断書（本学所定の用紙）

（５）　住民票（写）及びパスポート（写）

２　前学期から継続して出願する者並びに本学大学院及び学部の留学生（研究生を含む）は、前項の（２）～（５）号の書類の提出及び検定料の納付を免除する。

３　本学附属高等学校外国人入学者の志願手続については、別途定める。

第５条（聴講料）

１　聴講生は、聴講許可された日から１０日以内に次に定める聴講料を納入しなければならない。ただし、本学大学院、学部の留学生（研究生を含む）、及び本学附属高等学校外国人入学者は、聴講料の半額を減免する。

・聴講料　　２０，０００円（1単位当り）

・通年科目を聴講する場合の単位は半期分に換算する

２　期限までに納入がない場合、聴講許可を取り消すことがある。

３　既に納入した検定料及び聴講料は返還しない。

第６条（期　間）

１　聴講生の聴講許可期間は、当該年度限りとする。

２　引き続き聴講を希望する場合は、あらためて願い出なければならない。

第７条（聴講生証）

１　聴講を許可され、所定の手続き完了した者には、聴講生証を交付する。

２　聴講生は登校の際、聴講生証を必ず携行しなければならない。

第８条（単　位）

聴講生には、単位を与えない。

第９条（準用規程）

聴講生には、この規程に定めるもののほか、学則及び別科生に関する規程を準用する。

第１０条（改　定）

この規程の改定は、別科委員会及び全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付　則　１　この規程は平成２５年２月１日から施行し、平成２５年度聴講生から適用する。

２　この改定規程は、平成２６年４月１日から施行する。

３　この改定規程は、平成２７年４月１日から施行する。

４　この改定規程は、平成２９年４月１日から施行する。

長崎総合科学大学　学生自治会規約

第 1 章　通則

第1条　学生自治会（以下「本会」という。）は長崎総合科学大学学生自治会と称し、事務所を本学本館 3Ｆ内に置く。

第2条　本会の目的は「建学の精神」に則り学生相互の親睦とその向上を図り学生生活ならびに本学の充実発展に寄与する。

第3条　本会は前条の目的を達成するために会員相互の交流、学術、文化ならびに体育の振興に関する事業を送る。

第 2 章　構成・権利義務

第4条　本会は長崎総合科学大学生をもって構成する。本会の会員は次の権利を有する。

1. 本会の活動によって生ずる利益を享くること。
2. 学生大会に出席し、その議決に参加すること。
3. 本会のあらゆる活動に参加し意見を述べること。
4. 各機関の記録文書を閲読すること。

第5条　本会の会員は次の義務を負う。

1. 会員は会費を入学期または在学期間中に、一括して納入すること。
2. 本会各機関の規則細則などに従うこと。
3. 第 6 条の勧告に従うこと。

第6条　本会会員が本学の名誉、あるいは本学の学生自治会の名誉を著しく損ねた場合、若しくはその義務を著しく怠った場合には代議員会は勧告を行うことがある。

第 3 章　組織

第7条　本会は次の機関を置く。

1. 代議員会
2. 執行委員会

第8条　体育会・文化会は本会機関に直結する。これに関する細則は別に定める。

第9条　本会の最高議決機関は学生大会である。但し、通常の議決は代議員会がこれを代行する。

第10条 学生大会は全学生を以て構成する。

第11条 学生大会は、自治会委員長（以下「委員長」とする。）が招集する。

第 4 章　代議員会

第12条 代議員会は学生自治会の議決機関である。また、新年度開始後 5 月中に決定され、1 年間の任期とする。

第13条 代議員会は 1～3 年各コース 24 名において選挙された代議員をもって構成する。代議員は代議員会の決定事項を確実に所属コースの会員に伝達しなければならないと共に、コース会での決定事項を代議員会に伝達しなければならない。

第14条 代議員会は議長、副議長、書記及び会計を置くものとし、役員は代議員会での選挙によって決定される。

第15条 代議員会は代議員の 3 分の 2 以上をもって成立する。但し、委任状はこれを認めない。

第16条 議事は出席している代議員の 3 分の 2 以上の賛成によって決定される。

第17条 定例代議員会は毎月 2 回議長団がこれを開催する。但し、執行委員あるいは代議員会議長が必要と認めたときはこの限りではない。

第18条 執行委員会委員長、同副委員長、同書記局長は代議員会に必ず出席しなければならない。また、代議員会議長あるいは執行委員会で必要と認めた者は本会に出席できる。

第19条 代議員会書記は代議員会議事録を作成し保管する。

第 5 章　執行委員会

第20条 執行委員会は学生自治会を代表してその会務を行う。また、11 月初めより 3 週間以内に決定され、12 月より 1 年間の任期とする。

第21条 執行委員会は委員長，副委員長，書記局長，会計局長，学友局長，書記部長，会計部長，学友部長，情宣部長，厚生部長，文化会会長，体育会会長をもって構成する。

第22条 執行委員会は学生自治会の活動を統轄し推進する。また本会は学生より議題を提出された場合、それを代議員会に提出しなければならない。

第23条 委員長は自治会員から選出される。また、委員長は副委員長，書記局長，会計局長，学友局長を任命できる。

第24条 書記部長，情宣部長は書記局長が、学友部長，厚生部長は学友局長が、会計部長は会計局長がそれぞれ委員長の承認を得て任命する。また、文化会会長，体育会会長は独自で選出する。

第25条 執行委員会は緊急事態発生の場合、独自の判断で方針を決定できる。但し、代議員会に事後報告をしなければならない。

第26条 委員長は本学学生自治会の代表者になり、すべての会務を統轄しすべての権限において助言ができる。

第27条 副委員長は常に委員長を補佐して会務を統轄し、委員長不在時にはその事務を代行する。

第28条 書記局長

1. 委員長および副委員長不在時にその事務を代行する。
2. 学生大会議事録を作成し、掲示・保管する。
3. その他全ての記録、書類、通信等を作成し、保管する。
4. 書記部長，情宣部長をその管轄下におく。

第29条 学友局長

1. 学友局長は学生生活向上のための任務を行う。
2. 学友部長，厚生部長，文化会会長，体育会会長をその管轄下におく。
3. 学友部長，厚生部長は厚生に関する活動を統轄する。
4. 文化会会長は文化クラブに関する活動を統轄する。
5. 体育会会長は体育クラブに関する活動を統轄する。

第30条 会計局長

1. 会計局長は学生自治会の資金を取り扱い、それに関する全ての事務を行う。
2. 学生自治会会計簿を作成し、保管する。
3. 会計部長をその管轄下におく。
4. 毎年、学生大会の 2 週間前に会計監査を行う。

第 6 章　学生大会

第31条 学生大会は執行委員と一般会員とが意見交換により一層密接な連絡を保つためのものである。

第32条 学生大会は学生自治会の最高決議機関である。

第33条 定期学生大会は毎年 5 月及び 12 月に開催されるものとし、学生大会議長団の名で全学生を招集する。

第34条 学生大会は執行委員会で必要と認めたとき、あるいは全学年の 10 分の 1 以上の署名をもって要求があったとき、開催することができる。但し、第 6 章第 39 条の異議申し立ての場合を除く。

第35条 学生大会議長団は議長，副議長，書記 2 名の計 4 名で構成され、議長団は執行委員会において決定する。但し、執行委員は議長団を兼ねることが原則できないが、人員が少ないまたはいない場合は兼任を許可することができる。

第36条 書記局長は学生大会終了後、議事録を作成し、一般会員に提示しなければならない。

第37条 学生大会は全学生をもって構成し 2 分の 1 以上の出席を以って成立する。但し、委任状はこれを認める。学生大会の決議は出席者の過半数により成立する。

第38条 学生大会が定足数に達せず 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満の場合はこれを学生集会と称する。学生集会での決議事項を大会の日から 1 週間全学生に呈示し、異議申立てのない場合は学生大会での決議とすることができる。

第39条 前条での異議申立ては全学生の 8 分の 1 以上の署名をもって大会の日より 1 週間以内に議長団に対してなし、それがあった場合議長団は異議申立ての日から 1 週間以内に学生大会を開催しなければならない。

第 7 章　会費

第40条 会費は会員が納入する自治会費をもってこれにあてる。但し、会費は 4 年分を入学期または在学期間中に支払うものとする。

第41条 会計年度は毎年 4 月に始まり翌年 3 月に終わるものとする。

第42条 会計監査は学生大会の 2 週間前に行うものとする。但し、会計監査委員は代議員会において決定する。尚、会計監査に関する詳細は会計監査委員会（細則）に定める。

第 8 章　クラブ

第43条 本学学生自治会学友局には文化会・体育会をおく。但し、文化会は文化会会長が、体育会は体育会会長がそれぞれ統轄する。

1. 文化クラブ

   音楽部，軽音部，フォーク部，コンピュータ技術研修部（ＣＴＴＣ），写真部，吹奏楽部，造形美術部，美術部

2. 体育クラブ

   アイスホッケー部，空手部，弓道部，剣道部，サイクリング部，サッカー部，新極真空手部，水泳部，卓球部，準硬式野球部，バスケットボール部，バトミントン部，バレーボール部，ペーロン部，ヨット部

第44条 各クラブには顧問教官をおき、適正な指導助言を受ける。またクラブの成立・廃止は文化会総会または体育会総会において決定する。但し、執行委員会がクラブの活動が著しいと判断されるまたは決定した場合は、その限りではない。

第45条 執行委員会はクラブ活動を盛んにするため主将会議を開催できる。また、文化会と体育会は文化会総会・体育会総会を学生大会前に開催する。

第46条 主将会議は学友局長・文化会会長・体育会会長及び各クラブの代表者 1 名をもって構成する。但し、執行委員会で必要と認めたものは出席できる。

第47条 クラブ活動に関する詳細は、これを文化会規約・体育会規約に定める。

第 9 章　改正

第48条 学生自治会規約及び各規約事項の修正，付加あるいは新規約および新規定の承認の要求は執行委員会で必要と認めた場合のみ作成し、学生大会での過半数以上の賛成をもって成立する。

第 10 章　補則

第49条 本規約は決定日より効力を発する。

昭和 44 年 7 月 9 日　　改正

（略）

平成 10 年 11 月 12 日　一部改正

令和 元年 12 月　6 日　改正